

平成16年版
環境報告書

平成16年版

環境報告書



豊
田
市

豊 田 市



古紙含有率100% (表紙70%) 再生紙を使用しています
白色度 70%

守ろう地球！ 使おう買物袋！
- 買物袋持参運動推進中 -

はじめに

21世紀は「環境の世紀」と言われ、これまで環境に大きな負担を強いてきた大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済優先社会を根本から見直し、安心して暮らせる環境を次世代に引き継いでいくことが求められています。今日の環境問題は、地球温暖化、廃棄物、ダイオキシンを始めとする化学物質など、消費生活や社会経済構造と密接に関わったものになっています。このような問題を改善するためには、日常生活そのものが環境に重大な影響を与えていることを自覚し、一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会構造そのものも環境に配慮したものに变える必要があります。また、自治体も率先して自らできることを実践し、資源循環や自然との共生を確立した社会を構築していかなければなりません。

こうした中、本市では、平成13年度に改定された『豊田市環境基本計画』に基づき、環境の保全と創造に関する施策・事業を積極的に推進し、「みんなで創る信頼と安心の環境都市・とよた」をめざしています。

本市では、平成12年度に取得した環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を平成15年度に更新し、一消費者一事業者として環境保全と改善の重要性を自覚し、環境と人の視点に立った事業活動への取り組みを進めています。

本環境報告書は、平成15年度の本市における環境の現況と環境に関する施策等を取りまとめたものです。日常生活と環境との関わりについて考えていただく上で、本書が少しでもお役に立てれば幸いです。

平成16年9月

豊田市長

鈴木 公平

環境問題をめぐる平成15年度の動きから

豊田PCB廃棄物処理事業

日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）によるPCB廃棄物の広域処理事業の安全性と環境保全の確保のため、「豊田市PCB処理安全監視委員会」を設置しました。市民参加の監視を推進するため、安全監視委員会には周辺自治区代表と公募の市民なども委員として参加していただき、平成15年度は3回開催しました。（22頁）

豊田市新清掃工場の建設

安全を基準にして安定したごみ処理を図るとともに、環境への影響を最小限にした新清掃工場を建設します。平成19年4月の稼働に向けて、工事を着工しました。（19頁）

不適正処理産業廃棄物の処理

（株）枝下の事業場内に不適正に放置された産業廃棄物（平成12年3月及び11月に措置命令を行ったもの）の一部を対象に、廃棄物処理法第19条の8の規定に基づき、行政代執行しました。（24頁）

ISO14001 認証取得事業者の増加

循環型社会への転換に向け、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、国際基準であるISO14001の認証を取得する企業が年々増加しています。平成15年度末現在、市内におけるISO14001認証取得件数は133件になりました。また、平成12年11月にISO14001の認証を取得した豊田市役所本庁舎の環境マネジメントシステムも、平成15年度に更新審査が行われ、認証が更新されました。（100・101頁）

第2回豊田市エコライフ海外視察団の派遣

環境先進国の施策や市民の取組みを市民自らが視察・体験することにより、今後の活動に役立てるとともに市民へのエコライフの普及を促進することを目的として、一般市民公募による9人の海外視察派遣団が海外視察を行いました。平成15年11月9日から11月16日までの8日間の日程でデンマーク（コペンハーゲン・カルンポー）、フィンランド（ハメンリンナ・エスポー）のリサイクルセンター、エコストアや企業体のゼロエミなどを視察しました。（99頁）

環境の概況

市内における環境の状況を把握・監視するため、大気、水質及び騒音・振動等に関する調査を行いました。平成15年度における大気と水質に関する調査結果の概要は、次のとおりです。

大気汚染の状況は、測定項目により若干の変動はみられますが、この数年は概ね安定して推移しています。環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素についてはすべて達成しましたが、光化学オキシダントは全局において達成しませんでした。平成15年8月5日には光化学スモッグ注意報が発令されましたが、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。また、有害大気汚染物質のうち環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準を達成し、新たに指針値が設定されたアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物についても指針値を下回りました。

水質の状況について、18河川1池の23地点で水質調査を行いました。カドミウム等の「人の健康の保護に関する環境基準」については、すべての河川で測定項目について適合しました。また、「生活環境の保全に関する環境基準」が設定されている矢作川等の6河川において、水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、逢妻女川を除き環境基準に適合しました。

第1部 総論

第1章 豊田市環境基本計画の概要

| | |
|------------|---|
| (1)計画の目的 | 1 |
| (2)計画の位置づけ | 1 |
| (3)計画の期間 | 1 |
| (4)計画の構成 | 2 |

第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

| | |
|---|----|
| プロジェクト1:「廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます」 | 4 |
| プロジェクト2:「廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます」 | 5 |
| プロジェクト3:「二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます」 | 6 |
| プロジェクト4:「自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします」 | 7 |
| プロジェクト5:「農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します」 | 8 |
| プロジェクト6:「交通環境を整備し、環境への負荷を低減します」 | 9 |
| プロジェクト7:「化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します」 | 10 |
| プロジェクト8:「河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします」 | 11 |
| プロジェクト9:「緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します」 | 12 |
| プロジェクト10:「環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります」 | 13 |

第2部 各論

第1章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

第1節 廃棄物の発生抑制

| | |
|----------------|----|
| 1 ごみ処理量 | 14 |
| 2 ごみ減量化に向けた取組み | 15 |
| 3 事業者との連携 | 15 |

第2節 廃棄物の再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

| | |
|-----------|----|
| 資源化とリサイクル | 16 |
|-----------|----|

第3節 廃棄物の適正処理

| | |
|----------------|----|
| 1 一般廃棄物 | 17 |
| 2 産業廃棄物 | 19 |
| 3 豊田PCB廃棄物処理事業 | 21 |

第4節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

| | |
|--------------|----|
| 産業廃棄物の適正処理指導 | 22 |
|--------------|----|

第2章 地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

第1節 地球温暖化対策

- 1 新エネルギーの導入 24
- 2 低公害車の普及促進 25

第2節 酸性雨対策

- 酸性雨調査 27

第3章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

第1節 水循環の向上

- 雨水の利用促進 28

第2節 水資源の保全

- 1 水道水源保全事業 29
- 2 環境林整備事業 31
- 3 水辺環境の整備 32
- 4 豊田市矢作川研究所 34

第3節 多様な生態系の保全と育成

- 1 自然環境の現況 35
- 2 自然保全 37
- 3 開発に関する審査・調査・指導 39
- 4 動植物調査 40
- 5 希少な動植物の保護 42
- 6 湿地の保護 44
- 7 名木の保護 44

第4節 自然とのふれあい空間の形成

- 1 自然とのふれあい空間の整備 45
- 2 自然とふれあう機会の充実 46
- 3 自然シリーズの刊行 47

第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

- 交通対策 48

第2節 生活環境の保全

- 1 環境影響評価(環境アセスメント) 49
-
-

| | | |
|---|---------------|----|
| 2 | 公害防止協定の締結 | 49 |
| 3 | 事業者への資金融資制度 | 50 |
| 4 | 環境監視調査 | 50 |
| 5 | 環境法令に係る届出の受理等 | 50 |
| 6 | 事業場の公害防止管理 | 51 |
| 7 | 開発行為の指導 | 51 |

第3節 大気汚染の防止

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 大気環境調査 | 52 |
| 2 | 有害大気汚染物質モニタリング調査 | 55 |
| 3 | 自動車排気ガス調査 | 56 |
| 4 | 大気環境の保全 | 57 |

第4節 水質汚染の防止・河川等の水質浄化

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 河川水質調査 | 59 |
| 2 | 工場・事業場対策 | 62 |
| 3 | 生活排水対策 | 64 |

第5節 土壌・地下水汚染、地盤沈下の防止

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 地下水 | 67 |
| 2 | 地盤沈下 | 69 |

第6節 騒音・振動、悪臭などの防止

| | | |
|---|-------|----|
| 1 | 騒音・振動 | 71 |
| 2 | 悪臭対策 | 78 |

第7節 近隣公害対策

| | | |
|---|----------|----|
| 1 | 公害に関する苦情 | 79 |
| 2 | ごみ散乱防止対策 | 79 |
| 3 | あき地環境保全 | 79 |

第8節 化学物質対策

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | ダイオキシン類 | 80 |
| 2 | 内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)調査 | 83 |
| 3 | P C B調査 | 85 |

第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

緑のネットワークの形成

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 緑化の推進 | 86 |
| 2 | (財)豊田市公園緑地協会 | 88 |

第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

第1節 環境情報の提供

- 1 「環境報告書」等による情報公開 89
- 2 ホームページによる情報公開・提供 89

第2節 環境教育、環境学習の充実

- 1 学校の取組み 90
- 2 啓発事業 93

第3節 市民、事業者、行政の連携強化

- 1 買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会の活動 97
- 2 市民の活動 98
- 3 事業者の取組み 99

第4節 行政の率先行動

- 1 環境マネジメントシステム(ISO14001)の継続的改善 100
- 2 グリーン購入の実践 103
- 3 公共施設におけるごみ減量 106
- 4 公共工事における環境配慮指針 108

参考資料

- 環境行政年表 109
 - 平成16年度 環境部の業務内容 115
 - 開発に関する法規制等 116
 - 環境関連例規(条例) 117
 - 環境関連資料 118
 - 環境に関する宣言 119
 - 環境方針 120
-
-

第 1 章 豊田市環境基本計画の概要

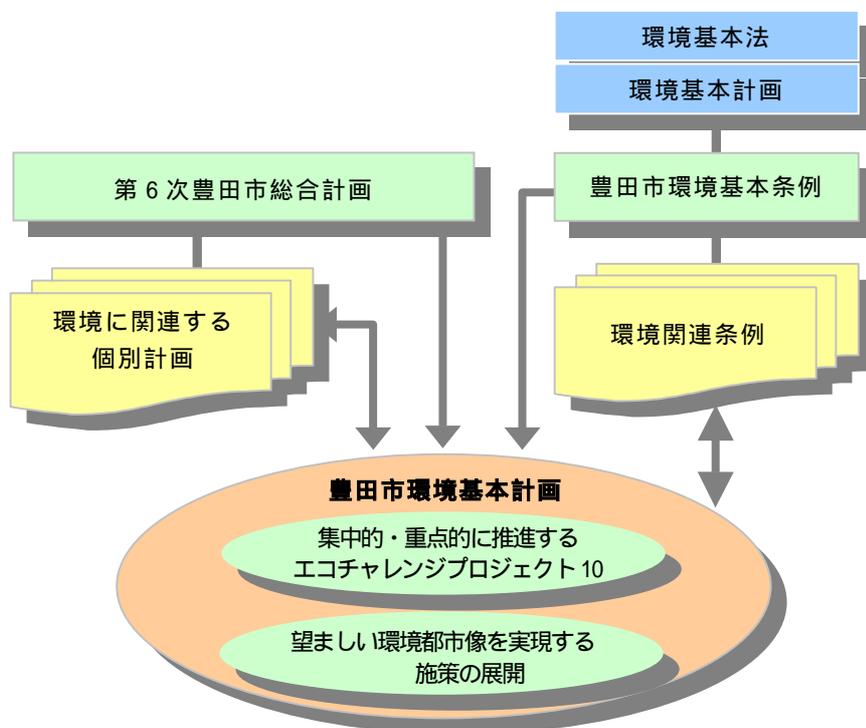
(1) 計画の目的

豊田市環境基本条例（昭和 46 年制定、平成 8 年 9 月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

豊田市環境基本条例第 14 条に基づき策定する計画であり、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

また、第 6 次豊田市総合計画に示された様々な施策を、環境の視点を通して関連性を持たせ、まちづくり目標の一つである「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」を実現していくための環境分野における総合計画として位置づけています。



(3) 計画の期間

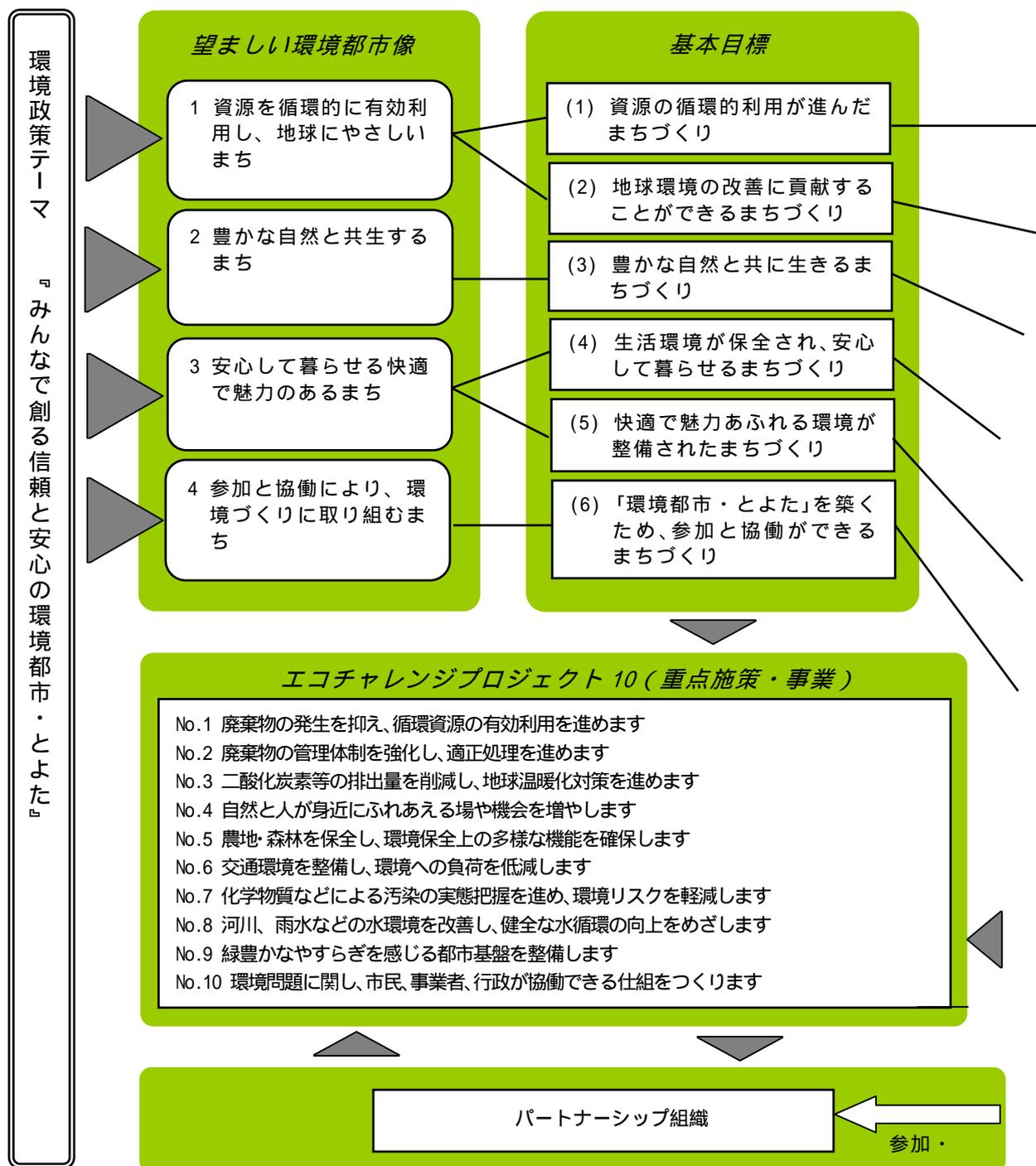
本計画の期間は、2002 年度（平成 14 年度）を初年度とし、第 6 次豊田市総合計画の目標年次と合わせて 2010 年度（平成 22 年度）を目標年次としています。

(4) 計画の構成

【望ましい環境都市像を実現するために】

豊田市環境基本計画は、計画期間中においてめざすべき4つの「望ましい環境都市像」と6つの「基本目標」を明らかにしています。

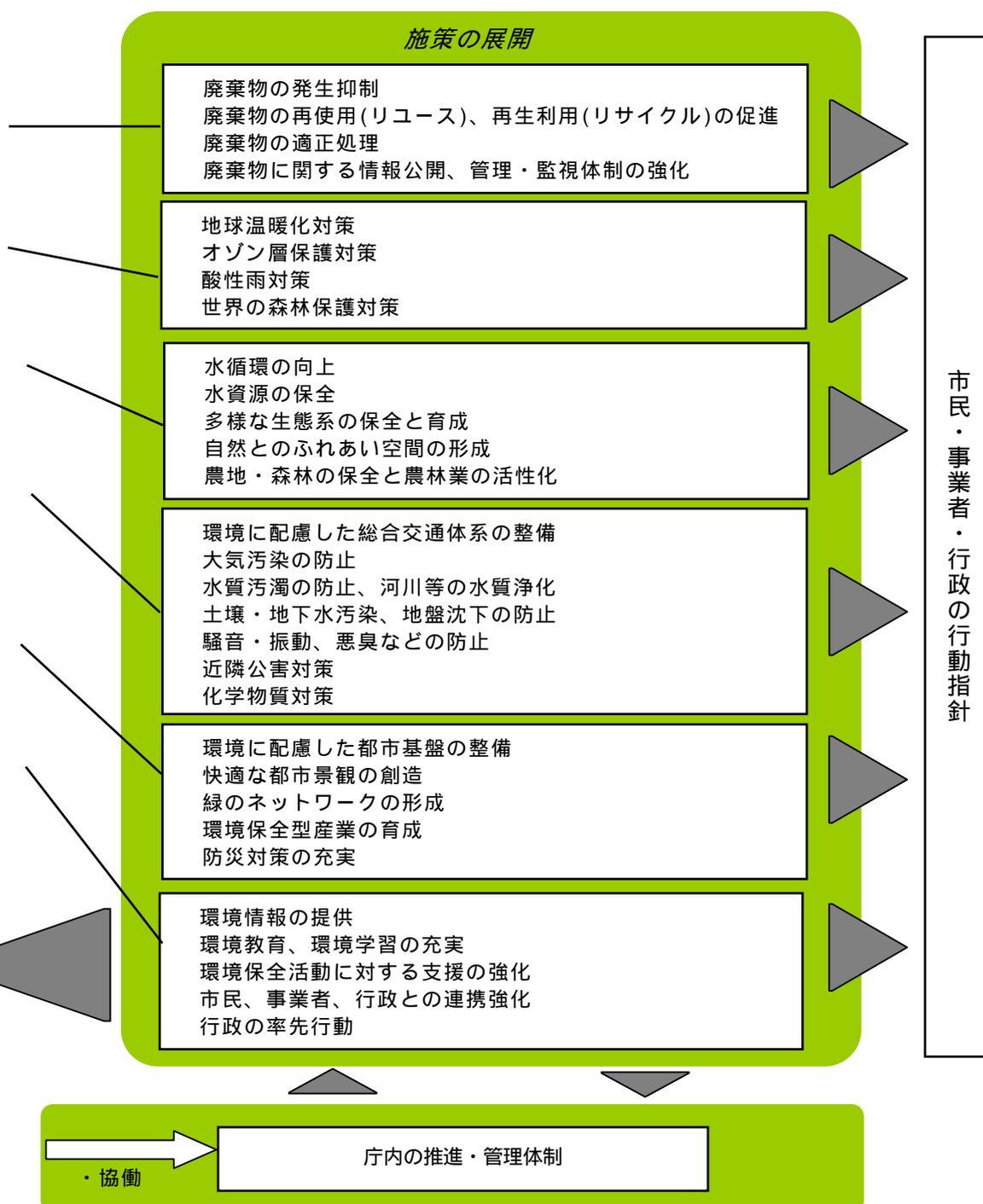
この「望ましい環境都市像」の実現をめざし、基本計画全体をリードするための10のプロジェクトを「エコチャレンジプロジェクト」として位置づけています。



「エコチャレンジプロジェクトの役割」

エコチャレンジプロジェクトは、「施策の展開」の中からプロジェクトを推進するための重点施策・事業を抽出し、計画期間の前半5年間で短期的かつ重点的に実施するものです。

エコチャレンジプロジェクトは、計画期間の前半をリードする施策・事業の集合体ともいえます。



第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

プロジェクト1

廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成12年度 | 目標値(平成22年度) | 現状値(平成15年度) |
|--------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 一般廃棄物の(可燃系)の減量化量 | 16,537t (発生量 117,116t) | 51,000t (発生予測量 163,985t) | 17,234t (発生量 128,363t) |
| 一般廃棄物の(不燃系)の埋立量の削減 | 21,842t | 4,400t | 21,355t |

重点施策・事業の実施状況

可燃系ごみの発生抑制・減量化・資源化の推進

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|--------------------------|--|---|
| 1-1 | 資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業 | ・普及啓発の推進(買物袋持参運動、エコショッピング、リサイクル、グリーン購入等) | ・買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会をとおして普及啓発を推進(大型食料品店買物袋持参率18.2%) |
| 1-2 | 家庭ごみ(可燃)の減量化・資源化の推進 | ・事業の推進(集団回収活動団体の増加、ストックヤード、リサイクルステーションの増設等) | ・集団回収活動団体数 487団体 ・ストックヤード数 30基増設(累計307基) ・リサイクルステーション数 2か所増設(累計11か所) |
| 1-3 | 容器包装リサイクル法に基づく分別収集事業 | ・施設建設 ・古紙類「雑紙」として回収(紙製容器包装) | ・その他プラスチック製容器包装の圧縮梱包施設建設は延期 ・紙製容器包装は、集団回収及びリサイクルステーション等で回収(古紙の回収実績15,711t) |
| 1-4 | 食品循環資源の再生利用等の促進 | ・補助制度の充実(堆肥化容器、生ごみ処理機) ・地域生ごみ処理モデル事業の実施 ・食品リサイクル法の啓発 | ・生ごみ処理機等購入費補助 703基 ・地域生ごみ減量化補助 91世帯 ・生ごみの減量に関する啓発活動の実施 |

不燃系ごみの減量化・資源化の推進

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1-5 | (仮称)リサイクルハウス建設事業 | ・実施・設置か所の検討 | ・環境学習施設との併設ができなくなったため再検討中 |
| 1-6 | 家庭ごみ(不燃)の減量化の推進 | ・家庭系「灰」を「燃やすごみ」として収集、熱回収 | ・継続実施中 |

産業廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの推進

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|--------------------------|-----------------------|-------------|
| 1-7 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定指導事業 | ・指導啓発の推進 | ・処理計画の策定を指導 |
| 1-8 | 建設廃棄物の再資源化の促進 | ・事業の推進 ・システムづくりの検討 | |

プロジェクト2

廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|-----------------------|----------|----------------|------------------------------|
| 市内 P C B 廃棄物の処理の推進 | - | 処理計画に基づく無害化処理 | 豊田市 PCB 処理安全監視委員会を設置 (3 回開催) |
| 環境への負荷を最小限にしたごみ焼却場の完成 | - | 供用開始 (2007 年度) | 新清掃工場建設工事の契約締結 (9 月) |

重点施策・事業の実施状況

産業廃棄物管理体制の確立

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------------|---|---|
| 2-1 | 事業場に対する指導体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 不適正処理事業所の把握及び指導 (年間 500 事業所の立入指導) 研修会・説明会の開催 (年 4 回) | <ul style="list-style-type: none"> 立入指導 542 件 説明会 4 回開催 |

監視・連絡体制の強化

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|-----------------|--|--|
| 2-2 | 不法投棄監視制度の拡充及び整備 | <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止パトロールの実施 システムの検討・整備 | <ul style="list-style-type: none"> 投棄防止監視活動の推進：パトロール員 (6 人 3 班体制) 及び直営不法投棄班 (4 人) を編成。不法投棄パトロール隊 (91 団体：1309 人) や、まちの美化活動団体 (67 団体：3320 人) の市民活動団体支援制度を樹立。 * 不法投棄処理件数：1134 件 (市民情報：872 件) / 224 トン |

廃棄物の適正処理の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------------------|---|--|
| 2-3 | 新清掃工場建設事業 | <ul style="list-style-type: none"> 環境アセスの実施 都市計画決定 工事着工 | <ul style="list-style-type: none"> 環境アセス評価書に基づく工事中の環境監視調査の準備 工事着工 平成 15 年 9 月 26 日 |
| 2-4 | 新不燃物最終処分場建設事業 | <ul style="list-style-type: none"> 工事着工 | <ul style="list-style-type: none"> 造成土木工事及び水処理施設工事着工 |
| 2-5 | P C B 廃棄物の処理対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン・処理計画の策定 PCB 無害化処理の推進 環境モニタリング調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 豊田市 PCB 処理安全監視委員会の設置 (委員会 3 回開催) 処理計画の検討 東海地区広域協議会において 3 回協議 |
| 2-6 | 廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 紛争予防条例による地元説明会の実施 (2 施設) 水道水源保全の観点で立地規制の検討 |
| 2-7 | 市外産業廃棄物搬入事前届出制度の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 事前届出制の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 県条例の制定による届出の義務化 (平成 15 年 10 月から) |

プロジェクト3

二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|-----------------------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| 住宅用太陽光発電システムの普及 | 234 戸 | 1,100 戸 | 902 戸 (1) |
| 市内における低公害車等の普及率の向上 | - | 20% | 965 台 (2) |
| 率先行動による市役所からの二酸化炭素などの排出量の削減 | 3,700 万 kg-CO ₂ | 10%削減 | 4,434 万 kg-CO ₂ |
| I S O 14001 認証取得企業数の増加 | 58 社 | 300 社 | 121 社 |

- 1 平成 12 年度までの戸数に平成 13～15 年度に豊田市が補助金を交付した件数を加えた数値
- 2 平成 10～15 年度に豊田市が補助金を交付した台数

重点施策・事業の実施状況

自然エネルギーの活用

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|---------------|---|--|
| 3-1 | 新エネルギー普及促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者への普及啓発の推進 ・既存の補助制度の推進 ・公共施設への新エネルギーの導入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システムへの補助金交付 (288 件) ・豊田市立伊保小学校に太陽光システム導入 |
| 3-2 | 省エネルギービジョンの策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの導入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの導入促進 |
| 3-3 | 低公害車等普及促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の保有状況実態調査 ・市民への普及促進 (補助制度の充実) 及び公用車への低公害車の率先導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車への補助金交付 (321 件) |

環境にやさしい事業活動の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|--------------------------|---|--|
| 3-4 | 事業所の I S O 14001 認証取得の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 (中小企業の ISO 認証取得支援事業の推進) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助件数 26 件 ・補助金額 9,790 千円 |
| 3-5 | 市の事業活動における地球温暖化防止実行計画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・率先行動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・率先行動の推進 |

環境にやさしいライフスタイルの普及

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------------------------|--|---|
| 3-6 | 地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ事業の推進 ・エコスタマップの作成 ・エコイベントの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・買物袋持参運動 (エコライフ) 推進協議会の活動をとおして普及啓発 ・環境家計簿の配布 |

プロジェクト4

自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成12年度 | 目標値(平成22年度) | 現状値(平成15年度) |
|---------------------|-----------|-------------|-------------|
| 「自然観察の森」来場者数の増加 | 15,000人/年 | 30,000人/年 | 17,687人/年 |
| 地域自然学習フィールド整備か所数の増加 | - | 7か所 | 5か所 |
| 多自然型河川の整備延長 | 3,270m | 7,270m | 3,885m |

重点施策・事業の実施状況

自然環境の保全

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|------------|-------------|--------------------------|
| 4-1 | 自然環境基礎調査事業 | ・調査の実施 | ・調査の実施 (現地調査延べ504人/日) |

自然とのふれあい機会の充実

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|--------------------|---|---|
| 4-2 | 自然観察の森再整備事業 | ・ガイドボランティアの養成、登録及び活用 ・自然体験学習会の開催 ・市民参加の森づくり | ・ガイドボランティア養成・登録：11人 ・子どもわくわく自然学習：3回 ・とよた自然わくわくクラブ活動：22回 |
| 4-3 | 公共施設の自然ネットワーク事業 | ・庁内協議会の設立 | |
| 4-4 | 生きものと共生する地域づくり推進事業 | ・自然保護活動団体の育成・支援 | ・2活動団体への支援 (講師派遣、原材料等支給) |

自然に配慮した水辺環境の保全と創出

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|-----|--------------------------|--|---------------------------------|
| 4-5 | 親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進 | ・市街地への多自然型水辺づくり導入方法の検討及び整備の推進 | ・市街地への多自然型水辺づくりについて導水方法を関係機関と協議 |
| 4-6 | 多自然型河川整備の推進 | ・準用河川28河川、普通河川143河川における河川整備の実施(400m/年) | ・普通・準用河川4河川の多自然型河川整備の実施(96m/年) |

プロジェクト5

農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|---------------------|-----------|---------------|---------------|
| 農業振興地域における農用地面積の確保 | 5,135.9ha | 4,697.9ha | 5,108.2ha |
| 環境林整備事業で管理する森林面積の拡大 | 21ha | 300ha | 113.32ha |

重点施策・事業の実施状況

環境保全型農林業の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------------|--|---|
| 5-1 | 自然環境機能増進総合対策事業 | ・継続実施 | ・事業の中止(1) |
| 5-2 | 環境に配慮したほ場整備事業 | ・松平地区、渡刈地区、上郷東部地区、若園南部地区の整備 | ・松平地区 仕上げ工事一式 ・渡刈地区 仕上げ工事一式 ・上郷東部地区 1.1ha 実施 ・若園南部地区 12.8ha 実施 |
| 5-3 | 農村自然環境整備事業 | ・枝下用水パイプライン上部の緑道整備(19.6 km) ・農業用溜池の水辺環境整備(3 か所) ・農道整備(24.5 km) | ・緑化施設整備 L = 0.2km 実施 ・水辺環境整備 1 か所(割目池 (H14 ~ H16)) ・農道整備 L = 1.3km 実施 |
| 5-4 | 環境林整備事業 | ・継続実施 | ・間伐 25.75ha |
| 5-5 | 間伐材の利用促進事業 | ・公共工事、公共施設への積極的利用 ・有効利用システムの検討 | |

1 当初計画の調査事業については、他町村にて実施されたため試験結果が入手可能となったため。

農業にふれあえる機会の充実

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------|---------------|--|
| 5-6 | 市民農園整備事業 | ・継続実施 | ・1 か所開設(2,104 m ² 、39 区画) |

プロジェクト6

交通環境を整備し、環境への負荷を低減します

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|---|-------------|---------------|---------------|
| 大気環境中の二酸化窒素(NO ₂)濃度(日平均値の年間98%値)の維持 | 0.04ppm | 0.04ppm 以下 | 0.04ppm 以下 |
| 公共交通分担率(自動車から鉄道やバスへの転換)の向上 | 7% (1991 年) | 12% | 7% (2002 年) |

重点施策・事業の実施状況

自動車排気ガス対策の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|---------------------------------------|---|--|
| 6-1 | 自動車 NO _x ・PM 法に基づく具体的施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車等の規制適合車への買替促進事業の推進 PM対策の検討、具体的事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル車等の規制適合車への買替促進補助金交付(79台) |
| 6-2 | 交通環境対策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 環境基準等(大気汚染・騒音・振動)の調査実施及び情報提供 環境負荷低減に向けた施策の検討・具体化 | <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染4地点、騒音14地点、振動2地点で調査を実施。結果を報道機関、ホームページで公表 |

交通環境整備の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|--------------------|--|---|
| 6-3 | 豊田都市圏新渋滞対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関への転換の拡大 徒歩・二輪車への転換促進策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 左記2点の検討 時差出勤・フレックスタイム導入の検討 |
| 6-4 | 電気自動車共同利用推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 無人予約システムの導入 拠点及び車両数の拡大 運営管理会社設立の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 稼働率向上のための会員制度見直しの実施 |
| 6-5 | パーク・アンド・ライド駐車場整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> パーク・アンド・ライド駐車場整備工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> パーク・アンド・ライド駐車場整備計画の実施 |
| 6-6 | 道路交通情報システム高度化推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場案内板新規2基 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場案内システムへの新規加入駐車場2か所 |

生活交通の確保

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|------------|--|---|
| 6-7 | 生活交通確保対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ふれあいバスの運行 3地区の追加 | <ul style="list-style-type: none"> 生活交通確保基本計画の策定 |

プロジェクト7

化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|--|----------|---------------|---------------|
| 化学物質の使用・排出量の把握事業所数 | | 50 事業所 | |
| 大気、水質及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の達成(大気、水質の基準値は年平均値) | 環境基準以下 | 環境基準以下の維持 | 環境基準以下 |

重点施策・事業の実施状況

監視・指導体制の強化

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|----------------------|--|--|
| 7-1 | 事業者への化学物質適正管理の指導促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)環境保全協定締結事業所を中心に事業を推進 ・適正管理の指導・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・PRTR 法に基づく届出の周知 ・有害物質使用工場立入 79 事業場 |
| 7-2 | リスクコミュニケーションの場づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・場づくりの検討 ・ファシリテーター制度の検討 ・地域協議会等既存制度の継続運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市 PCB 処理安全監視委員会の設置。委員会 3 回開催 ・地域協議会の活用(2 企業 8 回出席) |

土壌・地下水の汚染対策

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 7-3 | 土壌・地下水汚染に関する事業者の浄化対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・土壌対策新法法制化に伴う適切な対応 ・制度化の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・県条例に基づく土壌・地下水汚染の報告指導 3 社、自主報告 1 社 ・報告に基づき周辺地下水調査の実施 58 件 ・有害物質使用工場立入 21 事業場 ・豊田市土壌汚染対策法施行要綱の運用 |

ダイオキシン対策

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|-----------------|---|---|
| 7-4 | ダイオキシン類の発生抑制の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・法対象者による測定・報告、改善指導の実施 ・行政検査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス・排水 54 施設、ばいじん等 20 施設から測定結果報告 ・行政検査を 10 施設で実施 ・公共施設小型焼却炉 122 基解体撤去 |

プロジェクト 8

河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|----------------------|----------|---------------|---------------|
| 水道水源保全事業で管理する森林面積の拡大 | 111ha | 1,000ha | 499ha |
| 下水道普及率の向上 | 53.1% | 80.7% | 63.5% |

重点施策・事業の実施状況

水資源の保全

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|--------------------|--|--|
| 8-1 | 水道水源保全事業の推進、拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 人工林間伐の推進 事業拡大の検討・調整 | <ul style="list-style-type: none"> 人工林間伐の実施 126ha 水源保全林の選定 125ha |
| 8-2 | 総合雨水排水計画の策定及び事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留浸透施設等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 総合雨水排水計画の策定 |
| 8-3 | 雨水流出抑制施設整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の拡充策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留施設設置件数 130基 (貯留施設の新設75基、不用浄化槽の再利用55基) 事業拡充策として、現行補助制度の活用推進策を検討・実施 |

水質環境の向上

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|---------------------|--|---|
| 8-4 | 公共用水域における環境モニタリング調査 | <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁環境モニタリング調査の実施 環境ホルモン調査 | <ul style="list-style-type: none"> 18 河川・1 池の 23 地点、地下水 15 地点でモニタリング調査を実施 水質 7 地点、大気 3 地点で環境ホルモン調査を実施 |
| 8-5 | 下水道整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の推進 (整備 597ha) | <ul style="list-style-type: none"> 面整備 206ha 幹線整備 4,142m |
| 8-6 | 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 | <ul style="list-style-type: none"> 既設単独処理浄化槽からの転換促進 小集落等を単位とした計画的整備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 高度処理型合併処理浄化槽設置実績 263 基 (内、集落促進事業 133 基) |

プロジェクト9

緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成 12 年度 | 目標値(平成 22 年度) | 現状値(平成 15 年度) |
|-------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|
| 街路樹の植栽(植栽延長)の拡充 | 110,643.6m | 163,000m | 114,736.9m |
| 市民一人あたりの都市公園面積の増加 | 10.85m ² /人 | 13 m ² /人 | 11.48 m ² /人 |

重点施策・事業の実施状況

環境に配慮した住環境、道路整備の推進

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|---------------------|--|---|
| 9-1 | 豊田市駅前通り地区市街地再開発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発組合設立 ・実施設計作成 ・商業棟建設工事 ・(10月)業務、住宅棟建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計・権利変換計画作成 |
| 9-2 | 市営住宅建替改善計画の策定及び事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生住宅建替事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営中河原住宅実施設計完了 |
| 9-3 | 緑豊かな都市計画道路、市道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進(都市計画道路豊田刈谷線整備事業他) | <ul style="list-style-type: none"> ・(都)西山上挙母線 : 排水性舗装 : 透水性舗装 ・(都)西岡吉原線 : 排水性舗装 : 透水性舗装 ・(都)猿投公園線 : 透水性舗装 ・(都)高橋細谷線 : 透水性舗装 ・市道深田2号線 : 透水性舗装 |
| 9-4 | 道路法面緑化整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道新設・改良整備(8,000m/年)のうち、対応可能路線について継続的に実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道新設・改良整備のうち、6,555mの工事で法面緑化を実施(実施率82%) |

公園、緑地の整備・充実

| No | 施策・事業名 | 平成 15 年度プログラム | 平成 15 年度実施状況 |
|-----|------------------------|--|---|
| 9-5 | 総合公園整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計、整備の推進(扶桑公園、毘森公園等 23.87ha) ・散策路(沈下橋含む)及び河畔林整備、維持(水辺環境整備) | <ul style="list-style-type: none"> ・扶桑公園の実施設計の完了(1.4ha) ・毘森公園園路部分改良実施 ・矢作川水辺散策路の整備並びに河畔や水辺広場の環境管理を実施 |
| 9-6 | 都市緑地、風致公園整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計、整備の推進(鞍ヶ池緑地等) | <ul style="list-style-type: none"> ・準備工事の完了、造成工事、整備工事、造園工事、建築工事に着手 |
| 9-7 | (仮称)豊田ジャンクション高架下公園整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・占用許可の協議 |

プロジェクト10

環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります

環境指標の達成状況

| 環境指標 | 平成12年度 | 目標値(平成22年度) | 現状値(平成15年度) |
|--------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 環境指導者登録者数 | 106人 | 300人 | 122人 |
| 環境保全協定締結事業所数 | 51社 (公害防止協定) | 100社 | 50社 (公害防止協定) |

重点施策・事業の実施状況

総合的な環境教育・環境学習の推進

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|------|-------------------|--|-----------------------------------|
| 10-1 | 環境学習拠点整備事業 | ・整備工事 | ・豊田市環境学習施設基本計画策定(生活系) |
| 10-2 | 環境指導者養成事業 | ・事業の推進(指導者の養成・登録・紹介) | ・環境学習リーダー養成講座 12人 ・教職員向け講座 46人 |
| 10-3 | 学校教育における環境教育の推進 | ・事業の推進(導入校の紹介及び実施後のフォロー) | ・小学校2校、中学校1校において試行実施 |
| 10-4 | 環境学習ネットワーク事業 | ・事業の検討 ・事業の推進(ネットワークの設立と支援、学習会などの共同開催、相互支援と交流等) | ・事業の検討(豊田市環境学習施設基本計画に付随して検討) |
| 10-5 | 企業の環境に関する社会貢献促進事業 | ・事業の仕組づくり | |

パートナーシップの形成

| No | 施策・事業名 | 平成15年度プログラム | 平成15年度実施状況 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 10-6 | (仮称)環境保全協定の締結事業 | ・締結事業の推進(企業間の情報交換、研修会の開催等) | |
| 10-7 | (仮称)エコ企業クラブの発足と具体的事業の促進 | ・事業の推進(企業間の情報交換、研修会の開催等) | ・事業の中止(1) |
| 10-8 | (仮称)とよた環境市民会議の創設 | ・基本計画の推進、進行管理、環境の保全及び創造に関する具体的取組の実施 | ・市民会議準備会10回開催 |
| 10-9 | 環境NPO(ボランティア団体)との協働、支援事業 | ・事業の推進(環境イベントの委託や共催、情報発信の支援等) | |

- 1 事業者の自主的な活動や連携が様々な形でみられることから、当面事業化を見送る。

第 1 章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

第 1 節 廃棄物の発生抑制

1 ごみ処理量

豊田市において、平成 15 年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）の量は、合計 12.6 万 t、一人 1 日当たりのごみ排出量は 966 g でした。平成 14 年度に比べ、年間約 7,000 t、一人 1 日当たりのごみ排出量で 47 g 増加しました。（清掃管理課）

| | | |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 日当たりのごみの量 346 t | 一人 1 日当たりのごみの量 966 g | 一人 1 年当たりのごみの量 353kg |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|

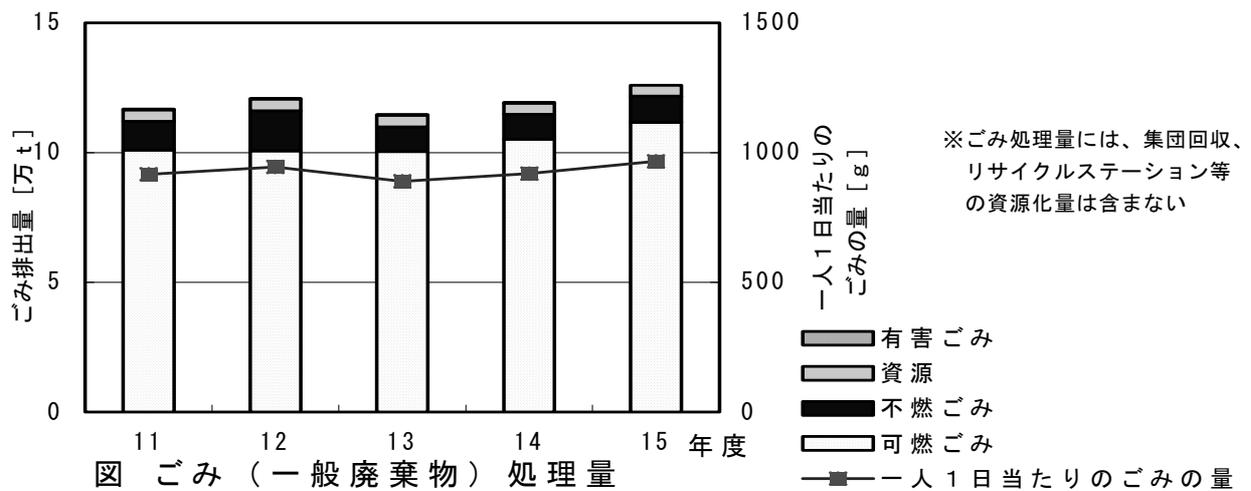


図 ごみ（一般廃棄物）処理量

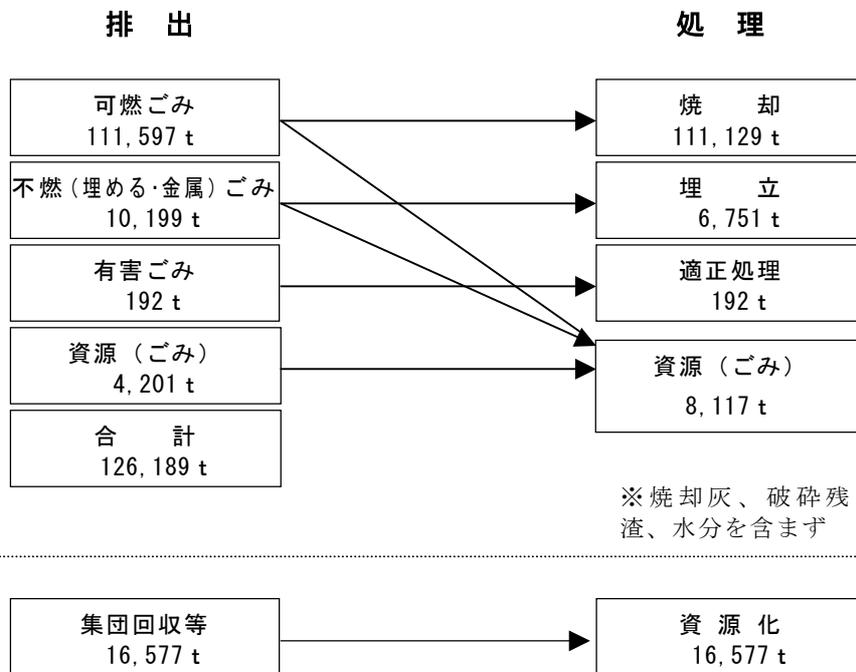


図 ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 15 年度）

2 ごみ減量化に向けた取組み

資源のリサイクル・ごみ減量研修会や施設見学会の開催、パンフレットの作成や市広報へのリーフレット折込み等により、ごみ減量の意識啓発に努めました。(清掃管理課)

| | |
|--|--|
| <p>資源のリサイクル・ごみ減量研修会 ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの正しい分け方、出し方の研修のため、自治区や各種団体と共催 ○平成 15 年度…22 回開催</p> | <p>パンフレット等による啓発 ○パンフレット『資源・ごみの分け方、出し方』 ○『資源・ごみの分け方、出し方ガイドブック』 ○『ごみとわたしたち』 ○小学校 4 年生用社会科学習資料 『ごみってなんだ？リサイクルってなあに？ 文太と良夫のゴミックアドベンチャー』 マンガをとおして、資源のリサイクルとごみの減量化の必要性を学ぶ ○『粗大ごみの出し方』 ○『リサイクルステーションを利用しましょう』</p> |
| <p>推進月間の啓発活動 ○環境委員情報交換会（5 月 20 日～5 月 25 日）</p> | |
| <p>清掃施設の見学会 小学 4 年生を始め各種団体が渡刈清掃工場・勤八不燃物処分場などを見学 ○平成 15 年度…139 回、計 11,937 人</p> | |

3 事業者との連携

買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会（詳細 p 98）では、ごみになるものを売らない店舗を増やすために次の活動を行っています。（環境政策課）

（1）お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書

平成 12 年 10 月 1 日、市内の食料品を扱う大規模店舗 27 店との間で、詰め替え型商品を積極的に販売すること、トレイの削減や包装の簡素化等をすすめることを内容とした、“お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書”の締結をしました。また、締結店との間で具体的な取組みを定め、その内 3 項目については、17 年度末における努力目標値を設定しました。

平成 15 年度末現在の申合せ書の締結店舗数は 24 店です。

（2）エコストア宣言店

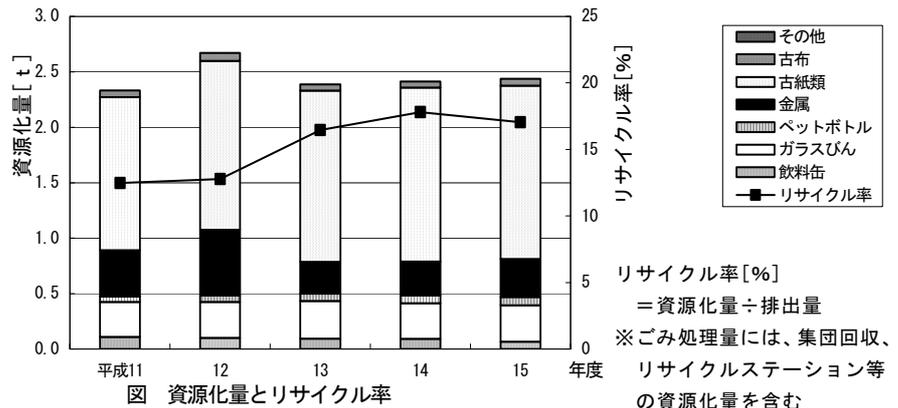
エコストア宣言制度を実施し、環境に配慮した店舗の普及を図りました。

平成 15 年度末宣言店数は 467 店です。

第2節 廃棄物の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進

資源化とリサイクル

平成15年度の資源化量は23,621t、リサイクル率は16.8%でした。平成9年4月から実施している分別収集や下のような資源化施策によって、資源化量は上昇傾向にあります。リサイクル率は低下しました。



| | |
|--|---|
| <p>資源の日分別収集</p> <p>資源の日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトルを分別収集しています</p> <p>○平成15年度実績 … ガラスびん 2,544 t 飲料缶 333 t ペットボトル 533 t</p> | <p>リサイクルステーション</p> <p>大型店舗の駐車場等9か所に常設ステーションを設置し、古紙、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています</p> <p>○平成15年度実績 … 古紙 6,702 t 古布 318 t 飲料缶 224 t ペットボトル 221 t びん 46 t</p> <p>○リサイクルステーション設置場所（9か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャスコ豊田店 ・Aコープうねべ店 ・三洋堂書店南 ・トヨタ生協メグリア本店 ・スーパーやまのぶ若林店 ・豊田市勤労者体育センター ・豊田市清掃事業所 ・愛環鉄道四郷駅 ・愛環鉄道保見駅 |
| <p>不燃ごみリサイクル事業</p> <p>金属ごみ及び不燃性粗大ごみを民間処理施設で破砕処理し、金属を回収、リサイクルしています</p> <p>○平成15年度実績…2,566 t</p> | <p>生ごみ堆肥化容器購入補助制度</p> <p>家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ堆肥化容器の購入に補助金を交付しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象…市民が指定販売店で購入した場合 ・手続…購入時に手続、割引金額で購入→販売店が申請→審査後、販売店へ補助金交付 ・補助額…購入費の1/2 上限30,000円 ・実績…平成15年度 239基 |
| <p>搬入ごみ資源回収</p> <p>勤八不燃物処分場・渡刈清掃工場に自己搬入された資源・金属ごみ等を、選別・回収しています</p> <p>○平成15年度実績 … ガラスびん 639 t 飲料缶 116 t 金属 118 t 古紙・布類 195 t</p> | <p>生ごみ処理機（電気・機械等）購入補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象…豊田市に住所のある方 一世帯一基 ・補助額…購入費の1/2 上限30,000円 ・手続…購入⇒申請⇒補助金交付 ・実績…平成15年度 464基 |
| <p>集団回収</p> <p>学校や子ども会など、集団（廃品）回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています</p> <p>○平成15年度実績…9,127 t</p> | <p>不用品紹介（消費生活センター）</p> <p>豊田消費生活センターにおいて、市民からの「ゆずってください・ゆずります・さしあげます」の不用品情報を登録し、市広報に掲載するなど情報提供を行い、有効利用を図っています</p> |
| <p>資源ごみストックヤード設置事業</p> <p>ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にごみストックヤードを設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています</p> <p>○実績…平成4年度から累計159自治区 305基 平成15年度 24自治区 28基 小中学校 2基</p> | |
| <p>モデル地区回収</p> <p>崇化館地区をモデル地区として、古紙・布類の資源を回収しています</p> <p>○平成15年度実績 … 古紙 319 t 古布 10 t</p> | |

第3節 廃棄物の適正処理

1 一般廃棄物

(1) ごみ処理

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については、直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

(2) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみについては、平成9年4月から、資源とごみの6分別8種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。（清掃業務課）

| | |
|------------------------|---------|
| 【ステーションの数】平成16年3月31日現在 | 3,585か所 |
| ○資源ステーション | 1,108か所 |
| ○分別ごみステーション | |
| 燃やすごみ用 | 3,323か所 |
| 金属ごみ・埋めるごみ用 | 3,297か所 |

表 資源・ごみの分別

| 分別 | | 収集 | 出し方など | |
|-------|--------|---------------|----------------|----------------|
| 資源 | ガラスびん | 月1回 (資源の日) | 資源ステーション | |
| | 飲料缶 | | | |
| | ペットボトル | | | |
| 有害ごみ | | 月1回 | | |
| 燃やすごみ | | 週2回 | 指定ごみ袋 (緑文字) | 分別ごみ ステーション |
| 金属ごみ | | 月1回 | 指定ごみ袋 (青文字) | |
| 埋めるごみ | | 月1回 | 指定ごみ袋 (赤文字) | |
| 粗大ごみ | | 申込制 | 戸別有料収集 | |

(3) 指定ごみ袋

本市では、昭和42年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成5年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。現在の指定袋は、燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の透明ポリエチレン製3種類で、自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、平成14年4月から1パック（大は20枚入り、小は30枚入り）200円から150円に変更しました。

（清掃業務課）



リサイクルステーション



資源の収集

(4) ごみ処理施設

一般廃棄物の処理施設

| | |
|--|--|
| 【豊田市単独施設】 | |
| 渡刈清掃工場 [ごみ焼却処理] | 砂川衛生プラント [し尿・汚泥処理] |
| 所在地…豊田市渡刈町大明神 39-3 | 所在地…西加茂郡三好町三好丘 4-19-15 |
| 処理方式…全連続燃焼方式 | 処理方法…標準脱窒素処理方式+高度処理 |
| 能力…220t/24h | 処理能力…200kℓ/日 |
| 【豊田加茂広域市町村圏事務処理組合施設】 | |
| 藤岡プラント [ごみ焼却処理] | 逢妻衛生処理場 [し尿・汚泥処理] |
| 所在地…西加茂郡藤岡町大字下川口字奥山 516-4 | 所在地…豊田市前林町前越 1 |
| 処理方式…全連続燃焼方式 | 処理方法…浄化槽汚泥専用処理方式 } + 高度処理 標準脱窒素処理方式 |
| 能力…150t/24h, 90t/24h | 処理能力…350 kℓ/日 |
| 勘八不燃物処分場 [ごみ埋立処分] | |
| 所在地…豊田市勘八町勘八 309-27 | |
| 面積…77,900m ² 全体容量…413,000m ³ | |

※ 渡刈清掃工場の更新

豊田市新清掃工場の建設

処理方式…全連続燃焼方式、流動床式熱分解ガス化溶融方式

処理能力…405t/24h(135t×3 炉)

建設期間…平成 15~18 年度 (稼働 平成 19 年 4 月 1 日~)

※新清掃工場の稼働に伴い、藤岡プラントの一部(昭和 54 年稼働の 150t 炉)は廃止します。

(5) し尿処理

し尿収集は市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集はくみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は平成 15 年度末現在 5,195 世帯で、平成 15 年度のし尿処理量実績は 16,901 kℓでした。また、平成 15 年度の汚泥処理量実績は 89,674 kℓでした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少していきます。(清掃業務課)

2 産業廃棄物

豊田市は平成 10 年度から中核市に移行し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づく排出事業者の指導、産業廃棄物処理業者等への許可、監視・指導等の産業廃棄物処理に関する事務を県から引き継ぎました。

循環型社会の構築のための一側面として、産業廃棄物の発生抑制や適正処理に伴う環境負荷の低減と減量化リサイクルの一層の促進に向け、平成 12 年 3 月「豊田市産業廃棄物処理計画」を策定し、市民が安心して暮らすことができるよう、廃棄物処理に係わる苦情等へのきめこまかな対応を行うとともに、廃棄物の適正処理、廃棄物の発生抑制についても積極的な指導、啓発等を展開しています。

(1) 産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

市内の産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。

表 産業廃棄物処理業者数（平成 14・15 年度末現在）

| 種 類 | 産業廃棄物 | | 特別管理産業廃棄物 | | 合 計 | |
|-------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 |
| 年 度 | | | | | | |
| 収集運搬業 | 1,527 | 1,614 | 161 | 168 | 1,688 | 1,782 |
| 処 分 業 | 62 | 61 | 4 | 4 | 66 | 65 |
| 合 計 | 1,589 | 1,675 | 165 | 172 | 1,754 | 1,847 |

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

表 産業廃棄物中間処理施設設置状況（平成 14・15 年度末現在）

| 中間処理の形式 | 処分業での施設数 | | 自社処理での施設数 | | 合 計 | |
|-------------------------------|----------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 |
| 年 度 | | | | | | |
| 汚 泥 の 脱 水 | 1 | 1 | 27 | 26 | 28 | 27 |
| 汚 泥 の 焼 却 | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 汚 泥 の 乾 燥 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 廃 油 の 油 水 分 離 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 廃 油 の 焼 却 | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 廃酸・廃アルカリの中和 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 廃プラスチックの破碎施設 | 4 | 4 | 5 | 5 | 9 | 9 |
| 廃プラスチックの焼却 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| 汚泥のコンクリート固形化 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く) | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 廃 PCB 等又は PCB 処理物の 分 解 施 設 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 18 | 18 | 38 | 38 | 56 | 56 |

表 豊田市内の産業廃棄物最終処分場設置状況（平成 14・15 年度末現在）

| 処分場の形式 | 処分業での施設数 | | 自社処理での施設数 | | 計 | |
|-----------------------------------|----------|--------|-----------|--------|--------|--------|
| | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 | H14 年度 | H15 年度 |
| し や 断 型 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 安 定 型 (3,000m ² 以上) | 7 | 7 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| 管 理 型 (1,000m ² 以上) | 7 | 7 | 4 | 3 | 11 | 10 |
| 計 | 14 | 14 | 5 | 4 | 19 | 18 |

しや断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としや断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するための設備を備えている。

（２）（財）豊田加茂環境整備公社

豊田加茂広域市町村圏内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの（財）豊田加茂環境整備公社が設立され、平成 4 年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立処分を開始しています。現在、市内企業を中心に 100 余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立て処分を行っており、平成 9 年度からは圏域内 2 か所の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立て処分しています。

平成 15 年度の廃棄物総受入量は約 58,000 t で、このうち約 46,000 t が産業廃棄物、約 12,000 t が一般廃棄物の焼却灰でした。産業廃棄物は、前年度と比較して約 10% の増加となりました。

表 廃棄物受入実績

| 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
|-------|----------|----------|
| 産業廃棄物 | 42,000t | 46,000t |
| 一般廃棄物 | 9,000t | 12,000t |
| 総受入量 | 51,000t | 58,000t |

3 豊田PCB廃棄物処理事業

(1) 受入の経緯

市は、平成12年9月、市内に保管及び使用中の電気機器等に含まれるPCBについて、その処理のあり方を審議するために豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会を設置し、検討してきました。この動きを踏まえ、平成13年4月に国から、平成14年6月に愛知県から東海4県のPCB廃棄物広域処理施設の候補地として立地の協力要請がありました。

これを受けて、市では、予定地の周辺と逢妻男川流域の併せて19自治区の区長及び区役員等に説明を行いました。また、市議会各派に対しては、関係自治区への説明状況を含めて、逐次説明を行いました。各派からは安全性の確保を重視した見解書や意見が出されました。

これらを勘案して検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入方針を決定し、説明会での意見等を反映した受入条件を付して、平成14年9月に愛知県、10月に国に対して受入回答を行いました。

(2) 豊田市PCB処理安全監視委員会

市ではPCB廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市PCB処理安全監視委員会」を平成15年10月3日に設置しました。市民参加の監視を推進するため、安全監視委員会には、周辺自治区代表と公募の市民なども委員として参加していただいています。平成15年度は3回開催しました。

(3) 事業概要

| | |
|-----------|---|
| 施設立地場所 | 細谷町三丁目1番1地内他 (トヨタ自動車(株)元町工場周辺の同社所有地) |
| 処理対象 | 東海4県のPCB廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ等) |
| 処理方式・処理能力 | 脱塩素化分解法・約1.6トン/日(PCB分解量) |
| 事業の期間 | 処理の開始予定 平成17年9月 事業の完了時期 平成28年3月 |

(環境保全課)

第4節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

産業廃棄物の適正処理指導

(1) 処理施設の適正管理指導

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、89の排出事業者及び処理業者の施設に立入り検査を行い、適正処理指導を行いました。

(2) 不適正処理の防止

野焼きや不法投棄などの不適正処理防止、及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ453の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

(3) 苦情相談への対応

市民・企業などから平成15年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は93件で、前年度と比較して増加しました。苦情の原因としては、廃棄物の野焼き（疑い含む。以下同じ。）に関するものが47件、不法投棄25件、農地等への不法埋立て4件、その他不適正な処理17件でした。

(4) 不適正処理に関する行政処分

不適正処理事案の発見は、パトロールや市民等からの通報や苦情に対する対応、立入検査等によります。発見後は速やかに原因者に対してその行為を中止し原状回復措置を求める指導や行政処分を行っています。平成15年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導46件、改善勧告7件の計53件の行政指導と、改善命令2件、措置命令5件、停止命令1件、許可取消し5件の計13件の行政処分を行い、不適正処理事案を改善しました。

(5) 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の運用

この条例は、廃棄物処理施設の新設や、既存施設の変更の際、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可申請に先立ち、事業者と住民との間での紛争の未然防止と紛争が起きた場合の調整を目的に、平成13年9月1日から施行しています。

平成15年度は、中間処理施設2件（廃プラスチック類等の破砕施設の新設、がれき類の破砕施設及び汚泥の脱水施設の新設）の届出がありました。

(6) 愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の施行

平成 15 年 10 月から愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」が施行されました。

条例の主な内容

- ・ 廃棄物処理法に該当しない規模の小型焼却炉設置者に対して届出が義務化され、法律の構造基準、維持管理基準が適用されました。
- ・ 小型焼却炉など産業廃棄物処理施設を設置する事業者は、施設で処理する廃棄物の量、ダイオキシン類などの環境測定結果を記録/保存し、周辺住民から請求があれば、その記録を閲覧させなければなりません。
- ・ 産業廃棄物の処理（運搬または処分）を委託しようとする場合は、委託先の事業者が廃棄物を処理する能力を備えているか確認が必要になりました。また、委託後も毎年その事業者の処理の状況の確認が必要となり、不適正処理を知ったときは、知事（政令市長）に届出が必要です。
- ・ 屋外で産業廃棄物を保管しようとする事業者は、事前に届出が必要となりました。
- ・ 愛知県外の事業場で発生した産業廃棄物を処分するため、自らまたは委託により搬入しようとする事業者（排出事業者）は、事前にその内容の届出が必要です。

(7) 不適正処理産業廃棄物の処理

（株）枝下の事業場内に不適正に放置された産業廃棄物（平成 12 年 3 月及び 11 月に措置命令を行ったもの）の一部を対象に、廃棄物処理法第 19 条の 8 の規定に基づき、行政代執行しました。

(8) PCB 廃棄物の適正保管に関する調査・公表

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査結果では、PCB 廃棄物保管事業場数が 244、PCB 使用製品使用事業場数が 51 ありました。

第 2 章 地球環境の保全に貢献することができるまちづくり

第 1 節 地球温暖化対策

1 新エネルギーの導入

(1) 公共施設への太陽光発電システムの導入

新たに豊田市立伊保小学校に太陽光発電システム（10kw）を設置しました。

公共施設に率先的に導入することにより産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、太陽光発電システムの一般家庭への普及を図っていくものです。

表 公共施設における太陽光発電システム設置状況

| 年度 | 公共施設名 | 規模 |
|--------|--------------|---------|
| 12年2月 | 西部コミュニティセンター | 10kw×1基 |
| 13年7月 | 豊田スタジアム | 40kw×1基 |
| 14年1月 | 豊田市竜神交流館 | 10kw×1基 |
| 14年3月 | 豊田市立美山幼稚園 | 10kw×1基 |
| 14年12月 | 豊田市運動公園体育館 | 10kw×1基 |
| 16年3月 | 豊田市立伊保小学校 | 10kw×1基 |



西部コミュニティセンターの太陽光発電システム

(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

太陽光発電システムは自然エネルギーを使用し発電するため、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

豊田市では平成12年4月より、地球温暖化対策に寄与するとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざし、市内における太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行っています。

平成15年度の補助件数は288件、補助合計額は90,413千円でした。

| 年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 合計 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 補助件数（件） | 90 | 132 | 248 | 288 | 758 |
| 補助合計額（千円） | 28,249 | 38,522 | 77,813 | 90,413 | 234,997 |

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の概要】

- 対象者...（財）新エネルギー財団が実施する助成を受けて、自ら居住する豊田市内の住宅に発電システムを設置する者
- 補助額...3kw以下は100,000円×出力値
3kwを超え10kw未満は300,000円+50,000円×（出力値-3）
ただし、35万円を上限とし、且つ、新エネルギー財団の補助金額を含め補助対象経費の1/2を超えない額とする

2 低公害車の普及促進

(1) 低公害車普及促進費補助制度

平成 10 年 4 月より、豊田市では市民の低公害車の購入に対する補助制度を設けました。

この目的は、低公害車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、地球温暖化の原因物質の一つである二酸化炭素や、その他大気汚染物質の排出抑制に寄与することです。本市は全国自治体で初めてこの制度を導入しました。

平成 15 年度の補助件数は 321 件、補助合計額は 37,245 千円でした。(環境政策課)

| 年度 | 10 年度 | 11 年度 | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 合計 |
|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 補助件数(台) | 187 | 89 | 61 | 170 | 137 | 321 | 965 |
| 補助合計額(千円) | 20,645 | 9,577 | 6,691 | 19,846 | 16,052 | 37,245 | 110,056 |

【低公害車普及促進事業補助制度の概要】

- 対象車...ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車
- 対象...新車登録した低公害車を自ら使用する目的で購入し、新車登録する 1 年以上前から市内に在住している個人
- 補助額...車両本体等価格の 5% (上限 12 万円)

(2) 低公害車普及のための基盤整備

低公害車を広く普及するため、燃料供給施設の整備などを進めています。

電気自動車に関しては、官民協同の「電気自動車普及プロジェクト研究会(CEV)」に参加し、普及促進への取組みを進めています。

また、天然ガス自動車に関しては、民間との連携により、市内深田町と西田町(東名高速上郷SA上下線)にエコ・ステーション(急速充填スタンド)が整備されています。愛知県内では、平成 15 年度末までに 21 か所のエコ・ステーションが整備され、今後もスタンドの充実に向けた取組みが行われます。このほか、市役所横に公用車用の天然ガス自動車小型充填機 2 基が設置されています。(環境政策課)

【電気自動車普及プロジェクト研究会(CEV)】

会員数...27 企業 6 自治体(平成 15 年度末現在)

(3) 低公害車の率先導入

豊田市では、公用車として低公害車を率先して導入しています。15年度末における低公害車保有台数は94台となりました。引続き、公用車の低公害車化を進めていくとともに、低公害車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

(総務部庶務課)



表 公用車への低公害車導入

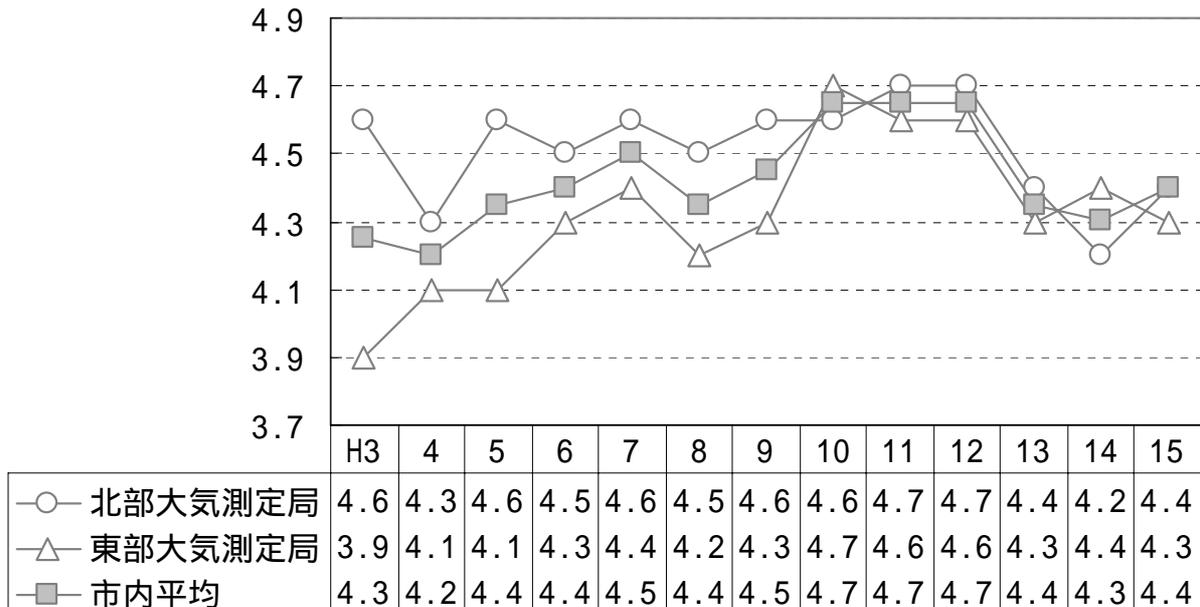
| | 電気自動車 | 天然ガス自動車 | ハイブリッド自動車 | 合計 |
|--------|-------|---------|-----------|-----|
| 平成15年度 | 0台 | 0台 | 3台 | 3台 |
| 現保有数 | 2台 | 38台 | 54台 | 94台 |

第 2 節 酸性雨対策

酸性雨調査

酸性雨について、市内 2 か所の大気測定局で調査を行っています。平成 15 年度の年間平均値は、北部大気測定局で pH 4.4、東部大気測定局で pH 4.3 でした。(環境保全課)

表 pH 値の経年変化 (年平均値)



酸性雨：自動車の排気ガスや工場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中の水分に溶け込んで硫酸や硝酸等に変化し、水素イオン濃度 (pH) が酸性にかたよっている雨 (又は雪や霧など)。正常な雨は、大気中の炭酸ガスが溶け込んでいるため pH 5.6 程度で、一般的には pH 5.6 以下の降雨を酸性雨という。

欧米では、以前から酸性雨による樹木や文化財等への被害、湖沼や土壌の酸性化が報告されてきた。近年、開発途上国における工業化の進展により、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量も増加していることから、地球規模で雨の酸性化が進んでいる。

水素イオン濃度 (pH)：水溶液の酸性・中性・アルカリ性の度合を示す。0～14 で表され、pH 7 が中性、pH が 7 より小さいほど酸性、7 より大きいほどアルカリ性が強いことを表す。

第 3 章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

第 1 節 水循環の向上

雨水の利用促進

(1) 雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流水量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。(技術管理課)

(2) 雨水貯溜施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯溜施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成 15 年度の設置件数は 130 件で、7,191 千円の助成をしました。(下水道管理課)

【雨水貯溜施設補助金交付制度の概要】

- 不用浄化槽を転用する場合...補助率 2/3 (上限有り)
- 新設の場合 ...補助率 1/2 (上限有り)
- 国土交通省の新世代下水道支援事業、一部補助金を受けている
- 期待される効果...雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制
 - 降雨時の浸水被害の軽減
 - 水道使用の軽減
 - 日常生活における雨水の再利用
 - 不用浄化槽の再利用

第 2 節 水資源の保全

1 水道水源保全事業

(1) 豊田市水道水源保全基金

豊田市が水道の水源となる上流の森林保全事業に充てることを目的に、水道使用量 1m³ 当たり 1 円を原資として設けた、全国初の「豊田市水道水源保全基金」を使い、人工林の間伐を主に行う「水道水源保全事業」が 5 町村（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町）と基本協定を結び、平成 12 年度からスタートしました。そして、平成 13 年 10 月、新たに北設楽郡稲武町が加わり、さらにエリアを拡大しました。人工林の間伐を所有者に代わって 6 町村が行い、作業費用は豊田市が全額負担します。20 年間継続して公的管理を進めていくことで、水源涵養機能を高めていきます。「豊田市水道水源保全事業」は、下図のような仕組みで運営しています。（環境政策課）



水源保全林

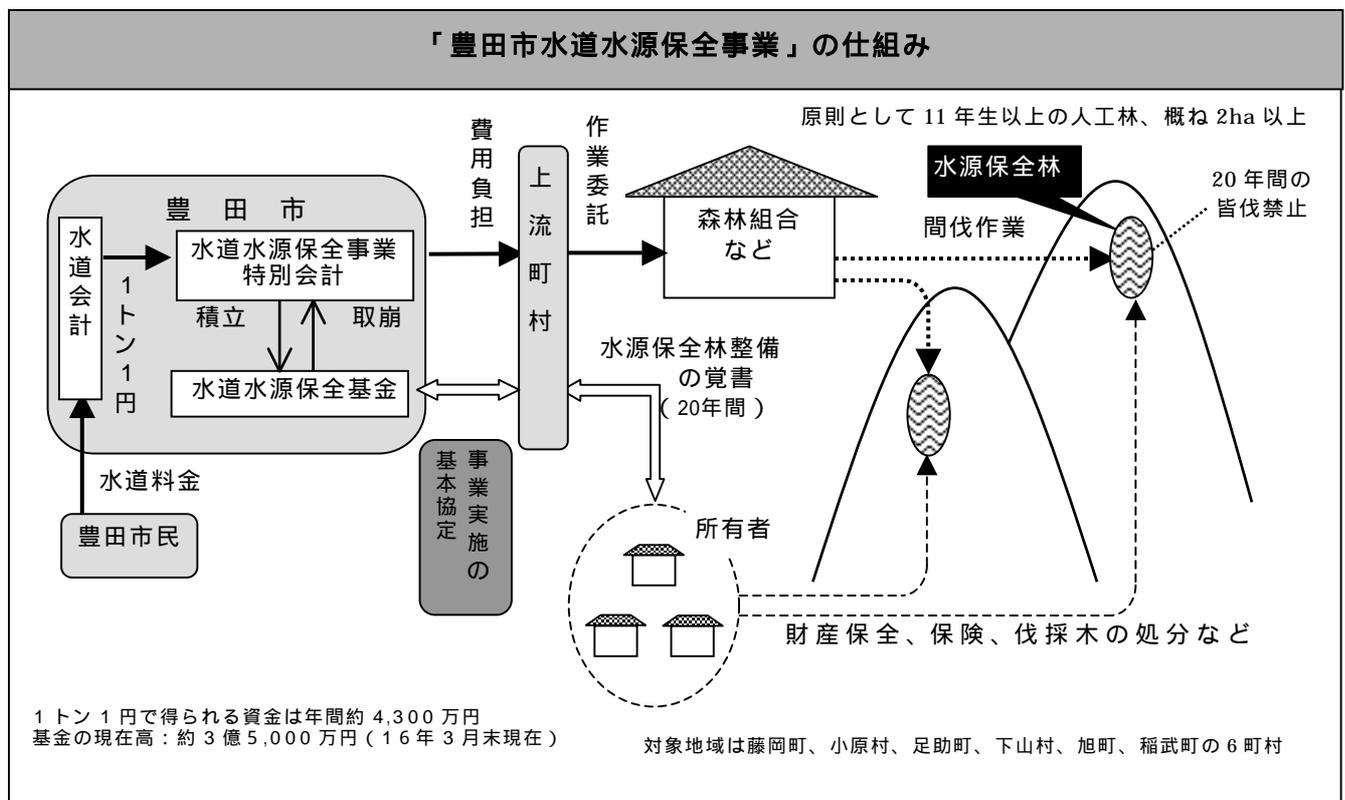


表 水道水源保全事業実績（平成 15 年度）

| 町村名 | 測量面積 ha | 間伐面積 ha | 負担金額 円 |
|-----|---------|---------|------------|
| 藤岡町 | 4.00 | 2.00 | 636,300 |
| 小原村 | 25.65 | 17.16 | 5,656,350 |
| 足助町 | 23.92 | 21.50 | 5,429,550 |
| 下山村 | 15.61 | 21.83 | 4,716,180 |
| 旭町 | 16.18 | 18.68 | 5,157,600 |
| 稲武町 | 44.61 | 44.61 | 6,500,000 |
| 合計 | 129.97 | 125.78 | 28,095,980 |

（ 2 ）水道水源保全事業啓発イベント

水源地域の森林は、水源のかん養、山地災害の防止、水質の浄化など多くの公益的機能を持っていますが、林業の衰退により森林の機能を維持する仕組みが崩れ、森林が荒廃し、公益的機能が低下しています。

水源地域の住民は水利権がないため、ダムの水を利用することができない一方で下流域の住民のために公益的機能維持の努力をしています。したがって、下流域の住民が上流域の森林を自らの目で見たり、間伐を体験することで山林の現状を知り、森林の恩恵に感謝し、下流域の住民としての可能な努力が期待されます。そのために、水源基金の負担者である豊田市民への啓発事業を実施しました。（環境政策課）

矢作川水源の森へ 行こうよ！まるごと森体験

市内の親子 36 人が夏休み期間中の平成 15 年 7 月 24 日、東加茂郡稲武町夏焼の森林で、林業従事者の指導を受けながら木の間伐や振り縄を使った木登りを体験しました。その後、同町野入の手入れの行き届かない人工林と崩壊した現場を見学しました。また、同町太井平で水生生物の観察をするなどして森に親しみ、森林の公益的機能とその保全の重要性を理解しました。

産業フェスタとよたへの出展

平成 15 年 9 月 6 日・7 日に開催された産業フェスタとよたに出展しました。会場の豊田スタジアムのコンコースに矢作川流域紹介パネル、スギやヒノキの素材、間伐材使用製品などの展示をするとともに、間伐材を利用した簡単な木工体験（参加料 200 円、参加者 189 人）を実施しました。展示や体験などで矢作川流域森林の様子や森林保全から出る間伐材利用の問題に触れることができました。

間伐体験会

市民（小学4年生以上の方）28人が、平成15年12月13日、東加茂郡下山村和合の森林で、地元森林組合員の指導により間伐を体験しました。ノコギリで木を切り倒し、ナタで枝を払う作業を行いました。また、タワーヤードを使用した木材搬出の見学もしました。この体験を通して、森林の現状と保全事業への理解を深めることができました。

2 環境林整備事業

林業の不振や非林業家による森林所有の増加などから、間伐などの手入れが行われない森林が増加し、荒廃が進んでいます。そこで、環境保全上、整備が必要な市内の森林を公的に整備する「環境林整備事業」を平成12年度から開始しました。

この事業は、一定の要件を備えた森林を「環境林」と位置づけ、市が所有者に代わって間伐、除伐等の整備を行い、森林の持つ本来の公益的機能が発揮される森づくりを長期的視点で進めるものです。

平成15年度は、押沢町、下室町、猿投町、坂上町、長沢町の各地域内14か所で延べ25.75haの間伐を行いました。（農林課）

3 水辺環境の整備

（1）多自然型川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、不安定な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで安定的な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。（河川課）



多自然型河川（加納川）

表 多自然型川づくりの実施例

| | |
|---|---|
| <p>五六川（準用河川） - 児ノ口公園 - 久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるビオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現 ○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出 ○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化 ○川沿いに遊歩道を整備 | <p>加納川（普通河川） 加納町地内、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事 ○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施 ○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成 <p>加納町地内 平成 12 年度 単市災</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊 ○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う |
| <p>矢作川（一級河川） 平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巨石による水制工（9 基）...道路工事で発生した石を利用 ○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸...河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用 ○アマリングの解消 ○一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理 ○平成 12 年度水制工 2 基を補修するとともに巨石による分散型落差工を設置し、より流れの変化を創出「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工 ○河畔林の整備...マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善 ○土場（昔の川港、船着場）を保全 ○遊歩道の整備...越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置 <p>毎年 5 月に行われる矢作川「筏下り」では、いろいろな工夫を施した自作の筏が登場する</p> <p>毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催</p> | <p>太田川（準用河川） 大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落差工は多段式魚道 ○水生昆虫のため水際は植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保 ○生態系景観を確保 |
| <p>山田川（普通河川） 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。</p> | <p>ソウレ川（普通河川） 松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松平郷園地整備の一環 ○石組みと柳枝による護岸 ○湧水を活かしたトンボ池 |
| | <p>檜尾川（準用河川） 野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全 ○寄石による流れの多様化 |
| | <p>加茂川（一級河川） 東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加茂川公園と一体で多自然型整備 自然植生の回復 ○寄石による流れの多様化 |

(2) 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成 11 年 3 月に開通した豊田大橋（矢作川）は、兩岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。（河川課）

【親水型河川・施設】

| | | |
|-------|-----|---|
| 矢作川 | ... | 豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋 |
| 水辺散策路 | | お釣土場水辺公園、古崩水辺公園など |
| 緑陰歩道 | ... | 豊田市駅周辺（拳母小学校～豊田市役所間） 都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道 |
| 日明川 | ... | 巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備 散策路から河川に入ることができる 豊田市総合野外センターとの一体的利用 |
| 加茂川 | ... | 川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策できる 市民のふれあいの場となっている |



親水に配慮した豊田大橋



緑陰歩道

(3) 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、親水機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成10年4月より試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・アメニティを高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。(河川課)

4 豊田市矢作川研究所

豊田市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、住民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年1回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。

(河川課)

第3節 多様な生態系の保全と育成

1 自然環境の現況

(1) 緑地

緑地の状況を把握する指標の一つに、緑被率があります。緑被率は、上空から見て、緑に覆われている土地である緑被地の占める面積の割合を示すものです。

本市の緑被率は、平成2年6月に撮影した空中写真に基づいた調査結果では、市街化区域が22.3%、市街化調整区域が80.8%で、全体では70.5%でした。(環境政策課)

【緑被率として抽出した項目】

植生地 ... 樹林と草地
 果樹園 ... 地形図上に記載されている果樹園
 水田 ... 地形図上に記載されている水田
 畑 ... 地形図上に記載されている畑
 水面 ... 河川、ため池など

(2) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成14年度末現在、本市における森林面積は10,297haで、市面積の35.5%を占めています。自動車産業が盛んな工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林に恵まれているといえます。このうち、民有林面積は10,042haで、ヒノキを主体とした人工林の面積は2,751haであり、人工林比率は27.3%です。これらの民有林のうち57.4%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、これまで造林されてきたスギ・ヒノキ林も、間伐が必要とされている35年生以下の若いものが人工林面積の52%、芯持ち柱材が得られる林齢(41~45年生)となっているものまでを含めた面積が69%を占めていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入られず放置された状態の森林が多くなっています。(環境政策課)

表 森林資源の現況

保有形態別面積(平成14年度末現在)

| 保有形態 | 総面積 | | 立木地 [ha] | | | その他 (竹林) (無立木地) ha | 人工林率 [%] (B/A) |
|-------------------|---------------|-------|----------|------------|-------|-----------------------------|----------------------|
| | 面積[ha] (A) | 比率[%] | 計 | 人工林 (B) | 天然林 | | |
| 総数 | 10,266 | 100.0 | 9,649 | 2,810 | 6,838 | 617 | 27.3 |
| 国有林 | 224 | 2.18 | 224 | 60 | 163 | 0 | 26.8 |
| 地域森林計画 対象民有林 | 10,042 | 97.82 | 9,425 | 2,751 | 6,674 | 617 | 27.3 |
| 公有林 | 549 | 5.35 | | | | | |
| 県有林 | 15 | 0.15 | | | | | |
| 市有林 | 535 | 5.20 | | | | | |
| 私有林 | 9,493 | 92.47 | | | | | |
| 地域森林計画の 対象外の区域 | 31 | | | | | | |
| 森林面積 | 10,297 | | | | | | |

民有林(立木地)の齡級別面積(平成14年度末現在)

(単位: ha)

| 齡級別 区分 | 総数 (林齢) | 1~2 齡級 (~10年 生) | 3~4 齡級 (11~20) | 5~6 齡級 (21~30) | 7~8 齡級 (31~40) | 9~10 齡級 (41~50) | 11 齡級以上 (51年生~) |
|--|------------|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 民有林 計 (立木地) | 9,425 | 118 | 588 | 1,089 | 936 | 1,852 | 4,842 |
| 人工林 | 2,751 | 108 | 286 | 415 | 610 | 477 | 855 |
| 天然林 | 6,674 | 10 | 302 | 674 | 326 | 1,375 | 3,987 |
| 主要樹種別の面積率 ... スギ5.2%、ヒノキ15.3%、マツ類18.3% | | | | | | | |

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

(3) 植生

本市の緑被率は約70%であり、そのうち、山林は10,297ha(面積比35.5%)で最も多く、次いで水田が4,334ha(面積比14.9%)となっています。希少な植生としては、猿投山山頂周辺のモミ、ツガ林に代表される常緑性の自然林(常緑樹林)があります。常緑樹林以外の森林の大部分は二次林です。二次林は、里山などのように自然林が伐採された後に形成された森林や、スギ・ヒノキ林のように植林された森林ですが、これらの二次林は最終的な形態である常緑樹林などの極相林に変化していく途中の段階と考えることもできます。

(環境政策課)

(4) 自然公園

愛知高原国定公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、本市では北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は12市町村にわたり、計21,705haです。豊田市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山の7地区あわせて4,357haで、市面積の約15%を占めています。

東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の明治の森・高尾国定公園から大阪の明治の森・箕面国定公園までの全長1,697kmの歩道です。その中の「豊田市コース」は、元中山から広大な草原の広がる勘八牧場、広瀬城址・広瀬やなを通り、いったん藤岡町に抜けます。その先、猿投神社から霊峰猿投山の山頂を通り瀬戸市雲興寺までの31.2kmのコースです。

東海自然歩道は、自然の豊かな自然公園の中を通り、ハイキングコースとしても最適なため、自然散策の場として親しまれています。

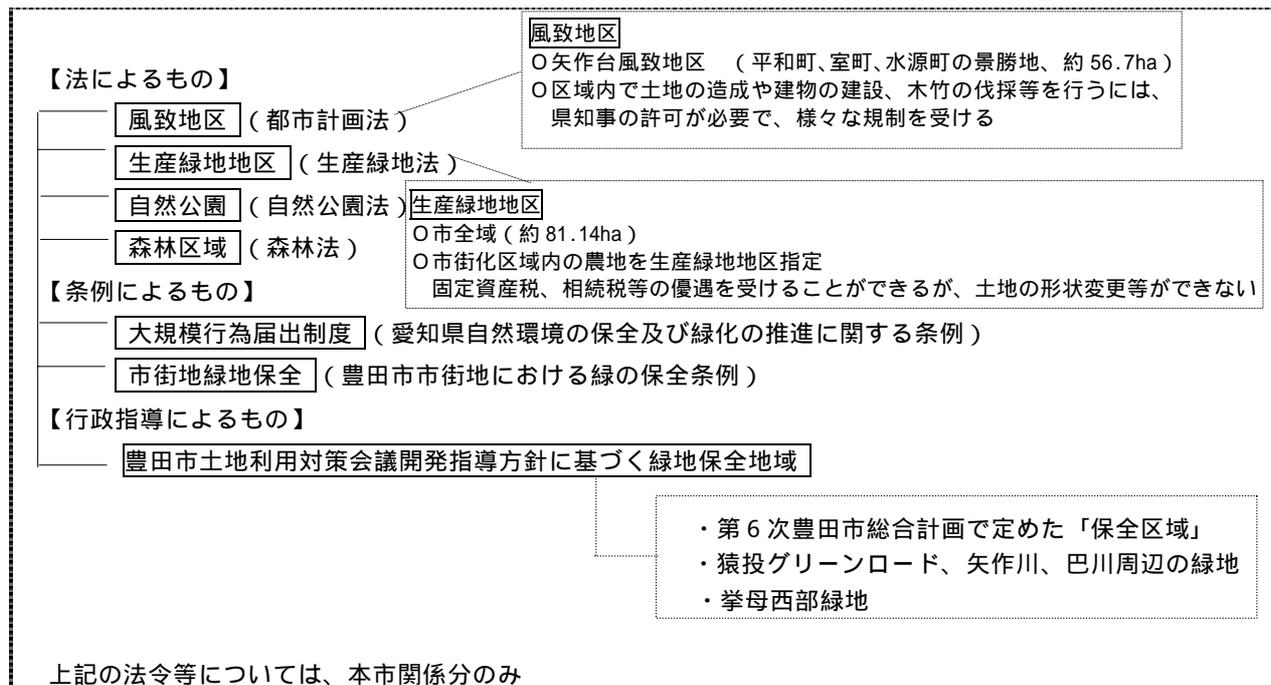
(環境政策課)

2 自然保全

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。(環境政策課)

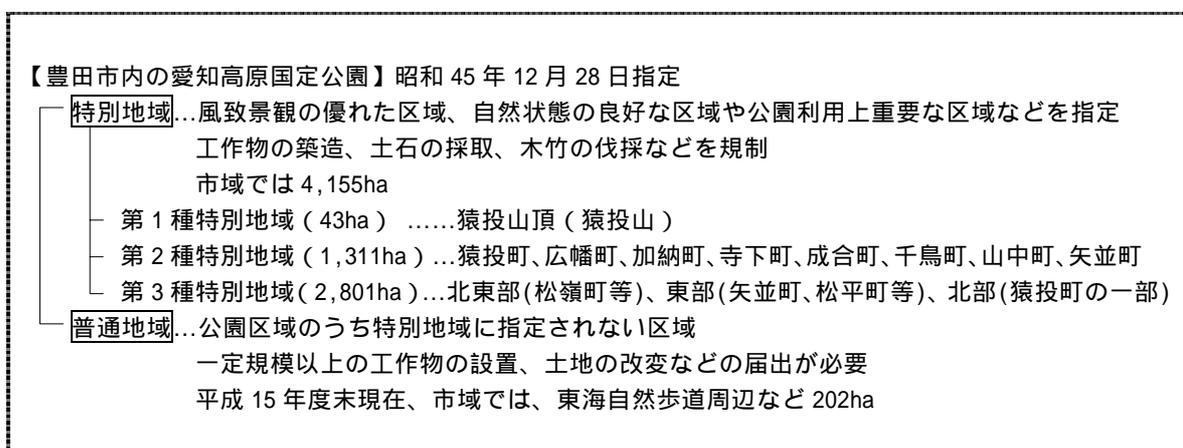
図 緑地保全に関する主な制度(豊田市関係分)と体系



(2) 自然公園(自然公園法)

自然公園法に基づく自然公園として、本市では、北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。この区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成 15 年度は、特別地域内で、86 件の許可申請等がありました。(開発審査課)



(3) 森林区域 (森林法)

森林法に基づいて、保安林や地域森林計画対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進し、乱開発の規制を行っています。(農林課)

【森林法に基づく森林区域】

○保安林 (県豊田加茂農林水産事務所)

平成 15 年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に 3,917ha (市面積の 14%)

○地域森林計画対象民有林 (市農林課)

平成 15 年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に 10,014.95ha (市面積の 35%)

(4) 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成 15 年度末現在、1,034 筆 426,102.04 m²が緑地指定され、そのうち約 8 割の 849 筆 349,145.10 m²が緑地保全されています。また、必要があれば申し出を受けて緑地取得も行っています。(公園課)

【市街地緑地保全制度の概要】

指定緑地の指定

市街地内で、風致、景観、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行方届必要

保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5 年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできない、相続を除いた買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

保全認定の更新

保全緑地の認定は 5 年ごとに更新することができる

(5) 豊田市の開発指導方針に基づく緑地保全指導

本市では、良好な自然を確保し自然環境の保全のため、豊田市土地利用対策会議で決定された開発指導方針に基づき、拳母西部地域、猿投グリーンロード周辺、矢作川や巴川周辺の緑地を保全するよう指導しています。(農林課)

(6) 総合計画における保全区域

豊田市は恵まれた自然環境を将来にわたり保全していくために、総合計画の中で「保全区域」を設定して、緑地を現況のまま保全することに努めています。保全区域は、自然公園法の特別地域を主体とし、4,810ha が設定されています。(農林課)

【保全区域の内訳】

- ・自然公園法の区域(4,155ha)(第1種～第3種特別地域)
- ・都市緑地(349ha)(枝下緑道、矢作緑地、水源緑地、秋葉緑地、五ヶ丘緑地、乙部緑地)
- ・その他の方針で位置付けした区域(306ha)(野見山町、水源町、市木町、西広瀬町の一部)

(7) 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合、開発で残された緑地の一部は、豊田市宅地開発等指導要綱に基づく緑地として、市に帰属されます。これらの緑地は、適切な維持管理を行い、開発された周辺の環境が保全され、周辺住民の憩いの場として、また、安らぎの空間として活用されています。

平成15年度末現在、26地点、約43haの緑地があり、草刈り等委託による管理を行っています。(公園課)

3 開発に関する審査・調査・指導

(1) 土石採取行為等審査会

本市では、豊田市環境基本条例第9条に基づき、自然環境を保全し、快適な生活環境を確保するために、「豊田市土石採取行為等に関する指導要綱」を定め、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止することを義務づけ、指導基準に適合した事業を行うことを定めています。

平成15年度に行った審査会は、10件でした。(開発審査課)

【該当となる土石採取行為】

- 山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
- 硅砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
- 宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
- 農地造成若しくは林地、牧草地造成及び農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- その他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

(2) 民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。平成15年度は、47件の立入調査を行いました。(開発審査課)

【指導の対象となる事業】

- 豊田市土石採取行為等に関する指導要綱に係る審査案件
- 豊田市土地利用対策会議設置要綱第7条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
- 豊田市宅地開発等に関する指導要綱第2条に規定する案件のうち3,000㎡以上のもの

4 動植物調査

豊田市は、東部から北部にかけて六所山、炮烙山、猿投山が連なる山地があり、中央を矢作川が流れる自然に恵まれた地域で、様々な種類の生物が生息しています。(環境政策課)

(1) 生物調査

ホ乳類、八虫類、両生類

ホ乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

八虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天ヶ峰、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のみドリガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、生息状況が大きく変わってきました。

鳥類

本市で確認されている野鳥は年々増加しています。その要因としては、残念ながら自然環境が改善されて野鳥の生息しやすい自然が豊かになってきたのではなく、モザイク状の開発により、野鳥の生息環境が変化し、狭い生息域でも生息できる野鳥が増えたことが考えられます。

表 鳥類調査結果

| 調査時期 | 目 | 科 | 種 |
|---------|----|----|-----|
| 昭和 45 年 | 17 | 40 | 132 |
| 昭和 55 年 | 17 | 44 | 172 |
| 平成 6 年 | 17 | 44 | 191 |

平成 3～4 年にかけて、ロードサイドセンサス法による生物モニタリング調査を 20 地点、春、夏、秋、冬で延べ 80 回行った結果によると、92 種 9,890 羽の鳥類が観察され、スズメ(優占度 29.7%)、ムクドリ(優占度 7.9%)、ヒヨドリ(優占度 6.1%)、カワラヒワ(優占度 5.4%)、キジバト(優占度 4.7%)、カシラダカ(優占度 3.6%)、ホオジロ(優占度 3.3%)、エナガ(優占度 3.2%)、ニュウナイスズメ(優占度 3.1%)、ツバメ(優占度 3.0%)の 10 種が 7 割を占めていました。

環境別では、自然度の高い多様な環境を持つ水辺や山林はこの 10 種の割合が低く、単純な環境である水田や市街地は割合が高くなっていることから、自然に富んだ地域ほど多くの種類の野鳥が生息していることが分かります。

魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、池沼は大小合わせて200か所あります。これまでに河川では28種、池沼では22種の魚類が確認されました。本市を流れる矢作川は、川の中流域にあたることから淡水魚相も中流域の特徴が見られますが、常時清流が流れているため、種類の変化はほとんどありません。一方、矢作川の支流は水質汚濁が進み、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど、数が減少した種類や、ゼゼラ、ドンコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種類があります。他方、モツゴ、ギンブナ、コイなどは、環境の変化にうまく適応し、大きな数の変化はありません。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し、生息数を増やしています。特に、木曽川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため、魚相が変わってきています。また、近年の釣りブームで、釣り人が、オオクチバス、ブルーギルなどを放流することも外来種が生息地域を広げる一因となっています。

昆虫

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、21目383科4,532種の昆虫が確認されています。種別では、鱗翅目(チョウ目)が1,748種で最も多く、次いで鞘翅目(コウチュウ目)1,231種、膜翅目(ハチ目)375種です。

(2) 豊田市自然環境基礎調査

市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため、豊田市自然環境基礎調査会に委託して、自然環境基礎調査を実施しています。平成13年度から4か年かけて行うこの調査では、環境省のレッドデータブック見直し作業により絶滅危惧種が大幅に追加されたことを受け、市内に生息する貴重な動植物を再確認するとともに、21世紀初頭の自然状況について記録し、文献として残し、市民の自然保護に対する意識の高揚を目的としています。(環境政策課)

5 希少な動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3か年計画で調査を行い、「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)で報告しました。この調査の結果、レッドデータブック記載種は、絶滅危惧種3種、危急種22種、希少種8種、地域個体群1種が確認されており、種類別では下表のとおりです。また、レッドデータブック未記載種のうち、愛知県の「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく自然環境保全調査で「保全策を講じなければならない植物群落等」に掲げられている種では、下表の種が確認されています。(環境政策課)

表 豊田市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

(「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)より)

| 項目 | 哺乳類・爬虫類・両生類 | 鳥類 | 淡水魚類 | 昆虫 | 植物 |
|--|--|--|---|---|---|
| レッドデータブック (絶滅の恐れのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種) | ダルマガエル (希少種) トウキョウサンショウウオ (地域個体群) | オオタカ(危急種) オシドリ(希少種) チュウサギ (希少種) トモエガモ (希少種) ハチクマ(希少種) ハイタカ(希少種) | ウシモツゴ (絶滅危惧種) サツキマス (絶滅危惧種) ネコギギ (絶滅危惧種) | ギフチョウ (危急種) タガメ (危急種) オオムラサキ (希少種) ヒメヒカゲ (希少種) | イシモチソウ ミコシギク イヌセンブリ ガガブタ オキナグサ カザグルマ クマガイソウ サギソウ サクラバハノキ シデコブシ マツバラン バラギボウシ エビネ ヒメミミカキグサ スブタ ホンゴウソウ ゴマクサ ミカワバイケイソウ タコノアシ 以上(危急種) |
| 計 | 2 | 6 | 3 | 4 | 19 |
| 愛知県の保全を要する自然環境要素分布掲載種 | ニホンカモシカ ムササビ カジカガエル | アオサギ カワセミ アオゲラ コノハズク アオバズク シロチドリ オナガガモ ヤマセミ カワウ | ゼゼラ ドンコ カワバタモロコ | ゲンジボタル ハッチョウトンボ | シラタマホシクサ シラヒゲソウ ミカワシオガマ |
| 計 | 3 | 9 | 3 | 2 | 3 |

調査以降確認された種も追加しました。

自然環境に恵まれた豊田市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

(参考) 自然保護に関する主な法令

| | |
|---|--|
| <p>〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境保全体法 ○ 自然公園法 ○ 温泉法 ○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ○ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○ 文化財保護法 ○ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ○ 森林法 ○ 都市緑地保全体法 | <p>〔県〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ○ 愛知県立自然公園条例 <p>〔市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊田市環境基本条例 ○ 豊田市市街地における緑の保全条例 ○ 豊田市文化財保護条例 |
|---|--|

(1) ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」で絶滅危惧種に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の8か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定(種の指定)しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

また、市役所、自然観察の森、総合野外センターの池において、ウシモツゴの飼育及び繁殖を実施したり、ウシモツゴとカワバタモロコを市内の小中学校へ配布し、飼育体験学習を行うなど、種の保存と自然保護意識の普及、啓発を行っています。

(2) カワバタモロコ

カワバタモロコは、県条例の自然環境調査における指標魚類に指定されており、市内では3地点のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定(種の指定)し、市役所と自然観察の森で、飼育及び繁殖を行っています。

(3) シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では、絶滅危惧 類に指定されています。

本市では、勘八町、野見山町、琴平町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

(4) ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」では危急種に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。ボランティア団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の 3ha の民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

6 湿地の保護

湿地植物は、自然環境が良好かどうかという自然度の指標とされています。市内には、東海丘陵要素植物群であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ヒメミミカキグサなど特異で貴重な湿地性植物群が自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町を始めいくつも点在しており、特に御船湿地には、市の天然記念物に指定されているシラヒゲソウが自生しています。また、これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。環境省が平成 13 年 12 月に公表した「日本の重要湿地 500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の 2 区域が重要な湿地として選定され、さらなる保護の推進が求められています。

本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。また、湿地保護の啓発のため平成 15 年度は、秋に 3 日間、矢並湿地の一般公開を実施し、957 人が見学に訪れました。（環境政策課）

7 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。名木の保護のため、看板を立てて PR するとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。平成 15 年度末現在、185 件が名木として指定されています。

（環境政策課）

第4節 自然とのふれあい空間の形成

1 自然とのふれあい空間の整備

(1) 豊田市自然観察の森

自然観察の森は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然環境学習の拠点で、全国10か所のうち、豊田市は8番目に開園しました。

豊田市自然観察の森(京ヶ峰、面積28.8ha)は、中心市街地の東方約4kmの標高70~140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、約4kmに及ぶ自然観察路、観察舎、休憩舎、学習広場、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。平成15年度は、17,687人の来園者がありました。豊田市自然観察の森では、コースガイドや自然観察会を行い、来園者に自然の仕組みや観察の方法などの情報を提供しています。また、ネイチャーセンターでは、展示室及びロビーなどで、小動物の飼育、写真や標本などの展示を行っています。

平成15年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を39回開催し、780人の参加者がありました。(環境政策課)



自然観察会

(2) 多自然型公園整備

児ノ口公園

児ノ口公園(豊田市久保町、1.9ha)は、都心におけるビオトープである多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成6~7年度、多自然工法により、公園とその中を流れる五六川との一体整備を行いました。

都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。(公園課)



児ノ口公園

【児ノ口公園の特徴】

- 計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- 池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- 市民の植樹により、雑木林を再生
- 地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す

2 自然とふれあう機会の充実

(1) みどりの少年団

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で、自主的かつ独創的な活動を展開しています。また、その活動発表として、夏にみどりの学習教室が県緑化センターで行われました。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実（利子）を活用した事業の一つです。（公園課）

【豊田市のみどりの少年団】

小学3～6年生までの児童で構成

- 六所山みどりの少年団 ... 豊松小学校（昭和50年結成）
- 堤みどりの少年団 ... 堤小学校（昭和52年結成）
- 土橋みどりの少年団 ... 土橋小学校（昭和63年結成）

(2) 名木めぐり

本市の名木の存在価値や保護の必要性を理解してもらうため、市民を対象に名木めぐりを開催しています。平成15年度は、秋（上郷・高岡地区）に開催し、17人の参加がありました。（環境政策課）

(3) 豊田市自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森において、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。（環境政策課）

とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募市民により組織されています。活動期間は、平成14年1月から平成16年3月までとし、23人の市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現を目指しています。

森先案内人アベマキの会

平成 14 年度から開催した森の自然案内人養成講座の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーや指導員が実施する自然解説を補助したり、自ら団体利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。

(4) 生きものとの共生

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。平成 15 年度は、2 団体の活動に対して支援を行いました。(環境政策課)

3 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和 45 年度からこれまでに 30 シリーズ発行しており、市政情報コーナー・環境政策課・自然観察の森で販売しています。(環境政策課)

第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

交通対策

交通手段の中で、自動車は高い利便性などから私たちの生活に欠かせないものとなっています。市民生活を自動車交通に大きく依存している豊田市は、交通手段の6割が自動車で、公共交通の割合が1割に満たないのが現状です。市民の暮らしに欠かせない自動車ですが、渋滞、大気汚染や騒音、地球温暖化などの原因となっており、その解決策の一つとして、道路交通の円滑化が課題になっています。



電気自動車共同利用実験

道路交通の円滑化は、燃費の向上、大気汚染物質排出削減など、環境負荷低減の効果が期待できます。本市では、渋滞による経済的損失の低減だけでなく環境負荷の低減をめざして、幹線道路の体系的整備や渋滞交差点の改良とともに、交通需要の抑制や分散を目的とした「交通需要マネジメント(TDM)施策」、複数の交通機関を有機的に連携させることで、さらに利便性の向上をめざした「マルチモーダル施策」を総合的に進めています。

また本市では各交通施策をより有効に機能させるため、ITS技術の導入を進めています。このうち、道路交通情報システム高度化などは現在実用化しており、自動車の走行時間短縮や、車両削減・交通の平準化による渋滞解消に役立っています。また、平成13年3月から実施している電気自動車共同利用実験は、5か所のデポと17台の車両(e-com)による実験の結果、30~40%の稼働率が確認されています。これは自動車からe-comへの転換が図られたことを証明するものであり、実験実績から算出すると平成15年度の1年間で約17.2トンのCO₂が削減されました(図参照)。今後は事業化に向けて、課金を含めた採算性の検討を行い、車両をハイブリッド車や天然ガス車などエコカー全般に対象を広げる検討もしています。

豊田市ではさらに、様々なITS技術を活用した施策を導入することで、誰もが円滑・快適・安全な移動ができるまちをめざして、「START(スタート)21」(豊田市ITS戦略プラン)を策定しています。これは「ITS世界会議愛知・名古屋2004」及び「2005年日本国際博覧会」に向けて、ITSのよさが実感できる「豊田ITSスマートタウン」を構築することをめざしたもので、これらの行事への国内外からの来訪者に対してITS技術が定着したまちを紹介していくことを通じて、さらに環境にやさしい交通都市をめざしていきます。

(交通政策課)

基礎データ

E Vの総走行距離： 121,761 台キロ
自動車のCO₂ 排出原単位： 198 (g/km)
E VのCO₂ 排出原単位： 56.7 (g/km)

CO₂ 削減量 (g)

= 自動車総走行距離 (= E V総走行距離)
× 自動車CO₂ 排出原単位
- E V総走行距離 × E VCO₂ 排出原単位
= 121,761 × 198 - 121,761 × 56.7
= 17,204,829 (g)

約 17.2 トン

図 CO₂削減値の算出式

第 2 節 生活環境の保全

1 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上、より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が、平成 11 年 6 月 12 日に施行されました。

本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事へ意見の具申を行っています。平成 15 年度は、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その 2）」、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（モニタリング調査）報告書（平成 14 年度）」、「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その 3）」について、環境保全の見地からの意見書を提出しました。（環境保全課）

【豊田市環境影響評価検討会の主な役割】

- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行う
- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行う
- 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行う
- 国、県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行う

2 公害防止協定の締結

当市では、市内に立地する企業やゴルフ場と市との間で、公害防止のために行うべきことを定めた協定を締結しています。法律や県条例の規制より厳しい規制内容等を定め、市民の健康と生活環境の保全を図っています。また、協定を締結した企業等へ市職員が立入調査を行い、協定事項の確認を行っています。（環境保全課）

（ 1 ）企業との公害防止協定

公害防止のため特に必要があると認める企業との間で、豊田市公害防止条例に基づき平成 15 年度末現在で 50 社 88 工場等と公害防止協定を締結しています。

【企業との公害防止協定の主な内容】

- 協定値...公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制...一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務...大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項...事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

（ 2 ）ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から市内の 8 ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結しています。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 農薬使用量の削減計画の作成並びに使用量の削減
- 農薬使用量及び排水の検査結果の報告義務
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故時の措置及び報告及び損害の補償などに関する事項

(3) 開発に係る覚書の締結

開発等による公害の未然防止を図るため、規制基準の設定、事故時の措置、損害の補償、報告及び立入調査等の内容について、現在5工場等と覚書を締結しています。

3 事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和45年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の8割、2,000万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。平成15年度の融資実績は1件でした。(環境保全課)

4 環境監視調査

市域における環境の状況を広く把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に関する法令に基づく環境監視調査等を実施しています。

市では大気汚染測定局(市内4局)で、大気汚染の常時監視を実施しています。また、平成15年度は市内6地点で有害大気調査等を実施しました。

河川や地下水の水環境を監視するため、水質調査を行っています。また、事業場排水を監視するために排水調査等を実施して、公害の未然防止に努めています。(環境保全課)

5 環境法令に係る届出の受理等

環境法令では、環境汚染の未然防止のため、事業者が法で定められた施設を設置・変更・廃止等を行う場合には、その種類や規模に応じて市へ届出することを義務づけています。市では環境保全課が窓口となり、届出の受理と事業者への指導を行っています。(環境保全課)

表 環境法令に係る届出の受理等実績（平成 15 年度）

| 区 分 | 法 令 等 | 件 数 |
|---------|--------------------------|-------|
| 大 気 | 大気汚染防止法 | 113 |
| | 県民の生活環境の保全等に関する条例<大気> | 106 |
| 水 質 | 水質汚濁防止法 | 264 |
| ダイオキシン類 | ダイオキシン類対策特別措置法 | 15 |
| 騒音・振動 | 騒音規制法 | 59 |
| | 県民の生活環境の保全等に関する条例<騒音> | 21 |
| | 振動規制法 | 80 |
| | 県民の生活環境の保全等に関する条例<振動> | 25 |
| | 特定建設作業<法・条例> | 1,269 |
| 悪 臭 | 県民の生活環境の保全等に関する条例<悪臭> | 61 |
| 地盤沈下 | 県民の生活環境の保全等に関する条例<地下水揚水> | 122 |
| 組 織 | 公害防止統括者・管理者等 | 177 |
| 協 定 | 事前協議・公害防止に係る報告等 | 3 |
| 合 計 | | 2,315 |

6 事業場の公害防止管理

排出ガス量、排出水量、施設規模等が一定規模以上の工場は、特定工場として公害防止管理者や公害防止統括者の選任等の公害防止組織を整備することが定められています。本市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出等の事務や公害防止のための指導を行っています。平成 15 年度末現在、市内で公害防止管理者等を選任している特定工場は、93 工場です。（環境保全課）

7 開発行為の指導

本市では、開発行為に関し、関係個別法に基づく指導や、下に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。（開発審査課）

【開発行為に関する事前協議】3 種

豊田市土地利用対策会議（窓口：開発審査課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における 1ha を超える土地の改変などを行う開発について事前協議、その他、面積にかかわらず、施策上重要な案件についても協議

豊田市宅地開発等に関する事前協議（窓口：開発審査課）

豊田市宅地開発等に関する指導要綱に基づき、1,000m²以上の宅地開発等について事前審査を実施

豊田市土石採取行為等審査会（窓口：開発審査課）

前述二つの事前審査の対象とならず、土砂などの持出し行為のうち 1,000m²を超える開発について事前審査を実施

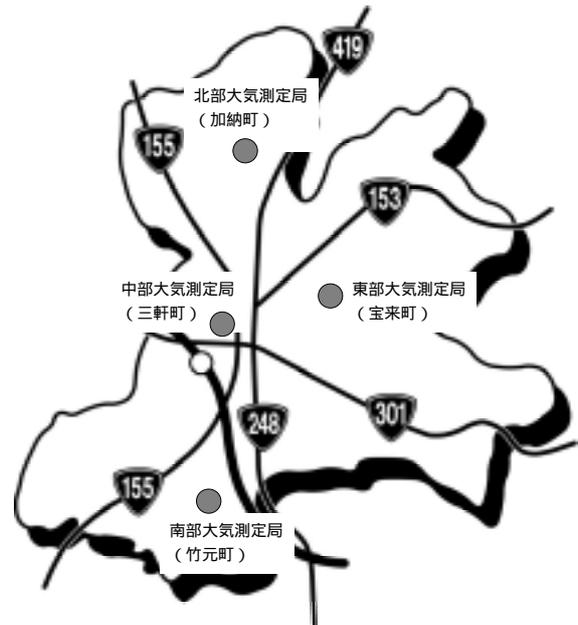
環境保全策を反映させた上、個別法へ

第3節 大気汚染の防止

1 大気環境調査

(1) 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。



(2) 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい

大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

市内の大気汚染の状況は、測定項目によって若干の変動は見受けられるものの、この数年は横ばいで推移しています。環境基準が定められている項目について、平成15年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素が全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが全局で環境基準を達成しませんでした。(環境保全課)

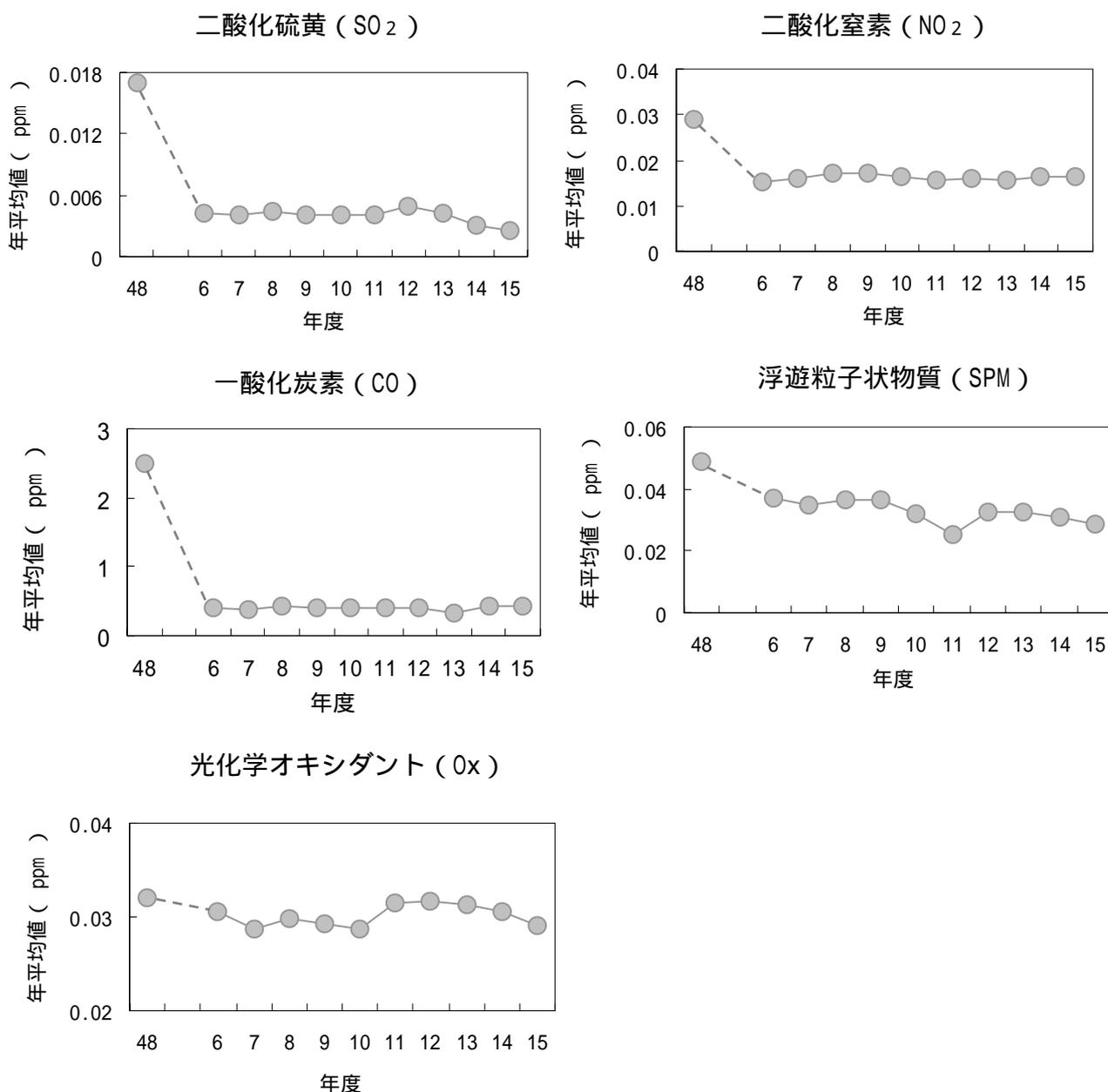
図 豊田市内の大気汚染測定地点

表 大気測定局における環境基準の達成状況

達成 × 非達成

| 測定局 | 二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価 | | | 二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価 | | | 一酸化炭素 (CO) 長期的評価 | | | 浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価 | | | 光化学オキシダント (O _x) 短期的評価 | | |
|----------------------------|---|-----|-----|--|-----|-----|---|-----|-----|---|-----|-----|--------------------------------------|-----|-----|
| | H13 | H14 | H15 | H13 | H14 | H15 | H13 | H14 | H15 | H13 | H14 | H15 | H13 | H14 | H15 |
| 北部局 | | | | | | | | | | | × | | × | × | × |
| 東部局 | | | | | | | | | | | | | × | × | × |
| 中部局 | | | | | | | | | | × | | | × | × | × |
| 南部局 | | | | | | | | | | × | | | × | × | × |
| 全国一般環境局 達成率 (平成14年度) | 99.8% | | | 99.1% | | | 100% | | | 52.5% | | | 0.3% | | |
| 環境基準 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること | | | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること | | | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること | | | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること | | | 1時間値が0.06ppm以下であること | | |
| 評価方法 | 1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと | | | 年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること | | | 1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと | | | 1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと | | | 5時から20時の昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下に維持されること | | |

図 大気汚染物質の経年変化



二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和48年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、本市における年平均値は環境基準値と比較して低い値で推移しています。

窒素酸化物については、二酸化窒素 (NO₂) について環境基準が定められ、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。また、豊田市においては環境基準を達成し横ばい状態で推移しています。窒素酸化物は燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっています。全国においては、二酸化窒素の環境基準の達成率は99.1%です (平成14年度大気汚染状況報告書 環境省環境管理局 平成15年12月)。

浮遊粒子状物質については、その削減のため、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。豊田市において、平成 15 年度は環境基準を達成していますが、全国の達成率は 52.5%です（平成 14 年度大気汚染状況報告書 環境省環境管理局 平成 15 年 12 月）。なお、環境基準の達成率は、大陸から飛来する黄砂等の自然発生的な要因にも影響を受けることがあります。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で 0.3%と、達成しているところはほとんどなく、豊田市においても全ての測定局で達成していない状況が続いています。また、測定結果はここ数年概ね横ばいで推移しています。

光化学オキシダントの濃度が高くなって光化学スモッグが発生すると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が一定基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報が発令されます。なお、平成 15 年度は、8 月 5 日に北部大気測定局で 0.142ppm を記録したことに伴い、光化学スモッグ注意報が発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定（デポジットゲージ法）により県下 11 地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

市では、1 か所（市役所）で継続した調査を行っており、平成 15 年度の降下ばいじん量は 1.5 t/km²・月で、県下平均値の 2.7 t/km²・月に比べ低い値でした。

【大気汚染の原因物質】

- ・二酸化硫黄（SO₂）：硫黄酸化物（SO_x）の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。
- ・二酸化窒素（NO₂）：窒素酸化物（NO_x）の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。
- ・一酸化炭素（CO）：酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 0.01 mm 以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するものがある。
- ・光化学オキシダント（Ox）：窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。

また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が設定されました。

当市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取り組み、平成15年度に市内6地点（一般環境3、沿道3）で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。新たに指針値が設定されたアクリロニトリルをはじめ4物質についても全ての地点で指針値を下回っていました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組むべきとされる物質のうち11物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、すべて全国の検出濃度範囲内でした。（環境保全課）

表 環境基準設定項目調査結果（一般環境）

| 対象物質名 | 環境基準 | 測定地点名 | 年平均値 | 達成状況 | 平成14年度全国調査 （一般環境） | | |
|----------------|------------------------------------|---------|------|------|----------------------|-------|-----|
| | | | | | 平均値 | 最小値 | 最大値 |
| ベンゼン | 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 | 北部大気測定局 | 1.1 | | 1.7 | 0.49 | 5.0 |
| | | 中部大気測定局 | 1.4 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 1.8 | | | | |
| トリクロロ エチレン | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 | 北部大気測定局 | 0.32 | | 0.70 | 0.010 | 7.4 |
| | | 中部大気測定局 | 0.44 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 0.50 | | | | |
| テトラクロロ エチレン | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 | 北部大気測定局 | 0.14 | | 0.44 | 0.031 | 7.6 |
| | | 中部大気測定局 | 0.19 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 0.25 | | | | |
| ジクロロメタン | 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 | 北部大気測定局 | 1.7 | | 2.2 | 0.16 | 12 |
| | | 中部大気測定局 | 2.1 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 2.6 | | | | |

（注1） 1 μg （マイクログラム）；100万分の1g

（注2） 達成状況欄は、年平均値が環境基準を下回った場合は、上回った場合は×とした。

（注3） 環境基準は年平均値で評価する。

（注4） 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

表 環境基準設定項目調査結果（沿道）

| 対象物質名 | 環境基準 | 測定地点名 | 年平均値 | 達成状況 | 平成 14 年度全国調査 (沿道) | | |
|-------|---------------------------|--------|------|------|----------------------|-----|-----|
| | | | | | 平均値 | 最小値 | 最大値 |
| ベンゼン | 3 μg/m ³ 以下 | 福祉センター | 2.2 | | 2.6 | 1.1 | 5.7 |
| | | 寿恵野小学校 | 1.6 | | | | |
| | | 駒場小学校 | 1.4 | | | | |

(注1) 1 μg (マイクログラム); 100 万分の 1g

(注2) 達成状況欄は年平均値が環境基準を下回った場合を、上回った場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

表 指針値設定項目調査結果（一般環境）

| 対象物質名 | 指針値 | 測定地点名 | 年平均値 | 達成状況 | 平成 14 年度全国調査 (一般環境) | | |
|---------------|-------------------------------|---------|--------|------|------------------------|----------|--------|
| | | | | | 平均値 | 最小値 | 最大値 |
| アクリロ ニトリル | 2 μg/m ³ 以下 | 北部大気測定局 | 0.20 | | 0.11 | 0.00097 | 1.3 |
| | | 中部大気測定局 | 0.19 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 0.26 | | | | |
| 塩化ビニル モノマー | 10 μg/m ³ 以下 | 北部大気測定局 | 0.013 | | 0.070 | 0.0023 | 2.7 |
| | | 中部大気測定局 | 0.025 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 0.014 | | | | |
| 水銀及びその 化合物 | 0.04 μg/m ³ 以下 | 北部大気測定局 | 0.0019 | | 0.0020 | 0.00032 | 0.0038 |
| | | 中部大気測定局 | 0.0020 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | 0.0020 | | | | |
| ニッケル 化合物 | 0.025 μg/m ³ 以下 | 北部大気測定局 | - | - | 0.0048 | 0.000018 | 0.051 |
| | | 中部大気測定局 | 0.0019 | | | | |
| | | 南部大気測定局 | - | - | | | |

(注5) 1 μg (マイクログラム); 100 万分の 1g

(注6) 達成状況欄は、年平均値が指針値を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注7) 指針値は年平均値で評価する。

(注8) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

3 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。平成 15 年度は、東名高速道路上郷サービスエリア（永覚町）と県道岡崎豊明線（和会町）の 2 か所で 3 週間にわたって調査しました。両地点ともに環境基準を上回る値は観測されませんでした。南部大気測定局（一般局）と比べると、浮遊粒子状物質、一酸化窒素及び二酸化窒素など自動車排出ガスの影響が大きい項目の測定値が高い状況にありました。（環境保全課）

4 大気環境の保全

地域の大気環境を保全するためには、移動発生源、固定発生源等から排出されるばいじん、硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

(1) 事業場対策

市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラー等）を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成 15 年度末現在、市内には、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設はともに約 1,500 施設あります。

平成 15 年度は、立入調査等を 75 件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。

また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を実施しました。（環境保全課）

表 ばい煙・粉じん発生施設数（平成 15 年度末現在）

| 大気汚染防止法ばい煙発生施設 | | | 大気汚染防止法粉じん発生施設 | | 県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設 | | |
|----------------|---------|-------|----------------|------------------|-----------------------|-------------|-------|
| ばい煙発生施設 | 施設数 | | 粉じん発生施設 | 施設数 | 特定施設 | 施設数 | |
| 1 | ボイラー | 718 | 一般粉じん発生施設 | | ばい煙発生施設 | 289 | |
| 5 | 溶解炉 | 80 | 2 | 堆積場 | 16 | 粉じん発生施設 | 1,360 |
| 6 | 金属加熱炉 | 151 | 3 | ベルトコンベア・パケットコンベア | 157 | 炭化水素系物質発生施設 | 15 |
| 7 | 加熱炉 | 1 | 4 | 破砕機・塵砕機 | 8 | 合計 | 1,664 |
| 9 | 焼成炉、溶融炉 | 3 | 5 | ふるい | 1 | | |
| 10 | 直火炉 | 2 | 合計 | | 182 | | |
| 11 | 乾燥炉 | 102 | | | | | |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 19 | | | | | |
| 24 | 鉛溶解炉 | 3 | | | | | |
| 29 | ガスタービン | 50 | | | | | |
| 30 | ディーゼル機関 | 79 | | | | | |
| 31 | ガス機関 | 3 | | | | | |
| 合計 | | 1,211 | | | | | |

表 大気汚染防止のための調査実績（平成 15 年度）

| 立入調査の種類 | 件数 | 調査概要 |
|-------------------|--------|---|
| 総数 | 75 | |
| 法令に基づく調査 | 75 | 法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査 |
| うち 大気汚染防止月間の調査 | (17) | 燃料の使用量が増加し大気汚染が進む 12 月の大気汚染防止月間に、重点的に立入調査 |

(2)最新規制適合車等早期代替促進費補助

平成 14 年 9 月から、中小企業等の事業者へ最新規制適合車への早期代替を促進する補助制度を設けました。最新規制適合車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、自動車からの排出物質の低減を図ります。

平成 15 年度の補助件数は 79 台、補助合計額は 57,954 千円でした。(環境保全課)

【最新規制適合車等早期代替促進費補助制度の概要】

| | |
|-------|---|
| 補助対象者 | 中小企業等の事業者（個人は対象外） |
| 対象自動車 | ディーゼル普通貨物自動車等で、自動車NOx・PM法で定める 使用期限の翌日から起算して2年以上前の買替え |
| 補助金額 | 車両本体及び架装に掛かる費用の10分の1（上限あり） |

第4節 水質汚染の防止・河川等の水質浄化

1 河川水質調査

(1) 河川水質調査結果の概要

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成15年度に市内主要18河川1池の23地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」は、すべての河川において環境基準に適合しました。また、「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が類型指定されている矢作川等の6河川について、汚濁の代表的指標であるBOD(生物化学的酸素要求)では、逢妻女川の1地点で環境基準に適合しませんでした。PH(水素イオン濃度)は、矢作川、犬伏川の2地点で適合率が91%でしたが、その他はすべて100%でした。(環境保全課)

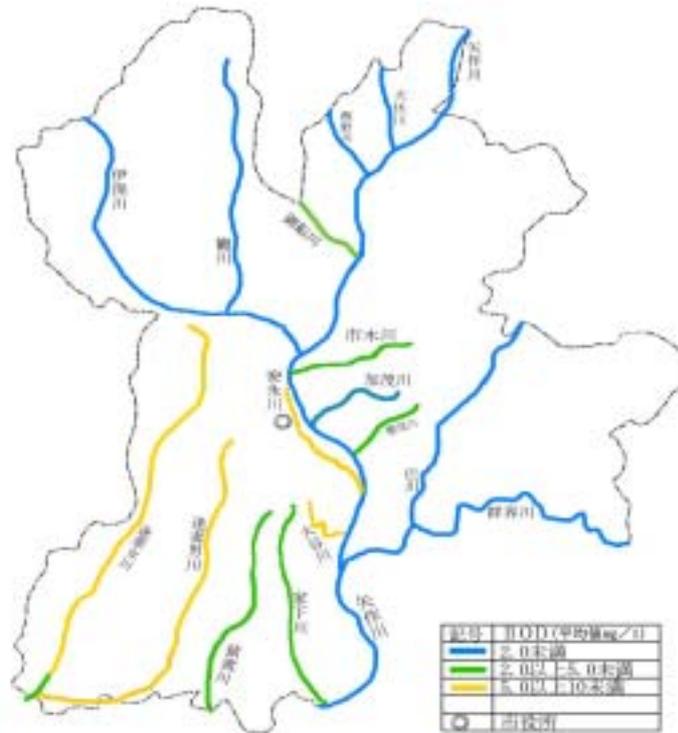


図 河川のBOD汚濁状況(平成15年度)

【環境基準等について】

- ・「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等26項目について定められ、すべての河川等に適用される。
- ・「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の5項目である。
本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川の6河川に適用されている。
- ・BOD(生物化学的酸素要求量)：好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BODの値が高くなるほど、汚濁していることになる。
BODの環境基準評価は、全データのうち小さい方から75%にあたるデータ値(75%水質値)で行う。

表 河川水質の環境基準の適合状況（平成15年度）

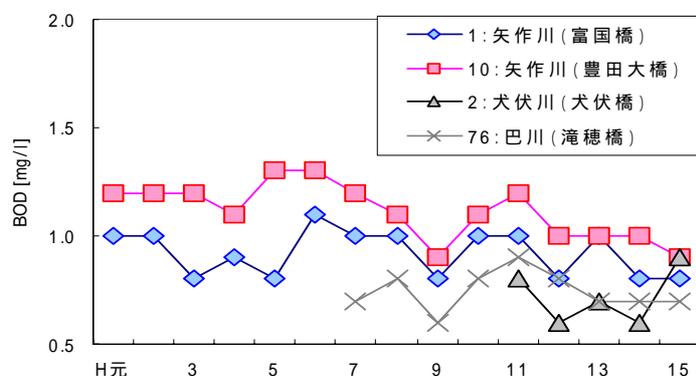
| 河川名 | 地点名 | 類型 | 摘要 | pH | BOD [mg/l] | SS [mg/l] | DO [mg/l] | 大腸菌群数 [MPN/100ml] |
|--|------|----|------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|
| 矢作川 | 富国橋 | A | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.0 (91%) | 0.9 ○ | 5 (100%) | 10 (100%) | 290 (100%) |
| | 豊田大橋 | A | 上段：年平均 下段：適合率 | 6.8 (100%) | 1.2 ○ | 6 (100%) | 10 (100%) | — |
| 犬伏川 | 犬伏橋 | A | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.1 (91%) | 1.0 ○ | 2 (100%) | 11 (100%) | 1,000 (50%) |
| 巴川 | 滝穂橋 | A | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.0 (100%) | 0.8 ○ | 3 (100%) | 10 (100%) | — |
| 逢妻女川 | 御乗替橋 | D | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.2 (100%) | 8.8 × | 16 (100%) | 9.0 (100%) | — |
| | 駒新橋 | D | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.4 (100%) | 5.5 ○ | 13 (100%) | 9.4 (100%) | — |
| 逢妻男川 | 宮前橋 | D | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.0 (100%) | 7.6 ○ | 12 (100%) | 8.6 (100%) | — |
| | 雲目橋 | D | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.2 (100%) | 7.2 ○ | 10 (100%) | 9.2 (100%) | — |
| 猿渡川 | 千石橋 | D | 上段：年平均 下段：適合率 | 7.2 (100%) | 4.9 ○ | 7 (100%) | 10 (100%) | — |
| 【参考】 生活環境の保全に 関する環境基準 (河川、抜粋) | A | | | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/l 以下 | 25mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN/100ml 以下 |
| | D | | | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/l 以下 | 100mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | — |

- ・ BODに関して、上段 測定結果の75%水質値
下段 環境基準への評価結果
- ・ 適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100

(2) A類型に指定される河川

豊田市内でA類型に指定される河川は矢作川、犬伏川及び巴川の3河川であり、BODの年平均値は1mg/l付近を推移しています。

A類型河川の経年変化

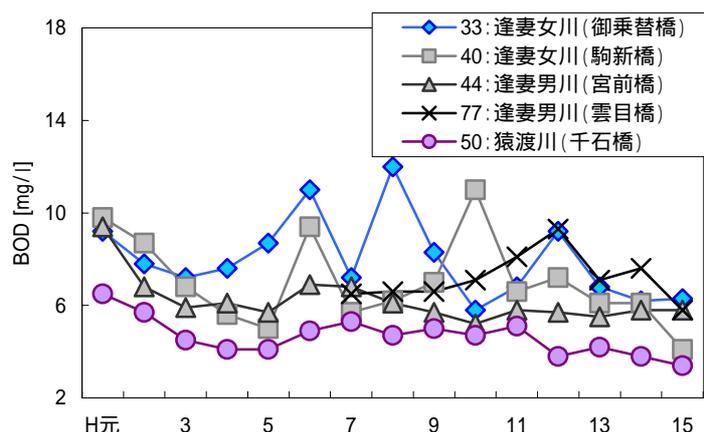


(3) D類型に指定される河川

D類型に指定される河川は逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の3河川です。

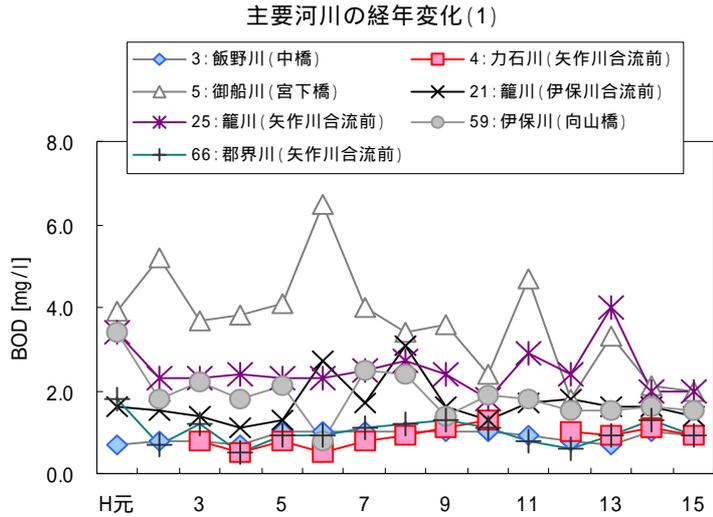
BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。

D類型河川の経年変化

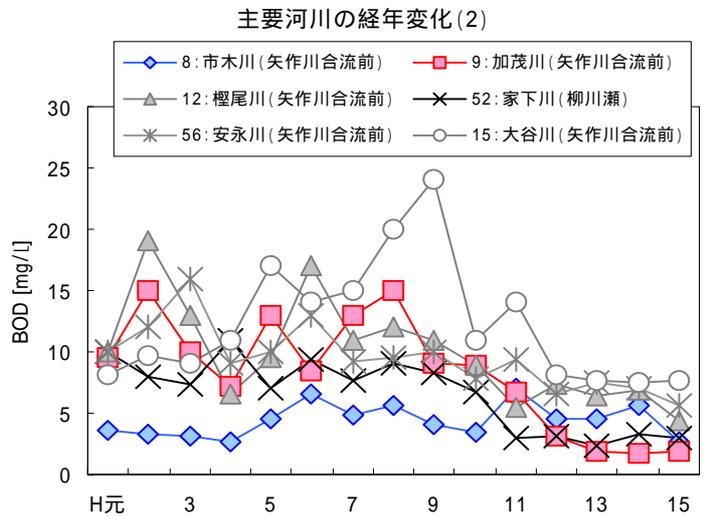


(4) 市内の主要な河川

矢作川上流域に合流する河川については、BOD値は概ね横ばいで推移しています。



矢作川中流域に合流する河川については、横ばい、もしくはやや減少傾向のみられる地点もあります。



(5) 鞍ヶ池調査

BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。



2 工場・事業場対策

(1) 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。平成15年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が802事業場あります。

| | | | | | | | |
|-------------------|---|----------------|---|----------------|--|---|----------------|
| 【特定事業場数】平成15年度末現在 | | | | | | | |
| ○水質汚濁防止法で定める特定事業場 | …… 802 事業場 | | | | | | |
| | <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">{</td> <td>矢作川水域… 491 事業場</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">}</td> <td>境川等水域… 311 事業場</td> </tr> </table> | | { | 矢作川水域… 491 事業場 | | } | 境川等水域… 311 事業場 |
| | { | 矢作川水域… 491 事業場 | | | | | |
| | } | 境川等水域… 311 事業場 | | | | | |
| ○公害防止協定締結事業場 | … 224 事業場 | | | | | | |
| ○公害防止協定締結事業場 | … 57 事業場 | | | | | | |

表 水質汚濁防止法特定事業場数（平成15年度末現在）

| 特定施設 | 事業場数 (内規制対象) | 特定施設 | 事業場数 (内規制対象) |
|-----------------------|-----------------|------------------------|-----------------|
| 1-2 畜産農業又はサービス業 | 30(1) | 66 電気メッキ施設 | 17(16) |
| 2 畜産食料品製造業 | 2(1) | 66-2 旅館業 | 72(12) |
| 3 水産食料品製造業 | 1(1) | 66-3 共同調理場 | 5(4) |
| 4 保存食料品製造業 | 4(0) | 66-4 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 5(2) |
| 5 みそ、しょう油等製造業 | 3(3) | 66-5 飲食店 | 19(8) |
| 8 パン若しくは菓子の製造業 | 2(0) | 67 洗たく業 | 56(6) |
| 10 飲料製造業 | 2(0) | 68 写真現像業 | 61(1) |
| 16 めん類製造業 | 5(1) | 68-2 病院(病床数が300以上) | 1(0) |
| 17 豆腐又は煮豆の製造業 | 15(1) | 69 と畜業又はへい獣取扱業 | 1(1) |
| 23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業 | 5(0) | 70-2 自動車分解整備施設 | 7(0) |
| 27 無機化学工業製品製造業 | 1(0) | 71 自動式車両洗浄施設 | 156(3) |
| 54 セメント製品製造業 | 4(1) | 71-2 科学技術に関する試験・研究機関 | 9(7) |
| 55 生コンクリート製造業 | 12(1) | 71-3 一般廃棄物処理施設、焼却施設 | 1(0) |
| 58 窯業原料の精製業 | 10(10) | 71-4 産業廃棄物処理施設 | 5(3) |
| 59 砕石業 | 1(1) | 71-5 TCE・PCEによる洗浄施設 | 4(4) |
| 60 砂利採取業 | 4(4) | 72 し尿処理施設 | 47(45) |
| 62 非鉄金属製造業 | 1(1) | 73 下水道終末処理施設 | 2(2) |
| 63 金属製品製造業又は機械器具製造業 | 22(12) | 74 特定処理施設から排出される水の処理施設 | 1(1) |
| 64-2 水道施設、工業用水道施設 | 4(0) | 91 指定地域特定施設 | 162(40) |
| 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 | 43(31) | | |
| 合 計 | | | 802(224) |

* 特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

* 特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

(2) 事業場等発生源対策

法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。

市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。平成15年度は、延べ128事業場の立入検査を実施し、55事業場について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、2事業場において排水基準違反があり、原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止と法の主旨の徹底に努めました。(環境保全課)

【排水基準不適合項目】(平成15年度)

シアン … 1件(行政処分)

生物化学的酸素要求量(BOD) … 1件(行政指導)

(3) 公害防止協定に基づく指導

水質に係る公害防止協定締結事業場57事業場のうち、21事業場の立入検査を実施しました。その結果、すべての協定事業場において水質汚濁防止法等に規定された基準値より厳しい協定値を超えるものはありませんでした。

また、農薬使用に関する協定を締結している市内8ゴルフ場の排水等において、春と秋に延べ26農薬90検体のゴルフ場農薬調査を実施しました。その結果、全てのゴルフ場で、国が定めた暫定指導指針値及びゴルフ場と市との間で定めた指針値より厳しい値である協定値を超えることはありませんでした。

3 生活排水対策

水質調査結果や統計情報を基に、BOD値を指標として市域の汚濁負荷量を推計（水質汚濁情報システム）した結果によると、市内で排出される水の汚濁負荷の最大の発生源は、家庭系の生活排水で、約半分を占めています。生活排水の中では、し尿よりも、台所や風呂場から出る生活雑排水が大きな原因です。

水の汚濁を防ぐため、生活排水対策推進計画や下水道整備計画に基づき、地区ごとの特性を考慮して処理手法を選択し、生活排水対策や下水道整備を進めています。（下水道管理課）

（1）下水道整備

境川・矢作川両流域下水道の上流部に位置する豊田市は、関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れていることから、市民の強い要望を受け、下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和63年4月緊急処理対策事業として中心市街地の単独公共下水道が最初で、平成6年1月からの境川流域に続き、平成9年3月より矢作川流域が供用を開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。平成15年度には、計206haの面整備（井上、青木北、浄水、神池、水源、広久手、若林北、千足北、既整備済団地）及び延長4,142mの主要幹線の整備を行いました。

（下水道建設課）

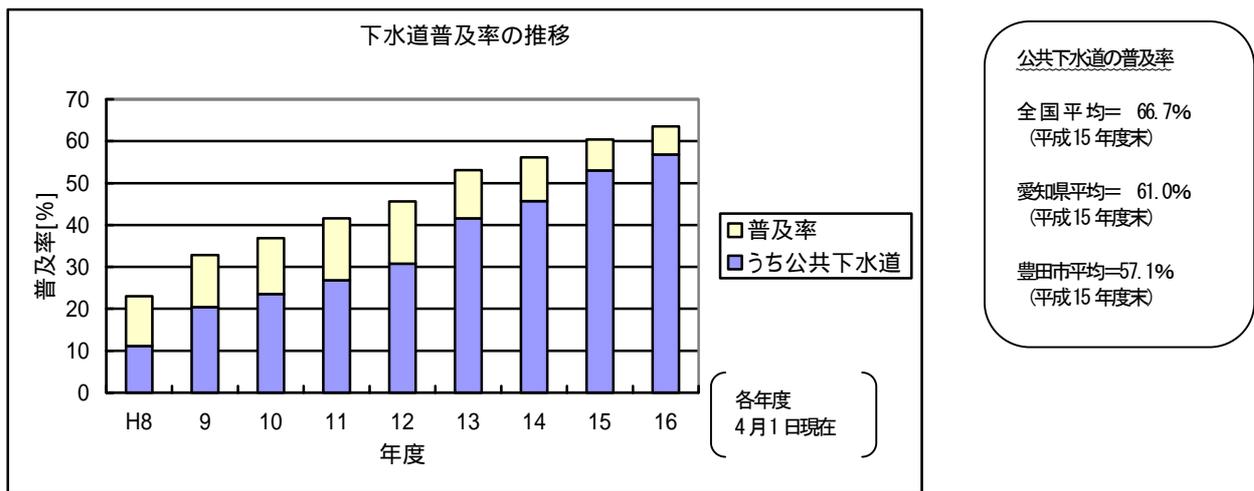


表 豊田市の下水道（平成16年4月1日現在）

| 種別 | | 対象地区・処理場 | 狭義の公共下水道普及率 | 広義の公共下水道普及率 | 下水道普及率 | |
|--------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------|-----------|
| 集合処理区域 | 公共下水道 | 単独公共下水道 | 豊田終末処理場 | 57.1% | 63.5% | |
| | | 流域関連公共下水道 | 矢作川処理区 | | | 矢作川浄化センター |
| | | | 境川処理区 | | | 境川浄化センター |
| 地域下水道 | 特定環境保全公共下水道 | 鞍ヶ池浄化センター | 3.9% | 3.6% | | |
| | 農業集落排水処理施設 | 伊保ほか4地区 | | | | |
| | コミュニティ・プラント | 地域し尿処理施設、2地区 | 1.2% | 1.2% | | |
| | 共同し尿浄化槽（市管理） | 3か所 | | | | |
| | 県営市営住宅分 | | 0.7% | 0.7% | | |
| 個別処理区域 | 合併処理浄化槽 | | 1.0% | 1.0% | | |

下水道普及率[%] = (下水道処理区域内人口) ÷ (総人口) × 100

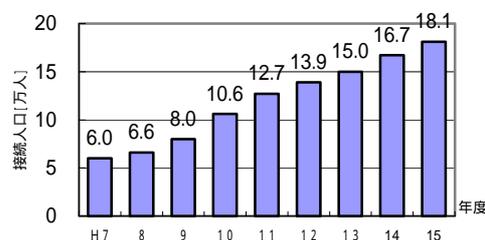
共同し尿浄化槽（市管理）は将来流域関連公共下水道に含まれる

合併処理浄化槽処理人口は、補助金交付を受けた個別処理区域内の世帯数に2,718人を乗じて算出した値を用いた

(2) 下水道への接続促進

下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、次のような様々な啓発を行っています。また、市職員及び相談員の戸別訪問による接続促進をきめこまかく実施し、右図のとおり着実な成果を上げています。本市の多岐にわたる「下水道PR活動」が評価され、平成10年9月、下水道普及啓発部門において建設大臣賞を受賞しました。

図 下水道接続人口の推移
(各年度末現在)



【豊田市『下水道PR活動』の内容】

- 下水道標語の募集、最優秀作品「下水道のびゆく街のパートナー」をPRグッズに活用
- 下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」を名刺や帽子、Tシャツなどへ使用
- 下水道イメージソング「ふるさとの流れに…」を様々な催しで活用
- 下水道の日（毎年9月10日）での駅前街頭PR
- 下水道フェアを下水道整備中又は完了地区において開催
- CATV、全戸配布の市広報誌への情報提供
- 社会科授業用補助教材を通じ、各家庭へ下水道PR
- 小学生対象に下水道PRポスターの募集、優秀作品は巡回掲示後、下水道工事現場へ看板化掲示
- 豊田終末処理場での親子実験教室、小学生や一般向けの施設見学会実施
- 汚泥肥料の配布
- 「供用開始のお知らせ」と一緒に、チラシやパンフレット等の送付



ミカホちゃん

(3) 下水道の適正管理

公共下水道のうち流域関連公共下水道の管理は県が、その他については市が行っており、運転を委託管理しています。地域下水道として位置づけている農業集落排水処理施設やコミュニティプラント及び市へ管理移管された501人槽以上の共同し尿浄化槽については、その運転管理を(財)豊田市汚水処理施設管理公社に委託し、適正管理に努めています。平成16年4月現在の対象施設数は10施設です。(下水道管理課)

表 下水道処理施設の管理状況 (平成15年度)

| 下水道処理施設 | 処理水量 | 汚泥量 | 汚泥の処分 |
|---|---------------------|---------------|--------------------|
| 豊田終末処理場 | 355万 m ³ | 脱水ケーキ 2,470 t | 脱水ケーキで陸上埋立(多治見市) |
| 鞍ヶ池浄化センター | 11万 m ³ | 濃縮汚泥 807 t | 濃縮汚泥を逢妻衛生処理組合へ |
| 市管理地域下水道 計10施設 (農業集落排水処理施設 4 コミュニティプラント 2 共同し尿浄化槽 4) | 158万 m ³ | 濃縮汚泥 10,568 t | バキューム車で逢妻衛生処理組合へ搬入 |

(4) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。(平成15年度末現在4,640基)

特に、下水道整備計画のない区域では、平成13年度から窒素除去能力のある「高度処理型合併処理浄化槽」の設置を促進するように補助制度を見直し、積極的に事業を推進しています。

(下水道管理課)

表 合併処理浄化槽設置費補助事業の推移 (単位：基数)

| 年度 | ～10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 合計 |
|------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 補助基数 | 2,103 | 325 | 514 | 582 | 535 | 581 | 4,640 |

(5) 浄化槽の管理

浄化槽法等関係法令に基づく届出を受理するとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽管理者(使用者)に対し、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査を実施するように、指導、啓発を行っています。(下水道管理課)

表 指導啓発実績(平成15年度)

| | |
|---------|--------|
| 文書送付数 | 5,504通 |
| 水質検査数 | 48基 |
| 浄化槽管理指導 | 789件 |

第 5 節 土壌・地下水汚染、地盤沈下の防止

1 地下水

(1) 平成15年度地下水質測定計画に基づく調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に沿って調査を実施しています。平成 15 年度は、市内を 5km メッシュに区切った 15 地点で、概況調査を行いました。

カドミウム、トリクロロエチレン等の環境基準が設定されている 25 項目について、市内の 15 井戸で概況調査を実施しました。その結果、1 地点（元宮町）で砒素が 0.017 mg/l 検出され、環境基準（年平均 0.01 mg/l 以下）を超過しましたが、その後のモニタリング調査で環境基準を下回りました。砒素についても、その後のモニタリング調査で環境基準を下回りました。

過去の概況調査において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した猿投町、寺部町、舞木町（3 井戸）の 3 地域において、汚染状況を継続して監視するため水質調査を行ったところ、3 井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。今後も、これらの井戸について水質の監視を行っていきます。

表 地下水質測定計画調査の概要（平成 15 年度）

| 調査区分 | | | 目的 | 調査井戸数 | | 環境基準超過井戸数 |
|------------------------|------------|--------|---|-------|----|-----------|
| 平成 15 年度地下水質測定計画に基づく調査 | 概況調査 | メッシュ調査 | 市内を 5km メッシュに区切り、市内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査 | 13 | 15 | 0 |
| | | 定点調査 | 同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査 | 2 | | 1 |
| | 汚染井戸周辺地区調査 | | 概況調査において、汚染が発見された場合に行う周辺調査 | 5 | | 1 |
| | 定期モニタリング調査 | | 汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的監視のために行う調査 | 3 | | 3 |

表 定期モニタリング調査結果（平成 15 年度） 単位：mg/l

| 調査地点 | 物質名 | 環境基準 | 濃度 |
|------|-------------------|-------|----|
| 猿投町 | 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 | 10 以下 | 20 |
| 寺部町 | | | 11 |
| 舞木町 | | | 12 |

| 地点番号 | 調査地点メッシュ | 調査地点 |
|------|----------|------|
| ① | D61C | 広幡町 |
| ② | D51A | 御船町 |
| ③ | D51B | 岩滝町 |
| ④ | D51C | 昭和町 |
| ⑤ | D51D | 貝津町 |
| ⑥ | D50A | 田初町 |
| ⑦ | D42D | 豊松町 |
| ⑧ | D41A | 九久平町 |
| ⑨ | D41C | 幸町 |
| ⑩ | D41D | 長興寺 |
| ⑪ | D40A | 本新町 |
| ⑫ | D40A | 西岡町 |
| ⑬ | D40B | 花園町 |
| ◎1 | D40B | 前林町 |
| ◎2 | D41D | 元宮町 |

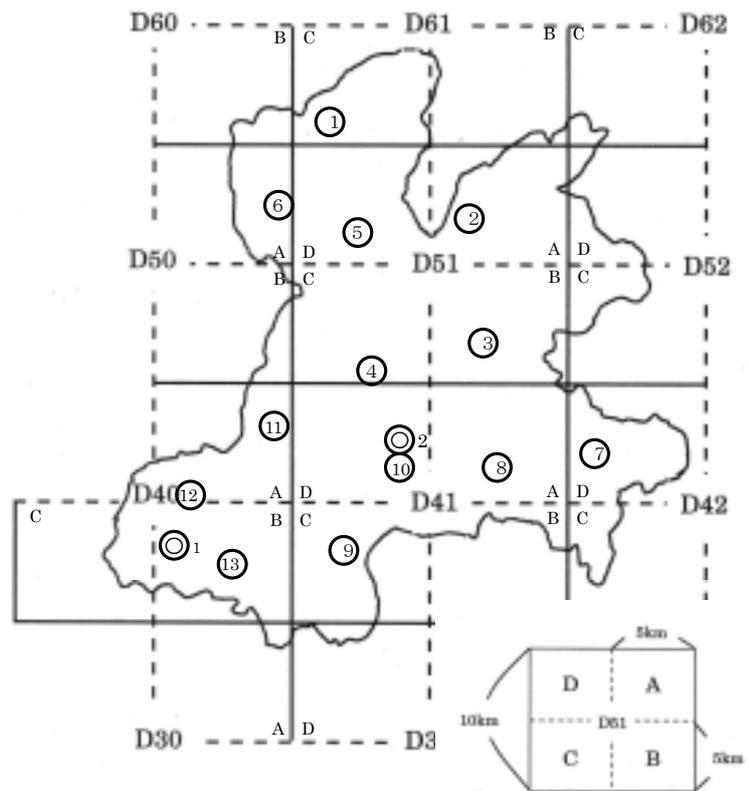


図 平成 15 年度概況調査地点 (○ :メッシュ調査、 ◎ :定点調査)

(2) 地下水質監視調査

平成 10 年度以降に、複数の企業から市に工場内の土壌・地下水状況に関する報告がありました。平成 15 年度末現在、9 企業（15 工場等）から、工場内における土壌・地下水の浄化対策等について報告がされています。平成 15 年 10 月には「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行され、土壌・地下水汚染の報告が義務付けられました。平成 15 年度には、(株) オティックス、(株) メイドー、豊田化学工業(株) 及び旭千代田工業(株) から報告がありました。周辺地域で 20 井戸の水質調査を実施した結果、新たな汚染は確認されませんでした。

市は、平成 14 年度までに報告のあった企業から定期的に状況報告を受けるとともに、立入調査等を実施して、報告内容等を確認しています。また、報告のあった工場周辺の井戸で水質監視調査を実施しており、平成 15 年度に、8 地区 38 井戸で調査した結果、5 地区 14 井戸で環境基準を超過しました。

市は、今後も継続的に環境基準を超過した井戸の監視及び自主報告のあった工場への立入りを行っていきます。

表 地下水質監視調査結果の概要（平成 15 年度）

| 調査区分 | | 目的 | 調査井戸数 | | 環境基準 超過井戸数 |
|--------------|------|---------------------------|-------|----|---------------|
| 地下水質 監視調査 | 監視調査 | 継続的に監視の必要な井戸の調査 (事業場内) | 38 | 58 | 14 |
| | 周辺調査 | 汚染井戸についての周辺調査 (事業場外) | 20 | | |

| | |
|------------|------------|
| 調査地区数 | 8 地区 38 井戸 |
| 環境基準の超過地区数 | 5 地区 14 井戸 |

| 調査項目 (環境基準値) | 調査結果 | 環境基準超過 地区数 | 環境基準超過 地区名 | 超過 井戸数 |
|---------------------------------|------------------------|---------------|---------------|-----------|
| トリクロロエチレン (0.03mg/l以下) | <0.002 ~ 0.76 mg/l | 5 地区 11 井戸 | 元町・トヨタ町等地区 | 6 井戸 |
| | | | 上郷町地区 | 1 井戸 |
| | | | 高丘新町等地区 | 1 井戸 |
| | | | 吉原町地区 | 2 井戸 |
| | | | 駒新町地区 | 1 井戸 |
| テトラクロロエチレン (0.01mg/l以下) | <0.0005 ~ 0.11mg/l | 1 地区 2 井戸 | 元町・トヨタ町等地区 | 2 井戸 |
| 1,1-ジクロロエチレン (0.02mg/l以下) | <0.002 ~ 0.030 mg/l | 1 地区 1 井戸 | 元町・トヨタ町等地区 | 1 井戸 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/l以下) | <0.004~ 0.046 mg/l | 1 地区 1 井戸 | 高丘新町等地区 | 1 井戸 |

※調査結果は、監視調査と周辺調査を合わせたもの

※環境基準の超過地区数及び井戸数は、重複地点あり

2 地盤沈下

地盤沈下は、主に地下水の汲上げによる広域的な地下水位の低下が原因で発生します。本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

豊田市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制区域は指定されていませんが、水量測定器の設置義務区域になっています。揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告をすることになっています。

(環境保全課)

企業からの地下水汚染とその対策に関する自主報告の概要

平成 15 年 9 月 24 日に、(株) オティックスより市内の高岡工場における土壌・地下水汚染状況及び浄化対策の取組みの自主報告がありました。市は、企業からの報告後、直ちに周辺地域における地下水の飲用状況の確認と汚染範囲の把握のための調査を実施しました。その結果、周辺に飲用井戸はなく、3 井戸で地下水質調査を実施したところ、汚染は確認されませんでした。工場内の地下水を調査した結果、トリクロロエチレンが 2.8mg/l (地下水基準の約 93 倍)、1,1,1-トリクロロエタンが 1.8mg/l (地下水基準の約 2 倍)、シス-1,2-ジクロロエチレンが 0.34mg/l (地下水基準の約 9 倍) 検出されました。今後、土壌・地下水浄化対策、及び流出防止対策を実施します。

平成 16 年 2 月 10 日及び 12 日に、旭千代田工業(株)、豊田化学工業 (株)、(株) メイドーより市内の工場における土壌・地下水状況及び浄化対策の取組みの自主報告がありました。市は、企業からの報告後、直ちに周辺地域における地下水の飲用状況の確認と汚染範囲の把握のための調査を実施しました。その結果、周辺に飲用井戸はなく、14 井戸で地下水質調査を実施したところ、汚染は確認されませんでした。

(1) 旭千代田工業 (株) 豊田工場 (三軒町)

工場内の土壌及び地下水の調査を実施した結果、シアン化合物が土壌から最大で 0.5 mg/l (土壌溶出量基準 検出されないこと)、シアン化合物が地下水から最大で 0.22mg/l (地下水基準 検出されないこと) 検出されました。そのため、地下水の浄化対策としてイオン交換樹脂による地下水浄化を実施するとともに追加調査を行っていく予定です。なお、最近の測定結果では地下水からシアン化合物は検出されていません。

(2) 豊田化学工業 (株) 本社・本社工場 (明和町)

工場内の土壌及び地下水の調査を実施した結果、トリクロロエチレン及び 1,1,1-トリクロロエタンによる汚染があったため、土壌浄化対策を行いました。その結果、現在、トリクロロエチレンが 4.898 mg/l (地下水基準の約 160 倍) 及び 1,1,1-トリクロロエタンが 4.503mg/l (地下水基準の約 5 倍)、シス-1,2-ジクロロエチレンが 0.700mg/l (地下水基準の約 18 倍)、1,1-ジクロロエチレンが 0.163 mg/l (地下水基準の約 8 倍)、ジクロロメタンが 0.120 mg/l (地下水基準の約 6 倍) と値は減少しており対策の効果が現れています。今後、土壌浄化対策及び地下水のモニタリングによる監視を継続していきます。

(3) (株) メイドー豊田工場 (三軒町)

工場内の土壌及び地下水の調査を実施した結果、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンによる汚染があったため、土壌浄化対策及び地下水浄化対策を行ってきました。その結果、現在、トリクロロエチレンが 0.145 mg/l (地下水基準の約 5 倍)、シス-1,2-ジクロロエチレンが 0.358 mg/l (地下水基準の約 9 倍)、1,1-ジクロロエチレンが 0.002 mg/l未満 (地下水基準以下) と値は減少しており対策の効果が現れています。土壌浄化対策は完了しているため、今後、地下水浄化対策及び地下水のモニタリングによる監視を継続していきます。

今後、市は引き続き周辺地域の地下水監視を行うとともに、事業者に対して工場内の土壌の浄化や地下水の監視等の指導を行っていきます。

第 6 節 騒音・振動、悪臭などの防止

1 騒音・振動

(1) 交通環境調査

自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺環境把握のため、自動車騒音の要請限度と道路交通振動の要請限度の適合状況を把握するため、毎年、調査を実施しています。

平成 12 年度に自動車騒音調査に関する自動車騒音に係る要請限度、測定方法、区域区分及び時間区分等が改正されました。

平成 15 年度の自動車騒音調査では、14 地点において調査した結果、夜間に要請限度を超過した地点が 2 地点あり、昼間・夜間とも要請限度に適合した割合は 85.7% でした。経年的にみて自動車騒音の状況に顕著な変動はありません。

平成 15 年度道路交通振動調査では、調査した 2 地点とも道路交通振動の要請限度に適合していました。経年的にも常に低い値で推移しており、すべての時間帯で要請限度値を大きく下回りました。(環境保全課)

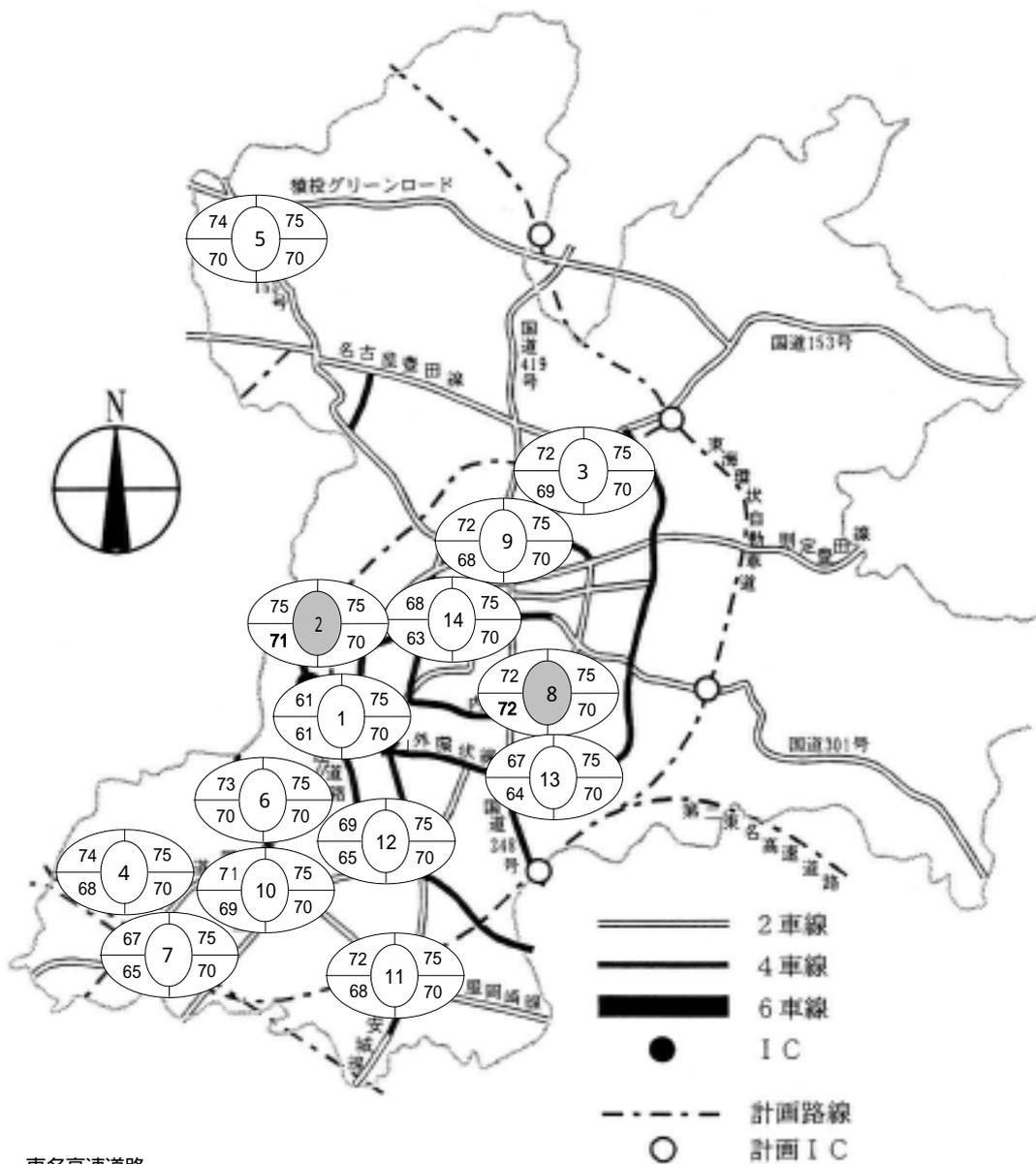
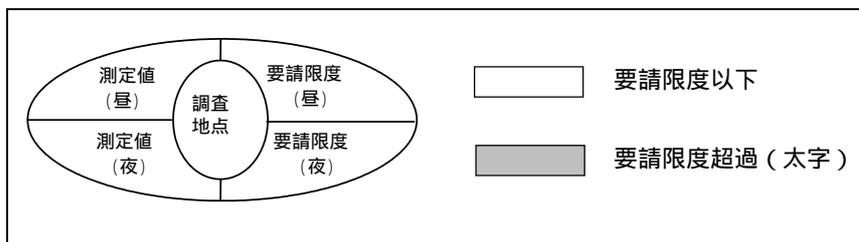


図 平成 15 年度自動車騒音調査結果



要請限度：道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べる事ができる限度をいう。

騒音及び振動に関して、区域の区分ごとに、昼間、夜間それぞれの時間帯における要請限度値が定められている。

表 自動車騒音調査結果 - 要請限度適合状況 - (平成 15 年度)

| 測定地点 | | | 区域の区分 | 適合状況 | 騒音レベル [dB] | | |
|------|---------------------|--------------|----------------|------|--------------|----|----|
| | | | | | 昼間 | 夜間 | |
| 1 | 東名高速道路 | 豊田市聖心町 4 丁目 | c 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 61 | 61 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 2 | 国道 153 号(1) | 豊田市小川町 1 丁目 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 75 | 71 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 3 | 国道 153 号(2) | 豊田市平戸橋町太戸 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 72 | 69 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 4 | 国道 155 号(1) | 豊田市高岡本町中部 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 74 | 68 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 5 | 国道 155 号(2) | 豊田市八草町森下 | a 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 74 | 70 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 6 | 国道 155 号(3) | 豊田市本町神岡 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 73 | 70 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 7 | 国道 155 号(4) | 豊田市若林西町西千間 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 67 | 65 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 8 | 国道 248 号 | 豊田市下市場町 5 丁目 | c 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 72 | 72 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 9 | 国道 419 号 | 豊田市京町 5 丁目 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 72 | 68 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 10 | 主要地方道 名古屋岡崎線 | 豊田市若林西町池ノ上 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 71 | 69 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 11 | 主要地方道 豊田安城線(2) | 豊田市永覚新町 5 丁目 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 72 | 68 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 12 | 一般県道 三河豊 田停車場大林線 | 豊田市大林町 14 丁目 | c 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 69 | 65 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 13 | 一般県道 豊田環状線 | 豊田市前山町 3 丁目 | b 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 67 | 64 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |
| 14 | 市道 樺通り線 | 豊田市若宮町 6 丁目 | c 区域 (幹線道路) | | 測定値 | 68 | 63 |
| | | | | | 要請限度値 | 75 | 70 |

適合状況： ..適合 ..いずれかの時間帯で不適合 網かけ.. 要請限度値を超過したもの

表 道路交通振動調査結果 - 要請限度適合状況 - (平成 15 年度)

| 測定地点 | | | 区域の区分 | 適合状況 | 振動レベル [dB] | | |
|------|--------------------|------------|---------|------|--------------|----|----|
| | | | | | 昼 | 夜 | |
| 9 | 国道 419 号 | 豊田市京町 5 丁目 | 第 1 種区域 | | 測定値 | 42 | 37 |
| | | | | | 要請限度値 | 65 | 60 |
| 10 | 主要地方道 名古屋岡崎線(2) | 豊田市若林西町池ノ上 | 第 1 種区域 | | 測定値 | 48 | 46 |
| | | | | | 要請限度値 | 65 | 60 |

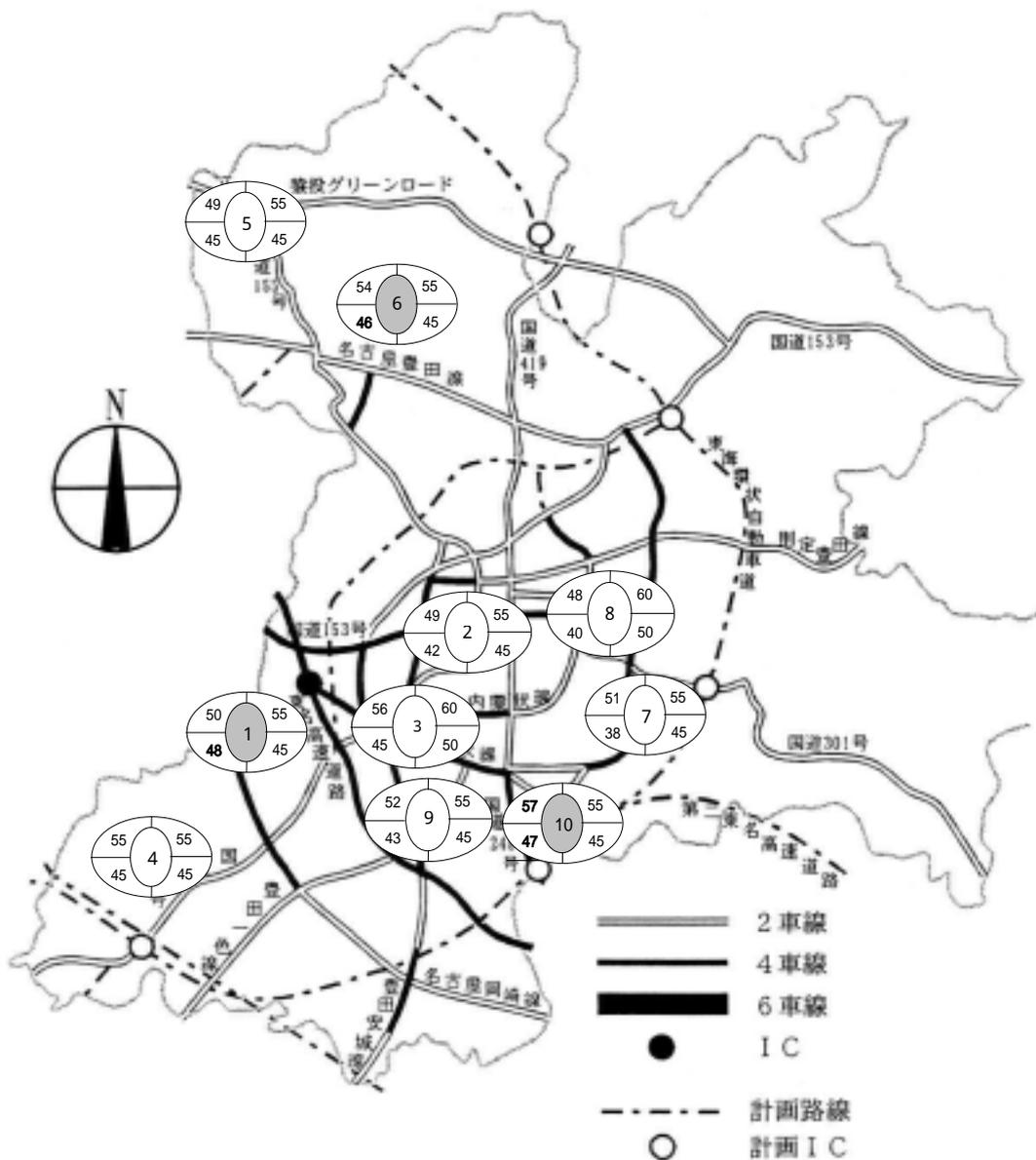
環境騒音調査

環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。平成 15 年度は、一般地域にあたる 10 地点の調査をした結果、昼間・夜間とも環境基準に適合した割合は、70.0%でした。また、道路に面する地域にあたる 11 区間の調査をして、面的評価を行いました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した割合は 80.8%でした。(環境保全課)

表 環境騒音調査結果 環境基準との適合状況 (平成 15 年度)

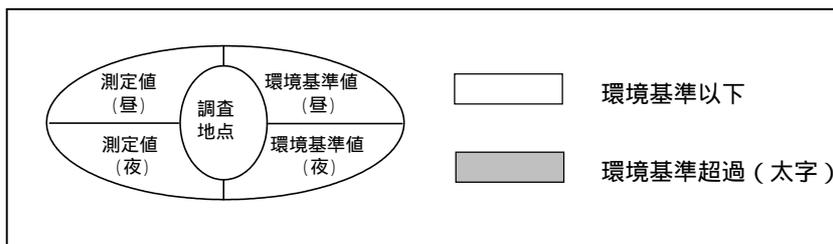
単位: dB

| 一般地域 (10 地点) | | | | |
|--|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 類型 | 項目 | 昼間 | 夜間 | 昼間・夜間 |
| A | 時間帯平均値 / 環境基準値 | 51 / 55 | 44 / 45 | |
| | 適合率 (適合地点数 / 測定地点数) | 100% (5/5) | 80.0% (4/5) | 80.0% (4/5) |
| B | 時間帯平均値 / 環境基準値 | 53 / 55 | 45 / 45 | |
| | 適合率 (適合地点数 / 測定地点数) | 66.6% (2/3) | 33.3% (1/3) | 33.3% (1/3) |
| C | 時間帯平均値 / 環境基準値 | 52 / 60 | 43 / 50 | |
| | 適合率 (適合地点数 / 測定地点数) | 100% (2/2) | 100% (2/2) | 100% (2/2) |
| 合 計 | | 90.0% (9/10) | 70.0% (7/10) | 70.0% (7/10) |
| 道路に面する地域 (11 区間) | | | | |
| 評価区間内全戸数 | | 1,534 戸 | | |
| 環境基準達成戸数 | | 1,323 戸 | 1,239 戸 | 1,239 戸 |
| 環境基準達成率 | | 86.2% | 80.8% | 80.8% |
| <p>【環境騒音調査概要】</p> <p>市域を 1km メッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施 調査地点数...環境基準に係る地点 21 地点 (一般の地域 10 地点、道路に面する地域 11 区間) 調査実施時間帯...昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00</p> <p>道路に面する地域の面的評価。 道路に面する地域について、一定地域内の全ての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。</p> | | | | |



- 豊田市田中町3丁目
- 豊田市錦町1丁目
- 豊田市緑ヶ丘2丁目
- 豊田市西岡町保ヶ山
- 豊田市八草町割田
- 豊田市保見町北山
- 豊田市五ヶ丘3丁目
- 豊田市神池町2丁目
- 豊田市永覚新町3丁目
- 豊田市鷺鴨町畔畑

図 平成 15 年度環境騒音調査結果（一般地域）



< 参考 >

騒音に係る環境基準

(単位 : dB)

| 類型 | 該 当 地 域 | 基 準 値 | | | | |
|----|--|----------|----------|---|----------|----------|
| | | 一 般 地 域 | | 道 路 に 面 す る 地 域 | | |
| | | 昼間 | 夜間 | 地 域 区 分 | 昼間 | 夜間 |
| A | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 55 以下 | 45 以下 | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | | | | | |
| B | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 60 以下 | 50 以下 | 車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| C | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 70 以下 | 65 以下 | (備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。 | | |

| | | | |
|---|----------|----------|---|
| 幹線交通を担う道路に 近接する空間における特例 (全地域共通) | 70 以下 | 65 以下 | (備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。 |
|---|----------|----------|---|

幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

時間区分：昼間...6：00～22：00 夜間...22：00～6：00

(2) 騒音・振動対策

事業場対策

事業者が金属加工機械等の特定施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を遵守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務づけられています。

市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業場への立入調査、測定及び指導等を行っています。(環境保全課)

表 騒音・振動関係届出状況（事業場数と施設数）（平成 15 年度末現在）

| 騒音規制法 特定施設 | | | 振動規制法 特定施設 | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------------|--------------------------------|---------------|-----------------|--------|
| | 騒音規制法 特定施設 | 県 条 例 騒音発生施設 | | 振動規制法 特定施設 | 県 条 例 振動発生施設 | |
| 事業場数 | 740 | 596 | 事業場数 | 549 | 690 | |
| 施設名 | | | 施設名 | | | |
| 1 金属加工機械 | 2,705 | 3,470 | 1 金属加工機械 | 3,024 | 3,606 | |
| 2 (法)圧縮機及び送風機 (条例)冷却機 | 1,811 | 2,502 | 2 圧縮機及び冷凍機 | 1,076 | 2,773 | |
| 3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、 ふるい及び分級機 | 110 | 75 | 3 土石又は鉱物用の破碎機、 磨砕機、ふるい及び分級機 | 112 | 111 | |
| 4 織機 | 11 | 1 | 4 織機 | 3 | 1 | |
| 5 建設用資材製造機械 | 82 | 7 | 5 コンクリートブロックマシン | 5 | 0 | |
| 6 穀物用製粉機 | 2 | 1 | 6 木材加工機械 | 3 | 0 | |
| 7 木材加工機械 | 104 | 27 | 7 印刷機械 | 64 | 3 | |
| 8 抄紙機 | 2 | 0 | 8 ゴム練用又は合成 樹脂用のロール機 | 1 | 0 | |
| 9 印刷機械 | 136 | 13 | 9 合成樹脂用射出成形機 | 777 | 295 | |
| 10 合成樹脂用射出成形機 | 683 | 419 | 10 鑄造造形機 | 20 | 16 | |
| 11 鑄造造形機 | 12 | 66 | 11 穀物用製粉機 | / | 1 | |
| 12 ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン | / | 102 | 12 ディーゼルエンジン及び ガソリンエンジン | | 120 | |
| 31 送風機及び排風機 | | 4,799 | 13 送風機及び排風機 | | 6,510 | |
| 3 走行クレーン | | 454 | 計 | | 5,085 | 13,436 |
| 15 洗びん機 | | 1 | | | | |
| 16 真空ポンプ | | 66 | | | | |
| 計 | 5,658 | 12,003 | | | | |

特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものでありますが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与える懸念があります。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、施工者は特定建設作業実施の届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。

市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 15 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,322 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 2,578 件、振動については振動規制法 464 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 15 件でした。（環境保全課）

2 悪臭対策

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。

悪臭防止法によって、事業場にはアンモニア、硫化水素等 22 物質の特定悪臭物質の排出規制が適用されます。また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務づけられています。市内では、悪臭関係工場 61 事業場のうち畜産業が 8 割を占めています。

平成 15 年度は、悪臭関係工場に係る悪臭苦情は 9 件ありました。延べ 34 事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。(環境保全課)

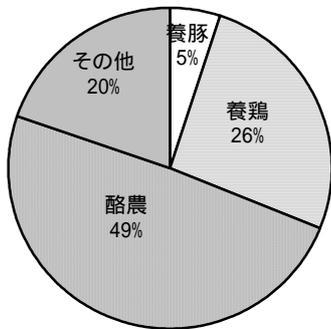


図 悪臭関係工場業種別割合

表 悪臭関係工場等届出状況 (平成 15 年度)

| 業種 | 悪臭関係工場数 (平成 16 年 3 月) | 苦情件数 |
|----------|--------------------------|------|
| 畜産業 | 養豚 | 3 |
| | 養鶏 | 16 |
| | 酪農 | 30 |
| 飼料、肥料製造業 | 2 | 1 |
| ゴム製品製造業 | 2 | 1 |
| 鋳物製造業 | 3 | 1 |
| し尿処理場 | 1 | 0 |
| ごみ処理場 | 2 | 0 |
| 終末処理場 | 2 | 0 |
| 合計 | 61 | 9 |
| 悪臭関係工場以外 | | 54 |

第7節 近隣公害対策

1 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成10年度以降に増加している野外焼却に起因する大気汚染と悪臭に関する苦情が、平成15年度においても過半数を占めています。平成15年度の苦情相談件数は302件で、多い苦情内容は大気汚染162件（48%）、悪臭63件（18%）、騒音60件（18%）、水質汚濁33件（10%）の順でした。（環境保全課）

表 公害に関する苦情受付件数（平成15年度）

| 種類 | H11年度 | H12年度 | H13年度 | H14年度 | H15年度 | 主な原因 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|
| 大気 | 95 | 114 | 140 | 145 | 162 | 野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却 |
| 水質 | 15 | 14 | 28 | 17 | 33 | 油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出 |
| 騒音 | 29 | 42 | 58 | 68 | 60 | 工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ |
| 振動 | 3 | 1 | 5 | 13 | 8 | 建設作業、通過車輛 |
| 悪臭 | 53 | 76 | 66 | 58 | 63 | 畜産、工場、排水、野外焼却 |
| その他 | 43 | 45 | 18 | 79 | 15 | 廃棄物、電波障害、害虫の発生 |
| 合計 | 238 | 292 | 288 | 332 | 302 | |

苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがあります。

2 ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例」を定め、市民への啓発に努めています。（清掃業務課）

【空き缶等ごみ散乱防止対策】

啓発活動
犬のフン防止看板の配布
ポケット灰皿の配布

3 あき地環境保全

あき地の管理を適正に行わないで放置しておく、雑草などが生い茂り、害虫の発生やごみなどの不法投棄が行われたり、火災若しくは犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市あき地環境保全条例」を制定し、あき地の所有者又は管理者が、あき地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、あき地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や勧告を行い、あき地の環境保全に努めています。

平成15年度は、19件の指導助言を行いました。（清掃業務課）

第 8 節 化学物質対策

1 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質（水底の底質の汚染を含む）汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 15 年度の調査結果は、次のとおりです。

大気環境について

平成 15 年度は、北部大気測定局（加納町）、中部大気測定局（三軒町）及び南部大気測定局（竹元町）の 3 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は $0.053 \sim 0.097 \text{pg-TEQ/m}^3$ でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6pg-TEQ/m^3 以下）を下回りました。

また、平成 15 年度の調査結果は、前年度の調査結果（ $0.058 \sim 0.10 \text{pg-TEQ/m}^3$ ）、「平成 14 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」の全国平均値と比較しても同程度でした。

水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、年平均値は $0.086 \sim 0.36 \text{pg-TEQ/l}$ であり、すべての地点において水質環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

河川底質は、河川水質と同地点で夏期に調査したところ、調査結果は $0.24 \sim 0.46 \text{pg-TEQ/g}$ の範囲であり、底質環境基準（ 150pg-TEQ/g ）を下回りました。

地下水質は、御船町、広幡町、西岡町、花園町及び鶴ヶ瀬町地内の 5 地点で年 1 回調査したところ、調査結果は $0.066 \sim 0.12 \text{pg-TEQ/l}$ の範囲でした。これら全ての地点において水質環境基準（年平均値で 1pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

なお、「平成 14 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較すると、河川水質と地下水質については同程度であり、河川底質については下回りました。

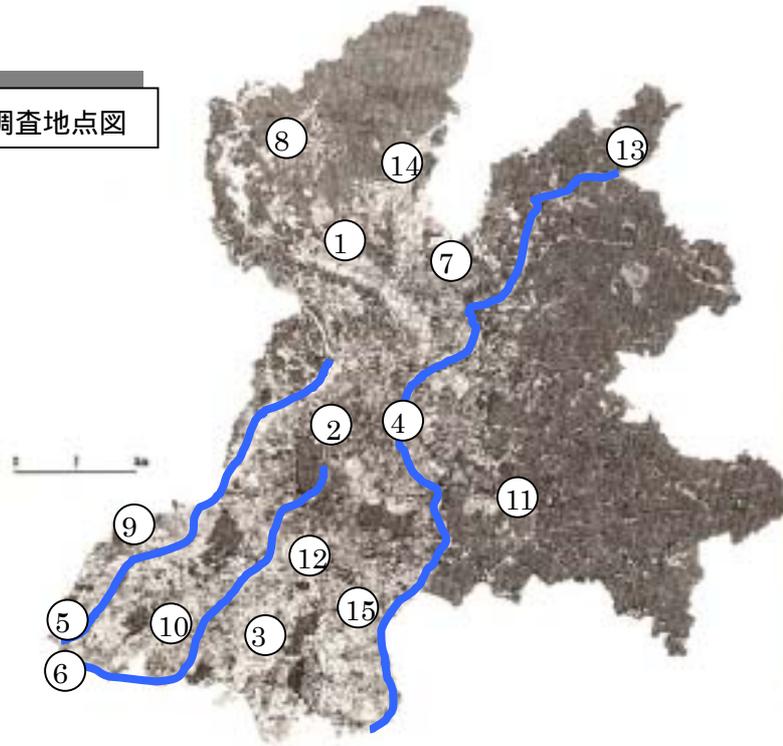
土壌環境について

土壌環境は、宝遊園地（宝町）、藤沢小学校（藤沢町）、加納町ふれあい広場（加納町）、渡刈団地ちびっこ広場（渡刈町）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、 $0.0013 \sim 0.17 \text{pg-TEQ/g}$ であり、土壌環境基準（ $1,000 \text{pg-TEQ/g}$ 以下）及び調査指標値（ 250pg-TEQ/g ）を下回りました。「平成 14 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。（環境保全課）

表 調査結果の概要（平成15年度）

| 調査区分 | | 地点数 | 濃度範囲 | 全国平均 | 環境基準 |
|----------------------------------|--------------------|-----|---------------|-------|----------|
| 大気環境 (pg-TEQ/m ³) | | 3 | 0.053 ~ 0.097 | 0.093 | 0.6 以下 |
| 水環境 | 河川水質 (pg-TEQ/l) | 3 | 0.086 ~ 0.36 | 0.25 | 1 以下 |
| | 河川底質 (pg-TEQ/g) | 3 | 0.24 ~ 0.46 | 11 | 150 以下 |
| | 地下水質 (pg-TEQ/l) | 5 | 0.066 ~ 0.12 | 0.066 | 1 以下 |
| 土壌環境 (pg-TEQ/g) | | 4 | 0.0013 ~ 0.17 | 3.8 | 1,000 以下 |

ダイオキシン類調査地点図



| 記号 | 調査区分 | 地点名 | 記号 | 調査区分 | 地点名 |
|----|------|-------------|----|------|------------|
| | 大気 | 豊田市北部大気測定局 | | 地下水 | 御船町地内 |
| | | 豊田市中心部大気測定局 | | | 広幡町地内 |
| | | 豊田市南部大気測定局 | | | 西岡町地内 |
| | 水 | 矢作川（豊田大橋） | | | 花園町地内 |
| | | 逢妻女川（駒新橋） | | | 鶴ヶ瀬町地内 |
| | | 逢妻男川（雲目橋） | | 宝遊園地 | |
| | | | | 土壌 | 藤沢小学校 |
| | | | | | 加納町ふれあい広場 |
| | | | | | 渡刈団地ちびっこ広場 |

(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成15年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等53施設の排出ガス及び1事業場の排水について市に報告があり、測定結果は全て排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、20施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、アルミニウム合金製造施設9施設及び廃棄物焼却炉1施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果、検査したすべての施設で排出基準に適合しました。

平成15年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設62施設、水質基準対象施設9施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成15年度末時点では27施設が設置されています。(環境保全課)

表 特定施設設置数(平成15年度末現在)

| 大気基準適用施設 | | | | | | 水質基準対象施設 | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定施設種類 | 施設数 | | | | | 特定施設種類 | 施設数 | | | | |
| | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 |
| アルミニウム合金製造施設 | 31 | 35 | 36 | 36 | 35 | アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃棄物焼却炉 | 205 | 58 | 42 | 24 | 27 | 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等 | 8 | 8 | 6 | 4 | 9 |
| 計 | 236 | 93 | 78 | 60 | 62 | 計 | 9 | 8 | 6 | 4 | 9 |

(3) 渡刈清掃工場におけるダイオキシン類削減対策

渡刈清掃工場のごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減対策として、平成9年度に焼却炉の燃焼改善を行っています。平成10年度から平成11年度では、排出ガス減温装置の設置、電気集じん機からろ過式集じん機への更新、活性炭吹き込み装置の設置などの削減対策を実施しました。渡刈清掃工場の排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。(渡刈清掃工場)

表 渡刈清掃工場排出ガス測定結果(平成15年度)

| 炉 | 測定日 | ばいじん [g/m ³ N] | 硫黄酸化物 [K] | 窒素酸化物 [ppm] | 塩化水素 [mg/m ³ N] | ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N] |
|------|-----------|------------------------------|--------------|----------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1号炉 | 1 H16.3.2 | 0.002 未満 | 0.01 | 160 | 29 | 0.031 |
| 2号炉 | 1 H16.3.2 | 0.002 未満 | 0.01 | 110 | 23 | 0.0036 |
| 規制基準 | | 0.08 | 9 | 250 | 700 | 1 |

備考 測定日 1 ダイオキシン類のみ H15.12.25

2 内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）調査

内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は、人や生物の生殖障害等の発症を引き起こす可能性があり、生物の基本的な生存条件に影響を与えることが懸念されています。

国は、平成 10 年に内分泌攪乱化学物質の問題についての基本的な考え方及び今後進めていくべき具体的な対応方針等を取りまとめた「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を発表しました。

SPEED'98 では「内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質」として 65 物質（平成 12 年 11 月版）がリストアップされていて、優先的に調査研究が進められています。

市では、環境中の状況を把握するために、平成 13 年度から調査を実施しています。平成 15 年度は、大気環境と水環境について調査しました。

大気環境について

北部大気測定局（加納町）中部大気測定局（三軒町）及び南部大気測定局（竹元町）の 3 地点で、プラスチックの可塑剤 9 物質について調査したところ、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等の 2 物質が検出されました。検出された 2 物質については、全国調査結果の濃度範囲内でした。

表 大気環境調査結果

| 項目 | 調査結果 | | 平成 10～11 年度 全国調査結果 (µg/l) |
|------------------|---------------|----------|------------------------------|
| | 検出濃度範囲 (µg/l) | 検出割合 (%) | |
| フタル酸ジ-2-エチルヘキシル | 0.01 | 100(3/3) | ND ~ 0.36 |
| フタル酸ジフェニル | ND | 0 (0/3) | ND ~ 0.0055 |
| フタル酸ジ-n-ブチル | 0.020 ~ 0.029 | 100 | ND ~ 0.16 |
| フタル酸ジシロキシル | ND | 0(0/3) | ND ~ 0.0049 |
| フタル酸ジエチル | ND | 0(0/3) | ND ~ 0.018 |
| アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル | ND | 0(0/3) | ND ~ 0.021 |
| フタル酸ジペンチル | ND | 0(0/3) | ND ~ 0.0015 |
| フタル酸ジヘキシル | ND | 0(0/3) | ND |
| フタル酸ジプロピル | ND | 0(0/3) | ND ~ 0.002 |

ND は検出下限値未満であることを示す。

水環境について

「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に挙げられている 8 物質に人畜由来ホルモン 1 物質を追加した計 9 物質について、矢作川（葵大橋）、逢妻女川（駒新橋）、逢妻男川（雲目橋）について調査しました。また、逢妻男川については、詳細な調査を実施するため、上流部、中流域の宮前橋、支流の前川、藤池川についても調査を実施しました。

調査した 9 物質のうち、ノニルフェノール等 8 物質が検出されましたが、国の全国調査結果の濃度範囲内でした。また、当市における平成 14 年度の調査結果と比較しても、同程度でした。環境ホルモン作用が確認されている 4-t-オクチルフェノール、ノニルフェノールは、矢作川を除く地点で検出されました。なお、ノニルフェノールは逢妻男川の上流部で予測無影響濃度¹を上回りましたが、最大無作用濃度²は下回りました。4-t-オクチルフェノールは、全地点で予測無影響濃度を下回りました。（環境保全課）

1 予測無影響濃度…最大無作用濃度に安全率 1/10 を乗じた濃度

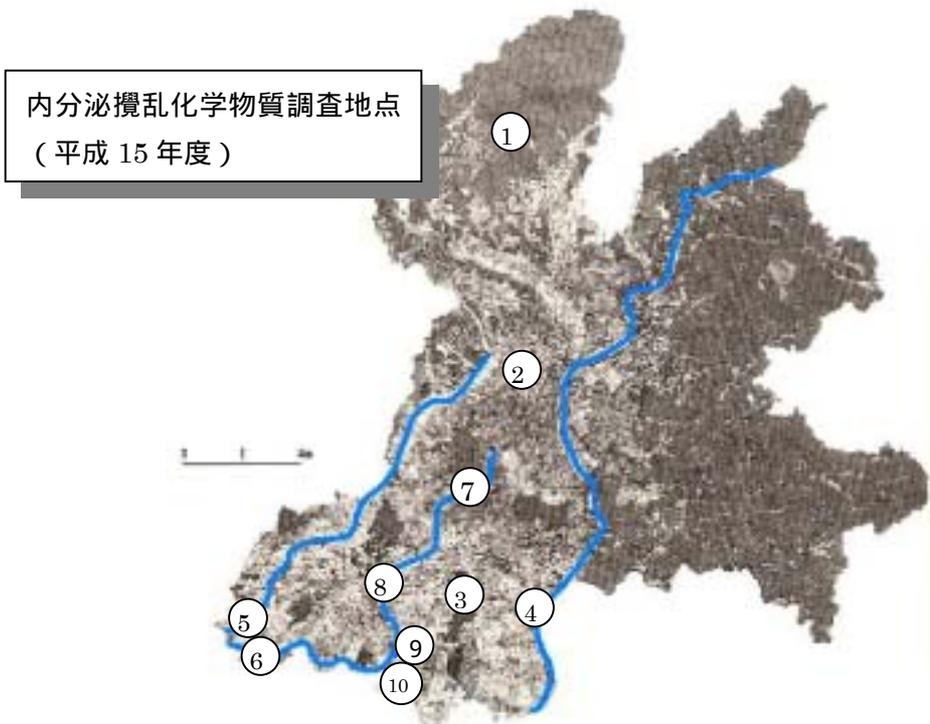
2 最大無作用濃度…試験においてメダカの性分化異常等、種の保存に影響しなかった濃度

表 河川水質調査結果

| 物質名 | | 調査結果 | | 平成 10～14 年度 全国調査結果 ¹ |
|-------------------|---------------|-----------------------|----------|------------------------------------|
| | | 検出濃度範囲 (μg/l) | 検出割合 (%) | |
| アルキル フェノール類 | 4-t-オクチルフェノール | ND ² ～0.66 | 71(5/7) | ND～13 |
| | ニルフェノール | ND～0.78 | 86(6/7) | ND～21 |
| ビスフェノール A | | ND～0.96 | 86(6/7) | ND～19 |
| フタル酸ジ-2-エチルヘキシル | | ND～1.5 | 86(6/7) | ND～9.9 |
| フタル酸ジ-n-ブチル | | ND～0.4 | 71(5/7) | ND～16 |
| フタル酸ジエチル | | ND | 0(0/7) | ND～1.1 |
| 2,4-ジクロロフェノール | | ND～0.01 | 14(1/7) | ND～0.88 |
| アジピノン酸ジ-2-エチルヘキシル | | ND～0.01 | 29(2/7) | ND～1.8 |
| 17-イストラジオール | | ND～0.0008 | 57(4/7) | ND～0.0083 |

1 全国調査結果のうち、17-イストラジオールは平成 13 年度と平成 14 年度の調査結果のみである。

2 ND は検出下限値未満であることを示す。



| 調査区分 | 地点名 | 番号 | 調査区分 | 地点名 | 番号 |
|------|---------|----|------------|---------------|----|
| 大気 | 北部大気測定局 | | 河川水質 | 矢作川 (葵大橋) | |
| | 中部大気測定局 | | | 逢妻女川 (駒新橋) | |
| | 南部大気測定局 | | | 逢妻男川 (雲目橋) | |
| | | | 河川水質 詳細 | 逢妻男川 (上流部) | |
| | | | | 逢妻男川 (宮前橋) | |
| | | | | 前川 (逢妻男川合流前) | |
| | | | | 藤池川 (逢妻男川合流前) | |

3 PCB 調査

PCBは、製造と使用が禁止されてから、長期間に渡って保管が義務づけられてきましたが、平成10年度の厚生省の実態調査で多くのPCB廃棄物が不明・紛失していることが判明し、PCBの環境中への拡散による環境汚染のリスク拡大が懸念されています。

そして、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物保管事業者に15年以内の処理が義務づけられるとともに、PCB廃棄物に関する届出等によって、その保管量や保管状況が明らかになってきました。

現在、本市において、日本環境安全事業（株）によって東海4県を対象としたPCB廃棄物広域処理施設が計画されています。処理施設の設置計画を踏まえて、予定地付近を始めとした市内の一般環境中でPCBの状況調査を行いました。

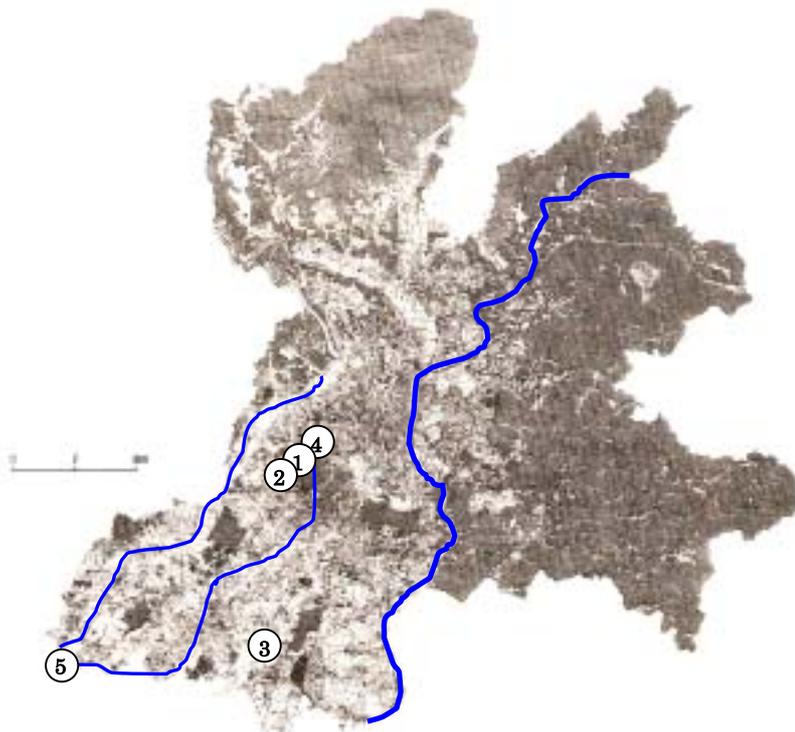
平成14年度の調査では、すべての調査地点でPCBが検出されました。検出されたPCB濃度は、環境省が公表した全国調査結果の範囲内若しくはそれより低い値であり、全国的にみても一般的な濃度レベルです。

表 PCB 調査結果一覧（平成14年度）

| 調査区分 | 地点数 | 調査項目 | 調査結果 | |
|------|-----|----------------------------------|-----------------|--------|
| | | | 範囲 | 平均値 |
| 大気 | 3 | Co-PCBs (pg-TEQ/m ³) | 0.0025 ~ 0.0071 | 0.0047 |
| | | PCB 総量 (pg/m ³) | 110 ~ 230 | 150 |
| 河川水質 | 2 | Co-PCBs (pg-TEQ/l) | 0.11 ~ 0.20 | 0.16 |
| | | PCB 総量 (pg/l) | 1,300 ~ 2,200 | 1,700 |
| 河川底質 | 1 | Co-PCBs (pg-TEQ/g) | 1.0 | |
| | | PCB 総量 (pg/g) | 17,000 | |
| 土壌 | 3 | Co-PCBs (pg-TEQ/g) | 0.0029 ~ 0.60 | 0.20 |
| | | PCB 総量 (pg/g) | 250 ~ 2,900 | 1,200 |

Co-PCBはTEQ（毒性等量）で、PCB総量は濃度で表す。

PCB 環境調査地点図



| 調査地点 | 調査区分 |
|-----------|---------|
| 深田山公会堂 | 大気、土壌 |
| 美山小学校 | 大気、土壌 |
| 南部給食センター | 大気、土壌 |
| 逢妻男川(上流) | 河川水質・底質 |
| 逢妻男川(雲目橋) | 河川水質 |

第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

緑のネットワークの形成

1 緑化の推進

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであり、本市では、第6次豊田市総合計画で掲げる「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」、豊田市環境基本計画で掲げる「豊かな自然と共生するまち」の実現をめざしています。豊田市緑の基本計画で、緑の将来像を市民一人当たりの公園、緑地等の確保面積 25 m²/人、市街地面積に対する緑地の割合 25%の維持を「人と緑が活きるまち・2525 とよた」として、2010年までの基本目標に掲げ、公園や緑地の整備、公共施設の緑化、市民の緑化意識向上のための施策を積極的に行っています。(公園課)

(1) 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。
平成15年度は、23事業で高木1,332本、低木41,565本を植栽しました。

表 公共施設緑化の主なもの(平成15年度)

| 公共用地 | 整備状況(平成15年度末) |
|-------|---|
| 公園、緑地 | 曾根遺跡公園始め10事業 高木641本、低木18,352本植栽 都市公園面積411.36ha、11.48m ² /人 |
| 公共施設 | 市営東山住宅の植栽始め2事業 高木97本、低木3,832本植栽 |
| 道路 | 市道昭和町1号線始め11事業 高木594本、低木19,381本植栽 |

(2) 地区緑化推進

愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、県指定の緑化推進地区(1,000ha)内の公園、緑道、学校等の公共施設に緑化木を植栽し、地域における緑の拠点づくりを進めています。この緑化事業は、県の補助金を受けて行います。

平成15年度は、1事業で300千円の補助を受け、名木(シイ)の樹勢回復に努めました。

(3) 樹木の配布

記念樹の配布

出生、結婚、転入、新築をされた方に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、豊田市緑化センターで希望の樹種と交換しています。平成15年度は、ケヤキ、ゲッケイジュ、サルスベリ、サザンカ、サツキ、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー、バラの9種、1,678本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生全員に、記念樹として苗木を贈っています。平成15年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ、ベンジャミンの4種、3,701本を配布しました。

緑化木配布事業

緑化の普及、潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

【緑化木の配布】平成 15 年度

| | | | | |
|-----------------|---------|---------|------|----------|
| 0'03 春のとよた緑花まつり | (4月27日) | ハナミズキ | 500本 | 公園緑地協会 |
| | (4月28日) | ジュンベリー | 500本 | 公園課(県補助) |
| | (4月29日) | トキワマンサク | 500本 | 公園緑地協会 |

(4) フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出と、潤いと安らぎを感じることができるよう、フラワーロード(4路線)を選定しました。

平成 15 年度は、ペDESTリアンデッキから参合館前、豊田 IC から土橋交差点までの間に花飾りを実施しました。

国道 153 号の本新町地内にある中央分離帯に、草花などの植栽を行っています。平成 15 年度は、春にハナナ、夏～秋にヒマワリ、マリーゴールドなどを植栽し、通行する人が四季の花を楽しみました。

(5) 公共緑化木成育モデル事業

郷土種による良好な自然林の造成や災害に強い樹林を形成するため、植栽用樹木の生産を行っています。アラカシ、コナラなどを播種し、3年生ポット苗として出荷できるように育成しています。

平成 15 年度は、東海環状自動車道等に 4,650 本を出荷しました。

(財)豊田市公園緑地協会は、都市緑化などの啓発事業を行い、公園、緑地などの健全な利用と愛護精神を育むことで、市民福祉を進めることを目的とし、平成 2 年 4 月に設立されました。主に、緑化推進活動、西山公園や鞍ヶ池公園の管理及び運営、豊田市みどりの推進基金の管理及び運用に関する業務を行っています。

2 (財)豊田市公園緑地協会

(1) 西山公園(都市緑化植物園:緑の相談所)

西山公園(西山町、6.4ha、市緑化センター)は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供したり、緑化相談や講習会を開催しています。

(2) 豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。平成15年度末現在、基金の合計は、524,494,759円です。この果実(利子)を緑化推進事業に役立てています。(財)豊田市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

(3) 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成15年度は、募金総額21,667,056円で、(社)愛知県緑化推進委員会から18,416,997円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実(利子)とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。

【豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業】平成15年度実績

春のとよた緑花まつり

市民に植木などを提供、緑化の普及を行う
開催日:平成15年4月27日~4月29日
場 所:西山公園
参加者:約3万3千人

各種園芸講座の開催

市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る
計28回開催、参加者910人

緑化相談

木や花に関する相談や指導
内容:庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等
相談件数:2,793件

樹木植栽への助成

地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成
15自治区に、総額1,354,000円

花いっぱい運動

市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす

●市民花壇コンクール

60団体が参加し、33団体表彰

●花風景コンテスト

団体の部:3団体が参加し、3団体表彰
個人の部:50人が参加し、24人表彰

●草花の種子の配布

年3回、22品種54,798袋を配布

●花いっぱい助成

花のあるまちづくりを図るため、花壇、プランターの設置及び花苗等に助成
43団体に、総額2,907,000円

第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

第1節 環境情報の提供

1 「環境報告書」等による情報公開

本市では、市の環境に関する施策を「環境報告書」として、清掃事業に関する施策を「清掃事業の概要」として冊子にまとめ広く公開しています。

同様に、毎年の大気、水質、騒音・振動などの環境調査を実施し、その結果も「豊田市環境調査報告書」として冊子にとりまとめ広く公開しています。

2 ホームページによる情報公開・提供

市のホームページを通じて、各種環境調査の結果や市の施策・支援制度に関する情報提供、環境学習講座の開催案内や、環境学習に関する人材や教材などの情報提供を行っています。

図 環境部各課のトップページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>



第2節 環境教育、環境学習の充実

1 学校の取組み

(1) 環境教育

本市の学校では、市内を流れる川の水質汚濁の調査、通学路や側溝の清掃活動、鳥の巣箱かけや給餌などの愛鳥活動など、自然保護や環境保全活動に取り組んでいます。また、小学校では平成15年度までに5校で野生の生き物が生きていくために必要なビオトープ(生物生息空間)を校内につくり、自然とともに生活することを重視した環境教育を進めています。現在、こうした体験的な活動を重視した環境教育の多くは、平成14年度から実施されている総合的な学習の時間に位置づけて実践しています。(環境政策課)

| | |
|----------------------|----------------------|
| 自然保護・環境保全を目的とした環境教育 | |
| ・河川の水質汚濁の調査活動 | ・ゲンジボタル等生きものの飼育・保護活動 |
| ・側溝、地下道、河川の清掃活動 | ・空き缶等リサイクル活動 |
| ・里山をはじめとする校区内のクリーン活動 | ・ごみの分別活動 |
| ・苗木の栽培、植樹等緑化活動 | ・残飯等の堆肥化 |
| ・探鳥会・巣箱づくり・給餌などの愛鳥活動 | |

(2) 矢作川の小さな見張り番 - 西広瀬小学校の水質監視の取組み

昭和51年、西広瀬小学校の児童たちは、目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成15年11月18日で連続10,000日を達成しました。この活動は、流域の住民の共感呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成10年度には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と、毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。(環境政策課)



水質調査

(3) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に棲んでいる水生生物の種類や数を調べることで、理化学的な水質検査で分かるような瞬間の水質ではなく、その河川の継続的な水質汚濁状況を知るための調査です。

水がきれいであれば、きれいな水を好む生物が棲み、水が汚れていれば、汚い水でも耐えられる生物が棲むように、河川がそこに棲む生物の種類を決めています。調査の方法は、河川がそこに棲む生物の種類で特定できることを利用したもので、特別な装置や知識を必要としないため、誰でも気軽に行うことができます。



水生生物調査

本市では、平成6年度に2校で調査を開始、以来順次実施校を増やしてきました。平成15年度は小学校9校で13河川31地点を調査し、その結果は、「きれいな水」と判定された地点が多かったものの、一部の地点では「きたない水」と判定された地点や川もありました。このような調査は、参加した子どもたちが、自分たちの住む地域の河川に様々な生物が棲んでいることを知り、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。(環境政策課)

表 水生生物調査結果(平成15年度)

| 河川名 | 小学校 | 参加人数 | 調査日 | 判定 | 備考 |
|-------------------|-----|------|------|-------------|--|
| 広見川 | 大畑 | 17人 | 6/25 | 地点1 少しきたない水 | 河川の浚渫工事が行われ、川底がきれいになり流れも良くなったため、昨年より川がきれいになったように感じた。 |
| | | | | 地点2 きれいな水 | |
| | | | | 地点3 きれいな水 | |
| 籠川 | 加納 | 34人 | 9/12 | 地点1 きれいな水 | 雨が多かったため、水量が多かった。実施時期が例年より遅かったためか、水生生物はあまり多く見づからなかった。 |
| | | | | 地点2 きれいな水 | |
| | | | | 地点3 少しきたない水 | |
| 飯野川 | 西広瀬 | 13人 | 7/10 | 地点1 少しきたない水 | 水生生物調査の結果、少しきたない水であった。 |
| | | | | 地点2 少しきたない水 | |
| | | | | 地点3 少しきたない水 | |
| 中金川 須田川 力石川 | 中金 | 23人 | 7/16 | 地点1 きれいな水 | きれいな水質に棲む生物が多く、川の水がきれいであることが分かった。 |
| | | | | 地点2 少しきたない水 | |
| | | | | 地点3 きれいな水 | |
| | | | | 地点4 きたない水 | |
| 桜田川 一の瀬川 | 上鷹見 | 17人 | 6/13 | 地点1 きれいな水 | 一昨年、昨年と比べると少し汚れてきたように思う。子どもたちにとって川は遊び場として大切な所なので、川の汚れには関心が深いようだ。 |
| | | | | 地点2 少しきたない水 | |
| | | | | 地点3 きれいな水 | |

| 河川名 | | 小学校 | 参加人数 | 調査日 | 判定 | | 備考 |
|-----|----------|-----|------|---------------|---------|---------|--|
| 市木川 | | 市木 | 115人 | 7/2 | 地点1 | きたない水 | アメリカザリガニやヒルがたくさんいたが、きれいな水に棲む生物は殆どいなかった。多くの住宅があるので生活排水の影響があると思われる。今後は下水道の普及や市木川クリーン作戦で、きれいな川になるとよい。 |
| | | | | | 地点2 | きたない水 | |
| | | | | | 地点3 | 大変きたない水 | |
| | | | | | 地点4 | きたない水 | |
| | | | | | 地点5 | きたない水 | |
| | | | | | 地点6 | きたない水 | |
| | | | | | 地点7 | 大変きたない水 | |
| | | | | | 地点8 | きたない水 | |
| | | | | | 地点9 | 大変きたない水 | |
| 白山川 | | 幸海 | 20人 | 7/16 | 地点1 | 少しきたない水 | 降雨が続いたので、水生生物が少なかった。昨年に比べ調査結果が悪かったが、雨の影響があったのかもしれない。 |
| 矢並川 | | | | | 地点2 | 少しきたない水 | |
| | 地点3 | | | | 少しきたない水 | | |
| 仁王川 | | 豊松 | 7人 | 7/3 | 地点1 | きれいな水 | 名前が分からない生物がたくさんいた。子どもたちにとって、新しい視点で川をみる機会になった。 |
| | | | | | 地点2 | きれいな水 | |
| 滝川 | | 九久平 | 38人 | 7/15 | 地点1 | 少しきたない水 | 昨年に比べ種類が少なかった。 |
| 合計 | 13 河川 | 9校 | 284人 | 6/13~ 9/12 | きれいな水 | 10 | この調査を通じて、子どもたちが自分たちの身近な河川に様々な生物が棲んでいることを知り、身近な自然環境を守る大切さや、そのために自らが何をしたらよいのかを考える機会となっている。 |
| | | | | | 少しきたない水 | 11 | |
| | | | | | きたない水 | 7 | |
| | | | | | 大変きたない水 | 3 | |

(4) こどもエコクラブ

次の世代を担う子どもたちが、環境を大切にできる意識をもち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は「こどもエコクラブ事業」を通じて子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しており、市も事務局としてクラブに関する業務を行ってきました。

平成15年度の登録は14クラブ373人で、自然観察、野鳥観察、水生生物調査、ごみの調査、リサイクル活動など、活発な活動を行いました。また、地域の環境を調べて学ぶ「こども環境探検隊」と合同で、交流発表会を開催しました。(環境政策課)

表 とよたこどもエコクラブ(平成15年度)

| ク ラ ブ 名 | 会員数(人) | 会 員 の 構 成 |
|-------------------|--------|-----------------|
| エコファミリー | 3 | 御幸本町の家族(小3、小6) |
| HOME 藤沢 | 8 | 藤沢小学校(小6) |
| エコロジークラブ | 10 | 東広瀬小学校(小4~小6) |
| 地球を守る子どもたちひまわりクラブ | 103 | 地域の仲間(小1~中3) |
| B E A R S | 2 | 家族(小5) |
| ささゆりクラブ | 36 | 上鷹見小学校(小3~小6) |
| ホテルこい | 56 | 自然観察の森募集(小1~中3) |
| グリーンクラブ | 22 | 学校の友達(小1~小4) |
| カル♡カルクラブ | 4 | 家族(小2、小4) |
| おやこでエコ | 2 | 家族(小4) |
| 市木エコレンジャー1 | 32 | 市木小学校4年1組 |
| 市木エコレンジャー2 | 32 | 市木小学校4年2組 |
| 市木エコレンジャー3 | 31 | 市木小学校4年3組 |
| 市木エコレンジャー4 | 32 | 市木小学校4年4組 |

2 啓発事業

(1) 小学生向け環境家計簿

将来を担う子どもたちが、できるだけ早い時期から環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境家計簿「ぼくもわたしもエコレンジャー」(小学4年生向け)、「めざせスーパーエコレンジャー」(小学6年生向け)を作成しています。

4年生向けは、「水」「ごみ」「自然観察」の三つのテーマ、6年生向けは、「エネルギー」「空気」「食べ物」の三つのテーマに分かれており、学校や家族みんなでそれぞれのテーマについて学んだり、調べたりできるようになっています。また、チェックシートでシールを貼りながら、環境に配慮した行動ができているかをチェックすることができ、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。(環境政策課)

(2) 大人向け環境家計簿

豊田市地球温暖化防止行動計画の市民向け普及啓発用に大人向け環境家計簿「エコライフ実践ノート」を作成しています。このノートは、すぐにできる実践メニューや実践の手助けになる記録をとるための環境家計簿で、出前講座などで普及啓発しています。希望者には無料で配布しています。

(環境政策課)

(3) 環境学習グッズの貸出・提供

自主的な環境学習を支援するために、生活廃水の汚れを簡単に測定できるパックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用の器材など各種取り揃え、市内の小中学校、幼稚園、保育園、交流館を始め、活動団体を対象にこれらの教材の提供や貸出を行っています。平成 15 年度は、53 団体 2,037 名の利用者がいました。(環境政策課)

(4) 環境に関する指導者名簿

環境への意識が高まり、環境問題の解決に向け、自らが主体的に学習や参加する気運が広がっています。そのような中、環境学習・活動の手助けの一助として活用していただくため、市内や県内で指導者やアドバイザーとして活躍できる専門知識をもった方を登録した名簿(ホームページでも紹介)を作成し、小中学校、高等学校、交流館などに配布しました。平成 15 年度の登録者は 116 名です。

(環境政策課)

(5) 一般向け環境講座

生涯学習、環境教育、環境啓発の一環として、地球環境問題や生活排水対策などのメニューを準備し、PTA活動、コミュニティ活動などの各種団体から講座開催依頼を受け、市の職員や環境学習ボランティアが出向いて環境講座を実施しています。

平成 15 年度は、5 講座(9 回)604 人が参加しました。希望の多かったテーマは、「地球にやさしい暮らし方」「森と水の話」などでした。(環境政策課)

(6) 環境指導者養成講座の開催

地域での環境学習活動を支援するリーダーを養成するため、環境学習指導者養成講座を開催しています。平成 15 年度は、「環境学習リーダー養成講座」「森の自然案内人養成講座」「新規教職員向け環境学習講座」を開催しました。(環境政策課)

【環境学習リーダー養成講座（入門編）】

開催日：平成 15 年 10 月 7 日（火）～11 月 23 日（日）の全 8 回

参加：一般 12 人

場所：産業文化センター、自然観察の森（第 4・7・8 回のみ）

内容：

| 回数 | 講義・実習 | 講師 |
|-------|---------------------------------|-------------------------------|
| 第 1 回 | 講義・オリエンテーション 「環境問題と環境への取り組み」 | 豊田市職員 |
| 第 2 回 | 講義「環境と自然の仕組み」 | 環境カウンセラー 山田妙氏 |
| 第 3 回 | 講義・実習「川から学ぶ生き物と研究」 | 環境カウンセラー 佐竹義雄氏 |
| 第 4 回 | 講義・実習「自然を伝えるための技術」 | 環境カウンセラー 篠田陽作氏 |
| 第 5 回 | 講義「コンビニから考えるエネルギー問題」 | 環境カウンセラー 浅野智恵美氏 |
| 第 6 回 | 講義「環境にやさしい暮らし」 | 環境カウンセラー 山川幹子氏 |
| 第 7 回 | 講義・実習「自然体験プログラム」 | とよたネイチャーゲームの会 原田秋男氏・原田けいこ氏 |
| 第 8 回 | 演習「環境学習のプログラム」 | 環境カウンセラー 篠田陽作氏 |

【森の自然案内人養成講座 ～インタープリター入門～】

開催日：平成 15 年 10 月 18 日（土）～11 月 29 日（土）の全 6 回

参加：一般 11 人

場所：豊田市自然観察の森

内容：

| 回数 | 講義・実習 | 講師 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 第 1 回 | 講義・実習「自然案内人とは」「自然観察の森を知ろう」 | 豊田市自然観察の森レンジャー 大畑孝二氏 |
| 第 2 回 | 講義・実習「自然を伝えるための技術 ～インタープリテーション～」 | 環境カウンセラー 篠田陽作氏 |
| 第 3 回 | 講義・実習「自然のしくみと森の素材さがし」 | 環境カウンセラー 梶野保光氏 |
| 第 4 回 | 実習「自然体験プログラム」 | とよたネイチャーゲームの会 原田秋男氏、原田けいこ氏 |
| 第 5 回 | 講義・実習「子どもと学ぶ」 | ネイチャークラブ東海 小川英作氏 |
| 第 6 回 | 演習・実習「プログラムづくり」 | 豊田市自然観察の森レンジャー 大畑孝二氏 |

【新規教職員向け環境学習講座】

開催日：平成 15 年 8 月 22 日（金）

参加：32 人

場所：自然観察の森（ネイチャーセンター及び周辺フィールド）

内容：講義「地球環境問題と豊田市の取り組み」、
講義と実習「環境教育と環境学習」、
講義と実習「五感を使って自然を学ぶ」（講師は環境カウンセラー 篠田陽作氏と市職員）

（ 7 ）地球温暖化・大気汚染防止推進月間

窒素酸化物等の大気汚染物質の濃度が 1 年で最も高くなる 12 月は、「大気汚染防止推進月間」と定められているのに加え、地球温暖化防止に関して国民各層に取組みを促すため、平成 10 年度より 12 月が「地球温暖化防止推進月間」と定められました。

本市では、地球温暖化・大気汚染防止推進月間に、公共施設・企業によるポスターの掲示、広報とよたへの記事の掲載、企業への立入指導強化などの啓発活動を行っています。

（環境政策課、環境保全課）

(8) スターウォッチング

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、星空観察という身近な方法によって大気の調査活動を行うことです。大気環境保全について考え、関心を深める機会づくりとして、昭和63年度から全国規模で実施されています。

平成15年度は、「とよた天文クラブ」の協力で調査を実施しましたが、豊田産業文化センターという市街地で行ったことから照明施設の影響が大きく、全国平均より夜空が明るく星が見えにくいという観測結果になりました。(環境政策課)

表 スターウォッチング観察結果 - 都市規模別平均観察等級 - (平成15年度)

(単位:等級)

| 夜空の明るさ | | |
|--------|-----------|-----------|
| | 全国平均値 | 豊田市 |
| 巨大都市 | 6.6 (7.7) | 7.6 (8.9) |
| 大都市 | 8.0 (8.3) | |
| 中都市 | 8.1 (8.0) | |
| 小都市 | 8.7 (8.8) | |

注:()内は前年度の等級

(9) 生活排水対策

河川の汚濁原因の約5割を占める生活排水対策を推進するため、リーフレットを作成し、小中学校や自治区などで環境講座を開催しました。(環境保全課)

第3節 市民、事業者、行政の連携強化

1 買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会の活動

豊田市では、消費者、事業者及び行政が一体となり、市を挙げて「買物袋持参運動」を展開しています。

この運動は、単にレジ袋の削減にとどまらず、余分な包装を断るなどごみを元から断ち、資源を無駄にしない社会づくりを進めていくために、身近なことから取組むものです。そして、この運動をきっかけに、環境にやさしい生活（エコライフ）が市民の間に広まり、商店や製品づくりも環境に配慮したものに変わっていくことをめざしています。

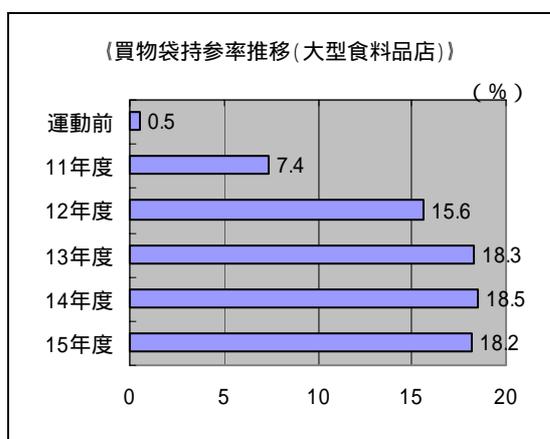
この運動の推進母体として、市内 68 の各種団体に市が加わり「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」が、平成 11 年 3 月に発足しました。
(環境政策課)



買物袋持参運動

平成 15 年度の主な事業内容は次のとおりでした。

(1) 豊田市共通シール制度



平成 12 年 6 月から実施している「買物袋持参共通シール制度」により、市内の大型食料品店での買物袋平均持参率は、平成 12 年度 15.6%と大幅に上昇しました。平成 14 年 6 月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続しています。平成 15 年度の買物袋持参率は 18.2%でした。加盟店の数も徐々に増え、196 店(平成 16 年 3 月末現在)が加盟しています。

(2) こどもエコシール推進事業

環境にやさしい活動をした中学生までの児童、生徒を対象に、共通シールを配布したり、愛・地球博入場券等が当たる抽選会を行っています。これは、愛・地球博を契機に、子どもたちに地域の環境学習活動や買物袋持参運動を通してエコライフの大切さを感じてもらい、将来、環境問題解決のために積極的な行動ができる「ひとづくり」を目的としています。平成 15 年度は抽選会を 3 回行い、延べ 1,200 人が参加しました。

(3) リサイクルの推進

市内で回収された牛乳パックから再生した豊田市民オリジナルティッシュ「モーいちど」の普及啓発を行いました。平成 15 年度実績は、ボックスティッシュを 305,400 箱、トイレットティッシュを 805,824 ロール出荷しました。これは、市内で消費した資源を回収するだけでなく、それから再生された品物を利用するというリサイクルの輪の完結を実践するものです。

(4) 第 3 回とよたエコライフ賞

買物袋持参運動を始めエコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、循環型社会の実現に寄与することを目的とし、5 部門について、地道・ユニーク・身近な環境にやさしい取組みを募集しました。平成 15 年度は応募 22 件のうち 10 件の個人・団体を表彰しました。

(5) 第 2 回豊田市エコライフ海外視察派遣団

環境先進国の施策や市民の取組みを市民自らが視察・体験することにより、今後の活動に役立て、市民へのエコライフの普及を促進することを目的として、一般市民公募による 9 人の海外視察派遣団が海外視察を行いました。平成 15 年 11 月 9 日から 11 月 16 日までの 8 日間の日程でデンマーク（コペンハーゲン・カルンボー）、フィンランド（ハメンリンナ・エスポー）のリサイクルセンター、エコストアや企業体のゼロエミなどを視察しました。

2 市民の活動

(1) 環境美化活動

環境美化活動は、地域を中心とした快適なまちづくりを進める活動で、「まちと川を美しくする会」主催の「環境美化の日」として、春と秋の年 2 回市内一斉に行われます。

平成 15 年度は、208 自治区で実施され、春は 73,197 人、秋は 53,515 人で、延べ 126,712 人が環境美化活動を行いました。（自治振興課）

【環境美化活動の内容】

- 道路、住宅地周辺の草取り
- 河川の清掃
- 道路、広場などの空き缶、空びん、紙くず拾い

(2) 巴川水質調査

平成 10 年 6 月より、鵜ヶ瀬自治区は巴川の水質調査を始めました。水温・透視度・水素イオン濃度など 6 項目を巴川漁業組合と市へ報告しています。この自治区の活動に地元の松平高校環境クラブから協力の申し出があるなど、環境保全の輪は各地域で広がりつつあります。（環境政策課）

(3) とよたクリーン活動

ボランティア国際年の2001年より、トヨタ自動車ボランティアセンターが中心となり、市内の各企業、ロータリークラブやライオンズクラブなどの市民団体と一緒に「矢作川河川敷のごみ拾い」とよたクリーン活動」を行っています。平成15年度は、1,320人が参加して10月25日に実施。平成記念橋～久澄橋間の両岸、水源公園一帯で、可燃ごみ770kg、金属ごみ620kg、埋めるごみ250kgを回収しました。(河川課)

(4) 檜尾川水質浄化活動

特定非営利活動法人が、益富中学校及び美里中学校生徒会の協力により、平成14年度から矢作川支流の檜尾川で竹炭の敷設、有能な微生物の散布、河川清掃などによる水質浄化活動を始めました。年間を通じた活動で川への関心を高めることにより、環境重視のライフスタイルの普及に努めています。(河川課)

3 事業者の取組み

(1) ISO14001認証取得

市内事業者のこれまでの環境対策としては、事業者の独自基準や市との協定により、法規制より厳しい基準を遵守したり、地域の緑化推進に取り組むなどの事例がありました。

新しい流れとして、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際基準であるISO14001の認証を取得する企業が増加するなど、循環型社会への転換に向け、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。平成15年度末現在、市内におけるISO14001認証取得件数は133件で年々増加の傾向にあります。(環境政策課)

表 豊田市内事業者のISO14001認証取得件数

| 年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 取得件数 | 1件 | 1件 | 1件 | 9件 | 11件 | 22件 | 23件 | 39件 | 26件 | 133件 |

(JAB公表リスト「登録地：愛知県」より)

(2) ISO認証取得費を市が補助

環境保全活動への取組みや企業経営の新展開のため、ISO14001及びISO9000シリーズの認証を取得しようとする中小企業に対し、豊田市では費用の一部を平成12年度から補助しています。補助額は、登録審査に要する経費の1/3以内、1シリーズ50万円を限度としています。(産業労政課)

表 補助件数

| | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|---------------|------|------|------|------|
| ISO14001 補助件数 | 6件 | 9件 | 22件 | 26件 |
| ISO9000 補助件数 | 5件 | 12件 | 14件 | 30件 |

第4節 行政の率先行動

1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の継続的改善

平成12年11月に豊田市役所本庁舎をサイトとしてISO14001認証を取得しました。平成15年度には、本市環境マネジメントシステムの更新審査を受審し、認証の更新・継続が認められました。

平成15年度の環境目標達成状況は表のとおりです。（環境政策課）

平成15年度 目的及び目標の達成状況一覧表

環境に配慮した事務事業の推進

1 資源を循環的に有効利用し、地球にやさしいまち

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|-----------------------------|--|-------------|-----------------------------|----|
| 資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進 | 環境に配慮した行動(買物袋の持参等)に対し1枚発行する「共通シール」を年間400万枚、発行する。 | 環境政策課 | 年間発行枚数:470万枚 | |
| 新エネルギー普及促進事業の推進 | 160住宅に太陽光発電システムを導入する。 | 環境政策課 | 予約件数:265住宅 補助金交付件数:288住宅 | |
| 低公害車等普及促進事業の推進 | 120台の低公害車を普及する。 | 環境政策課 | 補助金交付台数:321台 | |
| 事業所のISO14001認証取得の促進 | 制度の周知を進め、40企業の認証取得を進める。 | 産業労政課 | 補助金交付実績:46件 | |

2 豊かな自然と共生するまち

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|---------------------|--|-------------|---|----|
| 水道水源保全事業の推進、拡大 | 森林整備事業の実施(86ha)。 | 環境政策課 | 説明会、町村課長会議実施(5月、12月) 間伐実施(126ha) | |
| 環境林整備事業の推進 | 森林整備事業の実施(35ha)。 間伐材については可能な限り搬出して利用する。 | 農林課 | 森林整備事業実績:25ha | × |
| 自然生態系を生かした公園整備事業の推進 | 自然環境と自然生態系を生かした公園の設計、整備を推進する。 | 公園課 | 自然環境・自然生態系等を生かす項目の把握 樹木公園ほか4事業 配慮項目の確認 | |
| 多自然型河川整備の推進 | 生態系の連続性を確保するため多自然工法を推進する。 | 河川課 | 香沢川河川改修工事(L=43m、石積、植生護岸) | |

3 安心して暮らせる快適で魅力あるまち

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|------------------------|-------------------------------|-------------|---|----|
| 自動車NOx・PM法に基づく具体的施策の推進 | ディーゼル車の最新規制適合車の早期買替補助事業を実施する。 | 環境保全課 | 制度の周知(広報とよた4月15日号・11月15日号掲載、ホームページ掲載、ディーラーへの説明)補助金交付79台(予定189台) | × |
| 下水道整備の推進 | 平成15年度普及率を62.6%にする。 | 下水道建設課 | 普及率:62.6% | |
| | 平成15年度末の接続人口を17万9千人にする。 | 下水道管理課 | 下水道接続人口:181,082人(達成率:101.2%) | |

4 参加と協働により、環境づくりに取り組むまち

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|--------------------------|---|---------------------|--|----|
| (仮称)とよた環境市民会議の創設 | 市民会議を設立し、活動に着手する。 | 環境政策課 | 市民会議準備会での協議・検討(10回開催)買物袋推進協議会役員会での審議(12月18日) | |
| 市の事業活動における地球温暖化防止実行計画の推進 | 進捗管理及び職員の環境保全のための率先行動の定着化を図る。 | 環境政策課 | 平成14年度の実績把握調整監会議への報告(7月、11月の2回)ホームページ更新(8月) | |
| 環境マネジメントシステムの継続的改善 | ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを維持し、継続的改善を図る。 | 環境政策課 | 市長の見直し(6月13日)幹部職員(5月14日)、新規採用職員研修(5月23日)更新審査実施(8月26日・27日)内部監査実施(9月25日～10月10日)システム文書(要綱等)の見直し | |
| 公共工事における環境配慮を進める | 「公共工事における環境配慮指針」に基づき工事を実施し、各工種チェックシートの配慮率を40%以上とする。 | 技術管理課 公共工事を実施する課 | チェックシート回収件数:633件 全体目標:40% 平均実績:58.6% | |

日常業務における省資源・省エネルギー、リサイクル等の推進

1 省資源、省エネルギーの推進

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|----------------------|------------------------------------|-------------|--|----|
| 用紙購入量を可能な限り最小にする。 | 用紙購入量について平成14年度実績に維持する。 | 全課 | 年間計画 58,585,565枚 年間実績 61,422,829枚 | × |
| 電気使用量を可能な限り最小にする。 | 本庁の電気使用量を平成14年度実績に維持する。 | 管財課 | 本庁 年間計画 4,297,380kWh 年間実績 4,328,525kWh | × |
| | 電気使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 本庁の全課 | | |
| | 選定された庁外施設の電気使用量について平成14年度実績に維持する。 | 庁外施設を管理する課 | 本庁外施設 合計 年間計画 16,111,862kWh 年間実績 16,305,000kWh | × |
| | 電気使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 庁外の全課 | | |
| ガス使用量を可能な限り最小にする | 本庁のガス使用量を平成14年度実績に維持する。 | 管財課 | 本庁 都市ガス 年間計画 292,915m3 年間実績 292,914m3 | |
| | ガス使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 本庁の全課 | | |
| | 選定された庁外施設のガス使用量について平成14年度実績に維持する。 | 庁外施設を管理する課 | 本庁外施設 合計 都市ガス 年間計画 346,270m3 年間実績 334,788m3 LPガス 年間計画 35,789m3 年間実績 34,847m3 | |
| | ガス使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 庁外の全課 | | |
| 燃料(灯油)使用量を可能な限り最小にする | 選定された庁外施設の燃料使用量について平成14年度実績に維持する。 | 庁外施設を管理する課 | 本庁外施設 合計 年間計画 181,679L 年間実績 167,768L | |
| | 燃料使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 庁外の全課 | | |
| 上水道使用量を可能な限り最小にする | 本庁の上水道使用量を平成14年度実績に維持する。 | 管財課 | 本庁 年間計画 40,868m3 年間実績 35,471m3 | |
| | 上水道使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 本庁の全課 | | |
| | 選定された庁外施設の上水道使用量について平成14年度実績に維持する。 | 庁外施設を管理する課 | 本庁外施設 合計 年間計画 644,232m3 年間実績 625,044m3 | |
| | 上水道使用量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 全課 | | |

2 環境に配慮した製品の使用

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|-------------|----------------------|-------------|-------------------------|----|
| グリーン購入を実施する | グリーン調達方針に基づく目標達成に努める | 全課 | 112品目中110品目でグリーン調達率100% | × |

3 廃棄物の減量とリサイクルの推進

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|-----------------|------------------------------|-------------|--|----|
| 廃棄物量を可能な限り最小にする | 本庁の廃棄物量を平成14年度実績に維持する。 | 管財課 | 本庁 生ごみ等 年間計画 16,734kg 年間実績 17,590kg | × |
| | 廃棄物量を抑制するために手順書等に従った取組みを進める。 | 本庁の全課 | 廃プラスチック 年間計画 2,850kg 年間実績 3,459kg | |

4 公用車の適正使用

| 環境目的 | 環境目標 | 実行部門 課等名 | 平成15年度実績 | 達成 |
|-------------------------------|---------------------------|-------------|------------------------------------|----|
| 公用車の燃料使用量(ガソリン・軽油)を可能な限り最小にする | ガソリン使用量について平成14年度実績に維持する。 | 全課 | 年間計画 203,520.0L 年間実績 213,502.9L | × |
| | 軽油使用量について平成14年度実績に維持する。 | 全課 | 年間計画 392,467.0L 年間実績 393,240.3L | × |

2 グリーン購入の実践

豊田市役所は、平成8年6月より、グリーン購入ネットワークに加盟しています。

国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)の施行に伴い、環境物品等の調達の推進を図るため、平成15年度も「豊田市グリーン調達方針」を作成しました。特定調達品目について目標数値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。平成15年度の特定期間品目ごとの実績は、次のとおりです。(契約課、環境政策課)

平成15年度グリーン調達率(全体)

| 品目 | グリーン | 非グリーン | 総計 | 目標率 | 実績率 |
|-----------------------|------------|--------|------------|------|--------|
| コピー用紙 | 51,831,111 | 37,000 | 51,868,111 | 100% | 99.9% |
| フォーム用紙 | 354,850 | | 354,850 | 100% | 100.0% |
| インクジェットカラープリンタ - 用塗工紙 | 12,746 | 250 | 12,996 | 100% | 98.1% |
| OCR用紙 | 18,001 | | 18,001 | 100% | 100.0% |
| ジアゾ感光紙 | 16,665 | | 16,665 | 100% | 100.0% |
| 印刷用紙(カラー用紙を除く) | 5,624,120 | 3,000 | 5,627,120 | 100% | 99.9% |
| 印刷用紙(カラー用紙) | 2,439,580 | 300 | 2,439,880 | 100% | 100.0% |
| トイレトペーパー | 325,250 | | 325,250 | 100% | 100.0% |
| ティッシュペーパー | 16,707 | | 16,707 | 100% | 100.0% |
| シャープペンシル | 3,310 | | 3,310 | 100% | 100.0% |
| シャープペンシル替芯 | 444 | | 444 | 100% | 100.0% |
| ボールペン | 14,526 | 40 | 14,566 | 100% | 99.7% |
| マーキングペン | 13,992 | | 13,992 | 100% | 100.0% |
| 鉛筆 | 3,329 | | 3,329 | 100% | 100.0% |
| スタンプ台 | 34 | 3 | 37 | 100% | 91.9% |
| 朱肉 | 22 | | 22 | 100% | 100.0% |

| 品目 | グリーン | 非グリーン | 総計 | 目標率 | 実績率 |
|--------------------------|--------|-------|--------|------|--------|
| 印章セット | 8 | | 8 | 100% | 100.0% |
| 回転ゴム印 | 84 | | 84 | 100% | 100.0% |
| 定規 | 65 | 3 | 68 | 100% | 95.6% |
| トレー | 28 | 5 | 33 | 100% | 84.8% |
| 消しゴム | 3,031 | 10 | 3,041 | 100% | 99.7% |
| ステープラー | 283 | | 283 | 100% | 100.0% |
| ステープラー針リムーバー | 34 | | 34 | 100% | 100.0% |
| 連射式クリップ | 16 | | 16 | 100% | 100.0% |
| 事務用修正具(テープ) | 2,238 | | 2,238 | 100% | 100.0% |
| 事務用修正具(液状) | 1,309 | | 1,309 | 100% | 100.0% |
| クラフトテープ | 2,023 | | 2,023 | 100% | 100.0% |
| 粘着テープ(布粘着) | 3,358 | 15 | 3,373 | 100% | 99.6% |
| ブックスタンド | 112 | | 112 | 100% | 100.0% |
| ペンスタンド | 20 | | 20 | 100% | 100.0% |
| クリップケース | 7 | | 7 | 100% | 100.0% |
| はさみ | 145 | | 145 | 100% | 100.0% |
| マグネット(玉) | 121 | 11 | 132 | 100% | 91.7% |
| マグネット(バー) | 104 | | 104 | 100% | 100.0% |
| テープカッター | 274 | | 274 | 100% | 100.0% |
| パンチ(手動) | 32 | | 32 | 100% | 100.0% |
| モルトケース(紙めくり用スポンジケース) | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| 紙めくりクリーム | 30 | | 30 | 100% | 100.0% |
| 鉛筆削(手動) | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| OAクリーナー(ウエットタイプ) | 243 | 1 | 244 | 100% | 99.6% |
| OAクリーナー(液タイプ) | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| レターケース | 150 | | 150 | 100% | 100.0% |
| マウスパッド | 81 | | 81 | 100% | 100.0% |
| OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用) | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| カッターナイフ | 105 | 3 | 108 | 100% | 97.2% |
| カッティングマット | 11 | | 11 | 100% | 100.0% |
| デスクマット | 10 | | 10 | 100% | 100.0% |
| OHPフィルム | 15 | | 15 | 100% | 100.0% |
| 絵筆 | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 絵の具 | 860 | | 860 | 100% | 100.0% |
| 墨汁 | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| のり(液状) | 3,721 | | 3,721 | 100% | 100.0% |
| のり(澱粉のり) | 24 | | 24 | 100% | 100.0% |
| のり(固形) | 6,470 | 20 | 6,490 | 100% | 99.7% |
| のり(テープ) | 1,369 | | 1,369 | 100% | 100.0% |
| ファイル | 55,826 | 141 | 55,967 | 100% | 99.7% |
| バインダー | 651 | | 651 | 100% | 100.0% |
| アルバム | 35 | 1 | 36 | 100% | 97.2% |
| つづりひも | 29,309 | 1,000 | 30,309 | 100% | 96.7% |
| カードケース | 733 | 329 | 1,062 | 100% | 69.0% |
| 事務用封筒(紙製) | 94,913 | 3,005 | 97,918 | 100% | 96.9% |
| ノート | 1,778 | 40 | 1,818 | 100% | 97.8% |
| タックラベル | 324 | 509 | 833 | 100% | 38.9% |
| インデックス | 782 | | 782 | 100% | 100.0% |
| 付箋紙 | 10,881 | | 10,881 | 100% | 100.0% |
| 黒板拭き | 510 | | 510 | 100% | 100.0% |

| 品目 | グリーン | 非グリーン | 総計 | 目標率 | 実績率 |
|-------------------------|------------|---------|------------|------|--------|
| ホワイトボード用イレーザー | 168 | | 168 | 100% | 100.0% |
| 額縁 | 38 | | 38 | 100% | 100.0% |
| ごみ箱 | 12 | | 12 | 100% | 100.0% |
| リサイクルボックス | 66 | | 66 | 100% | 100.0% |
| 名札(机上用) | 91 | | 91 | 100% | 100.0% |
| 名札(衣服取付型・首下げ型) | 575 | 42 | 617 | 100% | 93.2% |
| いす | 191 | | 191 | 100% | 100.0% |
| 机 | 15 | 3 | 18 | 100% | 83.3% |
| 棚 | 42 | 1 | 43 | 100% | 97.7% |
| 収納用什器(棚以外) | 24 | | 24 | 100% | 100.0% |
| ローパーティション | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| コートハンガー | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 傘立て | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 掲示板 | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 黒板 | 3 | | 3 | 100% | 100.0% |
| ホワイトボード | 11 | 2 | 13 | 100% | 84.6% |
| コピー機 | 2 | 1 | 3 | 100% | 66.7% |
| 電子計算機 | 52 | 1 | 53 | 100% | 98.1% |
| プリンタ | 30 | | 30 | 100% | 100.0% |
| FAX | | 1 | 1 | 100% | 0.0% |
| スキャナ | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 磁気ディスク装置 | 24 | 1 | 25 | 100% | 96.0% |
| 冷蔵庫 | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| 冷凍冷蔵庫 | 6 | | 6 | 100% | 100.0% |
| エアコン | 2 | | 2 | 100% | 100.0% |
| テレビ | 4 | | 4 | 100% | 100.0% |
| VTR | 3 | 1 | 4 | 100% | 75.0% |
| 蛍光灯照明器具 | 1 | | 1 | 100% | 100.0% |
| 蛍光管(直管型:大きさの区分40型蛍光ランプ) | 409 | 39 | 448 | 100% | 91.3% |
| ガソリン車 | 2 | | 2 | — | 100.0% |
| ガソリン車(一般車以外) | 2 | | 2 | — | 100.0% |
| ディーゼル車(一般車以外) | 4 | | 4 | — | 100.0% |
| LPガス車 | 2 | | 2 | — | 100.0% |
| 制服 | 3 | 6 | 9 | 100% | 33.3% |
| 作業服 | 2,273 | | 2,273 | 100% | 100.0% |
| カーテン | 677 | | 677 | 100% | 100.0% |
| 織じゅうたん | | 2 | 2 | 100% | 0.0% |
| 毛布 | 11,300 | | 11,300 | 100% | 100.0% |
| 作業用手袋 | 2,556 | | 2,556 | 100% | 100.0% |
| 公共工事 | 58 | | 58 | 100% | 100.0% |
| 印刷 | 270,686 | 218,793 | 489,479 | 100% | 55.3% |
| 両面粘着紙テープ | 593 | | 593 | 100% | 100.0% |
| 製本テープ | 61 | 22 | 83 | 100% | 73.5% |
| メディアケース(FD・CD・MO用) | 18 | 3 | 21 | 100% | 85.7% |
| ファイリング用品 | 3,941 | | 3,941 | 100% | 100.0% |
| 窓付き封筒(紙製) | 319,500 | | 319,500 | 100% | 100.0% |
| ブルーシート | 762 | | 762 | 100% | 100.0% |
| 合計 | 61,511,036 | 264,604 | 61,775,640 | — | 99.6% |

3 公共施設におけるごみ減量

(1) せん定枝等の資源化

平成12年4月から、公共施設の維持管理等で発生するせん定枝及び公共工事で発生する木屑を民間処理施設においてチップ化・堆肥化しています。これにより、これまで焼却処分されていた年間約2,000tのせん定枝等の焼却施設への搬入がなくなり、焼却施設の延命化につながっています。

(清掃管理課)

(2) 生ごみの減量化

市内5か所の給食センターと卸売市場に大型の生ごみ処理機を設置して、残飯等を処理し、処理後の肥料は学校、幼稚園、保育園等で活用しています。(保健給食課)

表 平成15年度処理実績

| 設置場所 | 設置時期 | 方式 | 処理能力 | 処理実績 | 処理後の堆肥 |
|----------|--------|---------------|-----------|-----------|----------|
| 北部給食センター | H12年3月 | (バイオ)コンポストタイプ | 600kg/日 | 220kg/日 | 学校・園で再利用 |
| 中部給食センター | H9年3月 | (乾燥)コンポストタイプ | 350kg/日 | 368kg/日 | 学校・園で再利用 |
| 南部給食センター | H12年3月 | (バイオ)コンポストタイプ | 1000kg/日 | 558kg/日 | 学校・園で再利用 |
| 東部給食センター | H9年3月 | (バイオ)コンポストタイプ | 500kg/日 | 326kg/日 | 学校・園で再利用 |
| 平和給食センター | H9年3月 | (バイオ)コンポストタイプ | 500kg/日 | 198kg/日 | 学校・園で再利用 |
| 卸売市場 | H12年3月 | 高速発酵型 | 3000kg/4日 | 3000kg/4日 | 業者が買い取り |

また、5か所の市施設でも、生ごみを水と二酸化炭素に分解する消滅型の生ごみ処理機を設置して、ごみの減量化に努めています。(環境政策課)

| 設置場所 | 方式 | 処理能力 |
|-----------|-----------|--------|
| こども発達センター | 微生物型(バイオ) | 25kg/日 |
| 寿楽荘 | 微生物型(バイオ) | 30kg/日 |
| 総合野外センター | 微生物型(バイオ) | 80kg/日 |
| 第二ひまわり学園 | 微生物型(バイオ) | 25kg/日 |
| 若草苑 | 微生物型(バイオ) | 30kg/日 |

(3) 除籍図書リサイクル

市図書館ではコミュニティセンター・交流館図書室も含め、あまり利用されなくなった図書を毎年約 35,000 冊廃棄処分にしていましたが、平成 11 年度から年 2～4 日間、中央図書館で「除籍図書リサイクル会」を開催し、これらの図書を無料配布することにより資源を再利用してきました。

平成 14 年度からは中央図書館 3 階の常設リサイクルコーナーでの無料配布に切り替え、多くの方に提供しています。(毎月 2 回定期的に補充しています。)

またコミュニティセンター・交流館においても、各施設で毎年開催される「ふれあいまつり」などで「除籍図書リサイクル会」を開催しています。

その他、公共施設等にも提供し施設の備品として再利用されています。(図書館)

表 除籍図書リサイクル冊数

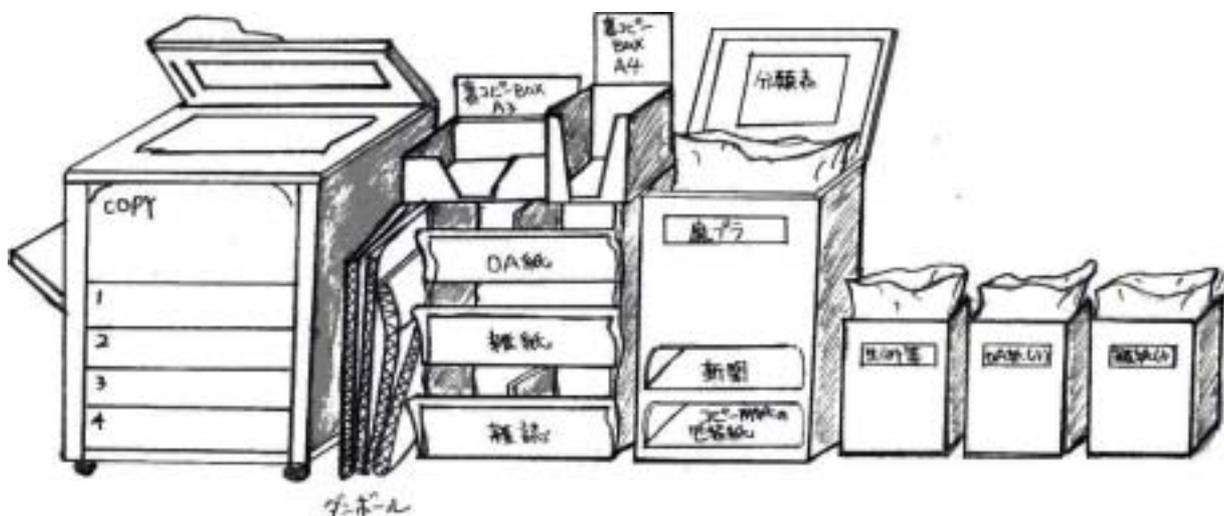
| | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 図書リサイクル冊数 | 23,707 冊 | 19,281 冊 | 19,893 冊 | 27,388 冊 |

(4) 本庁舎の分別によるごみ削減・資源化

市役所本庁舎内から出る保存文書は、古紙のリサイクル化を徹底するため、毎年時期を決めて一斉に古紙問屋に回収してもらっています。平成 15 年度は 6 月、12 月、3 月に実施し、その合計は 71,760kg ありました。また、庁内「ごみストックヤード」に出る、古紙資源(ダンボール、新聞紙、雑誌、雑紙、OA 紙)は 82,780kg あり、これについてもリサイクルしています。

平成 11 年 10 月から、本庁舎で実施していた「古紙類 6 分別ルール【新聞、ダンボール、OA 紙、雑誌、雑紙、燃やすごみ】」による分別を小中学校、交流館を含む全庁、全施設において実践し、ごみ削減・資源化を図ってきました。そして、平成 14 年 1 月から古紙類については 6 分別から 9 分別【増加分：牛乳パック、OA 紙(小) 雑紙(小)】へと、さらに細分化して一層の資源化を図っています。また、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、本庁舎以外の施設等についても、本庁舎の取組みに準じてごみの減量化を図っています。(環境政策課)

分別コーナーの設置例



4 公共工事における環境配慮指針

(1) 環境配慮指針の実践

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、平成12年4月から環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）・工法を採用し、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を行っています。平成15年度は工種を13に分類し、工種毎に目標数値を掲げ、633件の工事で確認したところ、13工種すべてにおいて目標数値を上回ることができました。（技術管理課）

(2) 取組み概要

公共工事の計画・設計及び施工の各段階において、現場で発生する側溝蓋等の再利用やリサイクル材の使用促進、また新技術の導入により環境に配慮しました。

現場発生材の再利用

- ・他の現場で発生した側溝蓋を再利用（美里高橋地区道路改修工事）

廃棄物利用製品の使用

- ・あいくる材¹の使用（挙母幼稚園園庭芝生緑化工事等）

間伐材の積極的活用

- ・建物の内装材等に間伐材を使用（豊田市立越戸保育園改築工事等）

環境に配慮した工法の採用

- ・グリーン購入法適合品（エアコン・カーテン・掲示板）
...環境に配慮した製品の使用（豊田市運動公園営繕工事等）
- ・路床改良においてセメントでの安定処理を行わず、良質土による置換や舗装厚の変更
...田や河川への影響を少なくするように配慮した（前山八幡線他1路線道路改良工事）

(3) 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、マニフェスト等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成15年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は123,503tで、リサイクル率は100%でした。（技術管理課）

環境行政年表

| 年 | 市 | 国・県 |
|--------|--|---|
| 昭和40年度 | 4月 産業経済部商工課公害係設置 | 4月 愛知県公害防除施設整備資金特別融資制度開設 |
| 41年度 | 10月 豊田市公害対策審議会条例制定 | |
| 42年度 | | 8月 公害対策基本法公布 3月 愛知県立自然公園条例制定 |
| 43年度 | 4月 商工労働部商工課公害係となる | 6月 大気汚染防止法、騒音規制法公布 2月 硫酸酸化物に係る環境基準閣議決定 |
| 44年度 | 9月 矢作川沿岸水質保全対策協議会発足 | 12月 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 2月 矢作川が水質保全法指定水域となる |
| 45年度 | 4月 総合企画部公害課となる 豊田市公害防除施設等整備資金融資及び利子補給制度開設 | 4月 水質汚濁に係る環境基準閣議決定 8月 境川等が水質保全法指定水域となる 第64臨時国会において、公害関係14法案可決成立 12月 水質汚濁防止法公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 市域の一部が愛知高原国定公園指定 |
| | 3月 豊田の自然シリーズ発刊 | 2月 一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 |
| 46年度 | 5月 豊田市議会に環境保全対策特別委員会設置 9月 豊田市環境基本条例制定 12月 公害センター設置 | 4月 愛知県公害防止条例公布 5月 騒音に係る環境基準閣議決定 6月 悪臭防止法公布 水質汚濁防止法等公害関係8法施行 7月 光化学スモッグ緊急時対策暫定要綱制定 愛知県公害防止委員制度発足 |
| | 1月 豊田市環境対策審議会委員委嘱 公害センター分析業務開始 3月 豊田市公害防止条例及び規則制定 大気汚染自動測定局設置（県） | 1月 浮遊粒子状物質に係る環境基準告示 3月 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布 |
| 47年度 | 4月 緑化推進のため記念樹の配布開始 | 6月 自然環境保全法公布 9月 公害等調整委員会発足 3月 自然環境の保全及び緑地推進に関する条例制定 |
| 48年度 | 4月 市民部公害課となる 6月 豊田市あき地環境保全条例制定 7～9月 公害防止協定締結（13社） | 4月 環境庁第1回自然環境保全基礎調査 5月 大気汚染に係る環境基準告示（二酸化窒素、光化学オキシダント） 悪臭防止法の規制地域指定 6月 第1回環境週間（6/5～11） 9月 都市緑化保全法公布 10月 公害健康被害補償法公布 1月 自動車排気ガス量の許容限度告示 |
| 49年度 | 6月 豊田市光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 7～11月 公害防止協定締結（23社） | 5月 光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 12月 衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画承認（第1次） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（排水量の測定義務化設定） |
| 50年度 | 4月 環境部公害課となる | 4月 大気汚染防止法施行規則の一部改正（K値強化） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（硫酸酸化物総排出量規制及び地下水採取規制強化） |
| 51年度 | 4月 豊田市土石採取等に関する指導要綱制定 7月 市民部環境課となる 12月 名古屋市下水道と下水道汚泥の埋立処分について公害防止の覚書締結 2月 県営神池住宅の汚水処理施設について県と覚書締結 | 6月 振動規制法公布 7月 愛知県豊田環境保全センター業務開始 9月 悪臭防止法施行令の一部改正（悪臭物質に二硫化メチル等3物質追加） |

| 年 | 市 | 国・県 |
|--------|--|---|
| 昭和52年度 | 7月 久岡町湧水流量計設置 | 5月 愛知県公害防止条例施行規則一部改正（K値強化） 大気汚染防止法施行規則の一部改正（塩化水素、窒素酸化物の規制基準強化） 6月 中央公害対策審議会、水質の総量規制の在り方について答申 12月 |
| 53年度 | 5月 矢作川水系の川をきれいにする会発足 3月 豊田テレビ中継局を野見山に設置 | 7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準の改定告示 |
| 54年度 | | 4月 環境庁第2回自然環境保全基礎調査 5月 水質汚濁防止法施行規則の一部改正（総量規制基準設定等） 2月 愛知県生活排水対策推進要綱制定 3月 内閣総理大臣、衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画の見直し承認 |
| 55年度 | 4月 市民部公害課となる 11月 双美ヶ丘住宅における合成洗剤の調査実施（県市合同） | 2月 伊勢湾総量規制の一環として小規模事業等を対象に排水対策指導要領制定 |
| 56年度 | 4月 窒素酸化物調査開始（TEA法、15地点） | 8月 飲食店、テニスコ場に係る近隣騒音規制実施 11月 水質汚濁防止法の規制対象事業場に8業種追加 3月 愛知県伊勢湾富栄養化対策指導方針制定 |
| 57年度 | 8月 三点比較式臭袋法による悪臭調査開始 11月 工場の全炭化水素系物質調査開始 | |
| 58年度 | 4月 衣丘小学校に大気自動測定局移設 | 4月 愛知県窒素酸化物（NOx）総合対策推進要綱制定 環境庁第3回自然環境保全基礎調査 9月 大気汚染防止法に基づく第5次窒素酸化物排出規制告示 3月 悪臭の測定方法の一部改正告示 |
| 59年度 | 8月 公害センターを現環境センターに移設 12月 池沼汚濁調査実施 3月 公害防止協定締結（14社） | 7月 湖沼水質保全特別措置法成立 8月 環境影響評価実施要綱閣議決定 9月 内閣総理大臣、衣浦、西三河など8地域の公害防止計画の5年間延長決定 |
| 60年度 | | 6月 大気汚染防止法に基づき小型ボイラーを規制する施行令及び総理府令の一部改正 3月 愛知県環境影響評価要綱制定 |
| 61年度 | 4月 水質汚濁防止法第28条の規定に基づく事務委任を受け政令市となる 豊田市生活排水対策推進要綱制定 水辺環境保全調査実施 7月 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の事務委任を受ける 9月 豊田市公共下水道条例制定 3月 「とよたの水辺」発刊 | |
| 62年度 | 8月 生活排水対策実践活動実施（井上地区） | 5月 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 6月 合併処理浄化槽設置整備事業創設 3月 西三河地域生活排水対策推進連絡会議発足（西三河19市町村） |
| 63年度 | 4月 公害水質センターに名称変更（環境課所管）、下水道の検査業務を統合 7月 生活排水対策実践活動実施（中根地区） 3月 豊田市市街地における緑の保全条例制定 | 4月 環境庁第4回自然環境保全基礎調査 |
| 平成元年度 | 4月 みどりの日記念植樹式始まる 6月 豊田市環境影響評価審査会設置 10月 豊田市市街地緑地保全審議会発足 3月 生活排水啓発映画「今、ふるさとの川は」制作 | 6月 水質汚濁防止法の一部改正（地下水の汚染防止） |

| 年 | 市 | 国・県 |
|-----------|--|--|
| 平成 2年度 | 4月 植物モニタリング調査実施 生活排水対策として流し台用ストレーナーを全世帯に配布 気候環境調査委託（平成2年～4年） 6月 (財)豊田市公園緑地協会設立 8月 豊田市自然観察の森開設 あいちクリーンアクアフェア参加 9～2月 ゴルフ場における農業使用に関する協定締結（8月 ゴルフ場） | 6月 水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進） 9月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定地域特定施設） |
| | 3月 北部大気測定局設置（市） 講演会「川とのであい」開催（講師C.W.ニコル） | 3月 愛知県悪臭防止法施行令の一部改正に伴う規制地域指定告示 愛知県化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定 |
| 3年度 | 4月 環境部環境課となる 公園緑地課の緑化推進部門が自然保全課として分離独立し、環境部所管となる 豊田市名木指定事務取扱要綱制定 動物モニタリング調査委託 8月 「自然環境ふれあい教室」実施（小中学校教諭対象：上高地、穂高） 9月 緊急野生動物植物調査開始（平成3年度～5年度） | 4月 「日本の絶滅の恐れのある野生動物（日本版レッドデータブック）」作成 7月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加） |
| | 3月 東部大気測定局設置（市） ウシモツゴ、カワバタモロコを市の天然記念物に指定 | 3月 内閣総理大臣愛知地域の公害防止計画承認（平成3年～7年） 愛知県環境にやさしい自動車利用指針策定 |
| 4年度 | 5月 県と共催で「豊田・西加茂地域植樹祭」開催（東保見小学校） | 6月 都市計画法及び建築基準法の一部改正 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 8月 愛知県「あいちアースフェア」愛知青少年公園にて開催 9月 環境庁ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成 |
| | 2月 桜を中心とした緑化推進に向けてトヨタ自動車（株）より寄付を受ける 3月 環境啓発用「環境のあらし」作成 環境基本計画研修会開催（名古屋大学只木良也教授） | 3月 水質汚濁に係る環境基準改正（トリクロロエチレン等15項目追加） |
| 5年度 | 4月 公害水質センターが課として独立 6月 電気自動車普及プロジェクト研究会設立総会開催で正会員に加入 9月 名古屋アメリカンセンターと共催で日米環境保全セミナー開催 10月 豊田市環境基本計画策定検討委員会設置 11月 県と共催で「地球にやさしい暮らし展アースフェア'93 IN 豊田」開催 | 4月 環境庁第5回自然環境保全基礎調査 6月 悪臭防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン等15項目追加） 11月 環境基本法公布 12月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質ジクロロメタン等13項目追加） |
| | 2月 電気自動車購入 | 2月 土壌汚染に係る環境基準の一部改正 3月 あいちエコプラン21策定（愛知県地球温暖化対策推進計画） |
| 6年度 | 7月 環境基本計画研修会開催（愛知教育大学大和田道雄教授） 水生生物調査実施（西広瀬小学校、中金小学校） 11月 電気自動車用急速充電スタンド設置（豊田地或文化広場） | 11月 環境庁重金属等に係る土壌汚染調査対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌、地下水汚染調査、暫定指針通知 12月 環境基本計画閣議決定 愛知県あいちアジェンダ21策定 |
| | 2月 環境基本計画研修会開催（(財)国立公園協会理事長日下部光太郎氏） 3月 豊田市環境基本計画策定 | 2月 愛知県環境審議会にて今後の窒素酸化物対策について答申 3月 愛知県環境基本条例制定 |

| 年 | 市 | 国・県 |
|-------|---|---|
| 平成7年度 | 5月 公害防止協定の一部改正（26社） | 4月 愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱策定 愛知県における低公害車普及方針策定 悪臭防止法の一部改正（臭気指数を用いた規制基準の導入等） |
| | 8月 矢作川の水質監視掲示板を市役所東庁舎ロビーに設置 12月 豊田市環境保全施策推進検討委員会より「今後の環境行政のあり方」について提言 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例制定 | 6月 国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画閣議決定 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布 |
| 8年度 | 2月 みどり実施計画研修会開催（日本鱗翅学会理事 田中蕃氏） 3月 豊田の貴重な動物・植物「自然と友達になろう」を作成し、自然保護啓発資料として各小学校に配布 豊田市みどりの実施計画策定 | 2月 グリーン購入ネットワーク発足 伊勢湾における全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定 |
| | 4月 都市環境部となる 8月 グリーン購入ネットワーク加入 9月 豊田市環境基本条例全面改正 | 5月 大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策等） 7月 水質汚濁防止法の一部改正（汚染地下水の浄化制度の導入等） 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画告示 10月 大気汚染に係る環境基準の測定方法に乾式測定方法追加 |
| 9年度 | 3月 市民向け環境配慮指針「環境にやさしい暮らし方」作成 | 1月 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン） 3月 愛知県窒素及び燐に係る削減指導要領策定 |
| | 6月 （仮）桜台公園整備基本計画策定 8月 こども向け環境家計簿発行 10月 地球環境フォーラム開催 グリーン購入説明会開催 県と共催「豊田・西加茂地域植樹祭」の開催（東山運動広場） 12月 豊田市公害防止条例、規則の一部改正 3月 公共施設からの飲料水等自動販売機の撤去 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準等の告示 | 6月 地下水の水質の汚濁に係る環境基準の告示 有害大気汚染物質対策に関する第4次答申（ダイオキシン類） 8月 環境影響評価法公布 大気汚染防止法の一部改正（指定物質） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の一部改正（焼却施設） 9月 ダイオキシン対策に係る5か年計画の策定 大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン大気環境指針） |
| 10年度 | 3月 公共施設からの飲料水等自動販売機の撤去 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準等の告示 | |
| | 4月 中核市となる 中核市移行に伴い産業廃棄物に関する事務が県より移譲 豊田市環境対策監会議を設置 環境部設置（5課） 豊田市低公害車普及促進事業補助金制度創設 豊田市環境審議会答申「地球温暖化対策として 10月 本市の今後の施策について」 豊田市湿地サミットの開催 廃棄物の焼却に係るダイオキシン類等排出抑制 11月 指導要綱制定 | 4月 容器包装リサイクル法一部施行 5月 家電リサイクル法成立 6月 環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 策定 環境影響評価法施行規則制定 「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の作成 省エネルギー法の一部改正 9月 騒音に係る環境基準 改正 10月 地球温暖化対策の推進に関する法律成立 12月 愛知県環境影響評価条例 公布 |
| | 2月 （仮）桜台公園第1期工事 完成 3月 温室効果ガス吸排出量算定 買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会設立 | |

| 年 | 市 | 国・県 |
|------------|---|---|
| 平成 11年度 | 6月:ダイオキシン類等環境ホルモンに関する情報連絡会議発足 (開催:6月・10月・3月) エコストア宣言制度開始 子ども向け環境家計簿改訂 矢並湿地一般公開開始 8月:ISO14001の認証取得宣言 10月:リサイクルティッシュ「モーいちど」発売開始 | 5月:愛知県環境影響評価指針を策定 7月:ダイオキシン類対策特別措置法 公布 (平成12年1月施行) P R T R法制定 12月:水質汚濁防止法の一部改正 (ジクロロメタンによる洗浄施設と蒸留施設を追加) ダイオキシン類対策特別措置法 施行例・規則 公布 (平成12年1月施行) |
| | 1月:水道水源保全基金の「事業実施に関する基本協定」を5町村と調印 2月:(仮)桜台公園第2期工事 完成 (4月:名称を前田公園に決定) 3月:豊田市地球温暖化防止行動計画を策定 豊田市産業廃棄物処理計画を策定 | 3月:愛知県地球温暖化対策地域推進計画を策定 |
| 平成 12年度 | 4月:豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度スタート 6月:買物袋持参「共通シール制度」スタート 環境学習用教材の貸出・提供スタート 民間の焼却施設2施設で規律を超える濃度のダイオキシン測定結果が判明 7月:「豊田市産業廃棄物ダイオキシン類影響対策会議」設置 8月:「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員会」設置 環境リーダー養成講座開催 9月:「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」設置 10月:「お店と市民の地球にやさしい申合せ書」事項締結 「豊田市ダイオキシン類環境影響検討委員会」設置 11月:豊田市ダイオキシン類環境影響検討委員会」答申 豊田市水道水源保全事業「開始式」(足助町にて) ISO14001認証取得(市役所本庁舎) 「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として豊田市が環境庁長官表彰受賞 12月:「買物袋持参運動(エコライフ)推進協議会」が環境庁長官表彰受賞 | 4月:騒音規正法の一部改正(自動車騒音に係る要請限度の改正) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行 5月:国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年6月改正) 悪臭防止法一部改正(平成13年4月施行) 6月:循環型社会形成推進基本法公布 資源の有効な利用の促進に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 特定家庭用機器再商品化法改正 浄化槽法一部改正(平成13年4月施行) 8月:(愛知県)ISO14001取得に向け「環境方針」策定 12月:環境基本計画の変更(閣議決定) |
| | 3月:「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員」答申 「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員会」から健康調査報告受理 環境に関する指導者名簿作成・紹介 | 1月:(愛知県)ISO14001認証取得(県庁本庁舎) 3月:愛知県庁の環境保全のための行動計画を改訂 |

| 年 | 市 | 国・県 |
|------------|--|--|
| 平成 13年度 | 4月 粗大ごみの戸別収集(有料)スタート 6月 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」公布 (平成13年9月施行) 自然環境基礎調査開始(H13～H16) 「第1回とよたエコライフ賞」表彰 毎月20日を「マイバックDAY」として設定 9月 「不法投棄パトロール隊」、「まちの美化活動団体」発足 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」答申 12月 豊田市環境審議会答申「環境の保全に関する施策の今後のあり方」及び「施策の推進と実効性の確保について」 | 4月 特定家庭用機器再商品化法施行 5月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行 6月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法改正 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法公布 |
| | 3月 豊田市環境基本計画(改訂版)策定 | |
| 平成 14年度 | 4月 庁内での環境マネジメントシステムデータベース、グリーン購入データベース(電子システム)稼働 5月 第1回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外視察(ドイツ、スイス) 6月 新「共通シール制度」スタート 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 豊田市最新規制適合車等早期代替促進費補助事業スタート 豊田市PCB適正処理ガイドライン策定 10月 PCB廃棄物広域処理施設の立地について、国へ条件付受入回答 | 5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法一部施行 5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法一部施行 6月 京都議定書締結を閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律一部改正 7月 政府の地球温暖化防止実行計画を閣議決定 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 10月 豊田市における環境事業団によるPCB処理事業について環境大臣が認可 |
| | 2月 豊田市環境学習施設基本構想策定 3月 「第2回とよたエコライフ賞」表彰 豊田市地域省エネルギービジョン策定 | 1月 自然再生推進法施行 使用済自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)一部施行 2月 土壤汚染対策法施行 3月 (愛知県)県民の生活環境の保全等に関する条例公布 (愛知県)愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布 |
| | | |
| 平成 15年度 | 5月 豊田市PCB廃棄物処理事業に係る東海地区協議会設置 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 ISO認証更新・継続(市役所本庁舎) 10月 豊田市PCB処理安全監視委員会設置 豊田市環境学習施設基本計画策定に関する市民ワークショップ開催 11月 第2回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外視察(デンマーク、フィンランド) | 4月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行 PCB廃棄物処理基本計画策定 7月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布 8月 (愛知県)愛知県土壤汚染等対策指針を告示 (愛知県)愛知県化学物質適正管理指針の告示 10月 (愛知県)県民の生活環境の保全等に関する条例施行 (愛知県)愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(不法投棄の未然防止等の措置及びリサイクル促進等の措置) ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正(特定施設の追加) |
| | 2月 「第3回とよたエコライフ賞」表彰 | 3月 PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン策定 |

平成16年度 環境部の業務内容

| 所 属 名 | | 業 務 内 容 |
|-------------|--------|---|
| 環 境 部 | 環境政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境に係る政策立案に関する事 ○環境に係る調査及び調整に関する事 ○環境基本計画に関する事 ○水道水源の保全に関する事 ○環境マネジメントシステムに関する事 ○職員の環境率先行動の管理に関する事 ○自然保護に関する事 ○省エネルギー及び省資源の啓発・新エネルギーの普及促進に関する事 ○グリーン購入の普及促進に関する事 ○環境教育、環境学習及び環境啓発に関する事 |
| | 環境保全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関する事 ○環境の常時監視及びその他環境調査に関する事 ○大気測定局の管理に関する事 ○公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組に関する事 ○環境影響評価に関する事 ○化学物質等の環境リスクに係る取組に関する事 ○環境保全に係る取組及び調査研究に関する事 ○環境の状況等の周知に関する事 ○工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関する事 |
| | 産業廃棄物課 | <ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事 ○産業廃棄物の不法投棄の防止に関する事 ○産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関する事 ○産業廃棄物の適正処理指導に関する事 ○産業廃棄物処理に係る苦情処理に関する事 |
| | 清掃管理課 | <ul style="list-style-type: none"> ○清掃事業の総合調整に関する事 ○一般廃棄物の処理計画に関する事 ○一般廃棄物処理施設の整備に関する事 ○ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関する事 ○ごみの資源化及びリサイクルの普及促進及び支援活動に関する事 ○環境委員活動の支援に関する事 ○ごみの統計資料等の作成に関する事 ○清掃施設等の管理に関する事 ○公衆便所の整備及び維持管理に関する事 |
| | 清掃業務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○清掃職員の安全衛生及び研修に関する事 ○ごみの分別収集に関する事 ○ごみ袋の販売斡旋に関する事 ○ごみ収集の指揮監督に関する事 ○粗大ごみに関する事 ○ごみの不法投棄に関する事 ○埋立地の管理に関する事 ○し尿の収集に関する事 ○し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関する事 ○一般廃棄物処理手数料(し尿)の徴収に関する事 ○空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関する事 |
| | 渡刈清掃工場 | <ul style="list-style-type: none"> ○工場の維持管理及び補修に関する事 ○焼却業務に係る調査、分析及び統計に関する事 ○一般廃棄物処理手数料(し尿を除く)の徴収に関する事 ○工場の運転管理に関する事 ○一般廃棄物の焼却業務及び焼却灰の処分に関する事 ○一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事 |

開発に関する法規制等

土地に関する規制

| 【規制にかかわる法則】 | 【所 管】 | 【市の担当課】 | 【規制などの内容】 |
|---------------|-----------|---------|---------------------|
| 農地 | 農用地 | 農 林 課 | 農振除外（農用地以外の目的） |
| | 一般農地 | 農 林 課 | 農地転用許可、届出（農地以外に転用） |
| 山林 | 保安林 | 豊田加茂事務所 | 保安林指定の解除 |
| | 地域森林 | 豊田加茂事務所 | 伐採の届出（立木の伐採・1ha未満） |
| | 補助山林 | 豊田加茂事務所 | 林地開発許可制度（1haを超える伐採） |
| 道路 | 治山事業地 | 豊田加茂事務所 | 補助金の返還（造林事業など） |
| | 工事の承認 | 農 林 課 | 事業地内の区画形状変更 |
| | 占用許可 | 土木管理課 | 道路に関する工事 |
| 河川 | 工事の承認 | 土木管理課 | 道路を継続使用する場合 |
| | 土地占用許可 | 土木管理課 | 河川の工事を行う場合 |
| | 行為許可 | 土木管理課 | 河川区域内の土地を占用する場合 |
| 赤線、青線 国定公園 | 付替、廃止 | 土木管理課 | 土地の形状を変更する場合 |
| | 特別地域 | 開発審査課 | 都市計画法第32条協議 |
| | 普通地域 | 開発審査課 | 特別地域内行為許可（禁止行為あり） |
| 風致地区 | | 都市計画課 | 普通地域内行為届出 |
| 砂防指定地 | 豊田加茂建設事務所 | 土木管理課 | 地区内行為許可 |
| 急傾斜地 | 豊田加茂建設事務所 | 土木管理課 | 砂防指定地内行為許可 |
| 地すべり防止区域 | 豊田加茂建設事務所 | 土木管理課 | 急傾斜地崩壊危険区域内行為 |
| 宅地造成区域 | | 開発審査課 | 地すべり防止区域内行為許可 |
| 保護動植物の生息地 | | 環境政策課 | 宅地造成規制に関する許可申請 |
| 埋蔵文化財包蔵地 | | 文化振興課 | 区画形状の変更、生息環境の変換 |
| 排水 | | 農地整備課 | 埋蔵文化財包蔵地の形状変更 |
| 指定緑地 | | 公園課 | 排水承諾区域内の行為 |
| | | | 指定緑地内についての行為 |

行為に関する規制

| 【規制項目】 | 【規制及び許可などの内容】 | 【所 管】 | 【市の担当課】 |
|--------------|--|--------------|-----------|
| 開発行為等 | 5000m ² 以上の開発 | 開発許可 | 豊田加茂事務所 |
| | 1haを超える開発 | 開発行為 造成行為 | |
| 建築物等 工場立地 | 建築物、工作物の築造 | 建築確認 | 豊田加茂事務所 |
| | 敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積の計が3,000m ² 以上の工場 | 届出 | |
| 廃棄物 | 一般廃棄物の処理 | 施設設置の届出 | 豊田加茂事務所 |
| | 産業廃棄物の処理 | 施設設置の届出 | |
| 鉱物採掘 | 鉱物などを採掘する場合 | 施業案の認可 | 通産局 |
| 土石採取 | 採石法に基づく土石の採取 | 計画認可 | 豊田加茂建設事務所 |
| 砂利採取 | 砂利採取法に基づく砂利採取 | 計画認可 | 豊田加茂建設事務所 |

行政的指導

| 【指導に関する項目及び指導事項の内容】 | 【市の担当課】 |
|-------------------------|---------|
| 水質保全等 | 環境政策課 |
| | |
| 保全区域 | 環境保全課 |
| | 河川課 |
| 拳母西部地域開発構想に基づく緑地保全 | 農林課 |
| | 農林課 |
| 矢作川、巴川、猿投グリーンロード周辺の緑地保全 | 農林課 |

矢水協：矢作川沿岸水質保全対策協議会。矢作川沿岸及び水域の水質保全に必要な調査、対策及び運動を行うことを目的とした組織で、県企業庁、矢作川流域市町村、漁業協同組合、土地改良区などの関係団体を会員として構成されている。特に、大規模な開発などについて、行政と連携し、事前協議、監視、指導を行い、その水環境管理方式は「矢作川方式」として全国的にも有名。

環境関連例規（条例）

- 豊田市環境基本条例（H8.9.30 全部改正 / H14.3.26 改正 / 環境政策課）

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。
- 豊田市公害防止条例（S47.3.31 制定 / H9.12.24 改正 / H16.3.31 改正 / 環境保全課）

公害の防止に関し、必要な事項を定めたもの。公害防止協定の締結、中小全業者等の公害防止施設の設置等促進のための制度など。
- 豊田市市街地における緑の保全条例（H元.3.27 制定 / H4.7.1 改正 / 公園課）

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。
- 豊田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（H5.3.31 全部改正 / H12.12.22 改正 / H.15.9.30 改正 / 清掃管理課）

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。
- 豊田市一般廃棄物処理施設条例（S37.3.27 制定 / H5.3.31 改正 / 渡刈清掃工場）

豊田市一般廃棄物処理施設（渡刈清掃工場）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。
- 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例（H7.12.25 制定 / 清掃業務課）

空き缶等のごみの散乱防止について、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、それぞれが分担する基本的な事項を定めている。
- 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定 / 下水道管理課）

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。
- 豊田市あき地環境保全条例（S47.6.30 制定 / H8.9.30 改正 / 清掃業務課）

あき地に係る生活環境の保全、公共的活用の保全に関し、必要な事項を定めている。
- 豊田市公共下水道条例（S61.9.20 制定 / H14.3.26 改正 / 下水道管理課）

下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。
- 豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定 / H14.6.26 改正 / 都市計画課）

屋外広告物に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。
- 豊田市都市景観条例（H2.3.28 制定 / H14.6.26 改正 / 都市計画課）

都市景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりとうるおいのある美しいまちとすることを目的とし、良好な都市景観の形成に関して必要な事項を定めている。
- 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例（H5.3.31 制定 / H15.3.28 改正 / 建築相談課）
- 豊田市火災予防条例（S48.12.27 制定 / H15.9.30 改正 / 消防本部予防課）
- 豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（H13.6.28 制定 / 産業廃棄物課）

廃棄物処理法による廃棄物処理施設の許可申請に先立ち、事業者と住民との間での紛争の未然防止と紛争が起きた場合の調整を目的とし、それに必要な事項を定めている。

区域指定等

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定（H10.3.13 制定 / H13.3.16 改正 / 環境保全課）
- 振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定（H10.3.13 制定 / H13.3.16 改正 / 環境保全課）
- 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定（H10.3.13 制定 / 環境保全課）
- 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定（H10.3.31 制定 / H12.8.1 改正 / 都市計画課）

環境関連資料

平成15年度発行のもの

| 名 称 | 担当課 | 発行年月 | サイズ | 内 容 |
|------------------------------------|--------|-------|----------|-----------------------------------|
| 平成 15 年版 環境報告書 | 環境政策課 | 15.9 | A4/130 頁 | 平成 14 年度の市の環境の状況、環境施策の概要のまとめ |
| 平成 15 年版 豊田環境調査報告書 | 環境保全課 | 15.10 | A4/289 頁 | 平成 14 年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告 |
| 平成 15 年度 清掃事業の概要 | 清掃管理課 | 15.9 | A4/110 頁 | 平成 14 年度の清掃事業の概要 |
| 平成 15 年 豊田市下水道年報 | 下水道管理課 | 15.8 | A4/69 頁 | 平成 14 年度の下水道事業の概要 |
| 資源・ごみの分け方、出し方 （2004 年度版ごみカレンダー） | 清掃業務課 | 16.3 | A4/8 頁 | 資源ごみの収集日と正しい分け方、出し方を示したもの |
| 資源・ごみの分け方、出し方 ガイドブック | 清掃業務課 | 15.10 | A5/41 頁 | ごみの分別の方法や資源リサイクル等をわかりやすく解説 |
| 産業廃棄物処理業者名簿 | 廃棄物対策課 | 16.3 | A4/186 頁 | 豊田市長の許可を受けている産業廃棄物処理業者の名簿 |

自然シリーズ（現在購入可能なもの）

| 題 名 | 発行年月 | 題 名 | 発行年月 |
|-------------------|------|--------------------|------|
| 11 豊田の植物（帰化植物） | 56.3 | 25 豊田の魚（池沼編） | 8.12 |
| 17 豊田のクモ | 62.3 | 26 豊田の植物（樹木の花） | 10.3 |
| 19 豊田の昆虫（猿投山の昆虫1） | 1.3 | 27 豊田市の活断層と地震 | 11.3 |
| 20 豊田の昆虫（猿投山の昆虫2） | 2.3 | 28 豊田の昆虫（チョウとガ） | 12.3 |
| 22 豊田の名木 | 5.3 | 29 豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑 | 13.3 |
| 23 豊田の植物（野草の花） | 6.3 | 30 豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑 | 14.3 |
| 24 豊田の野鳥 | 7.3 | - 自然観察の森ガイドブック | 2.4 |

環境問題に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるすべての生命の基盤であり、私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

本市は、「産業文化交流都市」の構築に向け、自然と調和したまちづくりを進めている。しかし、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが困難な時代を迎えている。

生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費に伴い、大気汚染、水の汚濁、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、将来にわたり人々の生活が不安なものとなり、生物の生存基盤が危ぶまれている。

それだけに今、私たちは、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、今まで以上に資源・エネルギー多消費型の生活や事業活動を見直し、市民、事業者、行政が協力し省資源に努めるとともに、リサイクルを推進する環境にやさしい地域にしていく必要がある。

よって、本市議会は、自然と共生できる都市を実現するため、ここに環境問題に関する決議をし、環境・資源・エネルギーの先進自治体として、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推進することを期するものである。

以上、決議する。

平成7年9月8日

豊田市議会

豊田市環境基本条例（前文）

（平成8年9月30日全部改正）

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日的发展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

環 境 方 針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらし、身近な自然生態系への影響をはじめ、さらには地球環境をも大きく変化させようとしています。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

基本方針

- 1 この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
 - (1) 職員が行う日常業務においては、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の削減とリサイクルを徹底します。
 - (2) 公共工事などの事業活動を行うときは、環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限にするよう配慮します。
- 2 環境に関する法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 3 全職員が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。
- 4 市民からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成12年4月3日

豊田市長 鈴木公平

この年次報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 15 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

平成 16 年版 環境報告書

平成 16 年 9 月

発行 **豊 田 市**
編集 環境部 環境政策課

〒471-8501 豊田市西町 3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyoya.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp